

久万高原町地域防災計画



令和4年4月
久万高原町防災会議

目次

総論	1
第1章 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の構成	1
第4 基本方針	2
第5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等	3
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1 町	4
第2 県	4
第3 指定地方行政機関	5
第4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、航空自衛隊西部航空方面隊）	8
第5 指定公共機関	8
第6 指定地方公共機関	9
第7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	10
第8 住民・事業者	12
第3章 久万高原町の地勢等及び災害の概要	13
第1 自然的条件	13
第2 社会的条件	13
第3 過去の災害	15
第4章 地震発生の条件	16
第1 地形・地質	16
第2 中央構造線断層帯	17
第3 南海トラフ	18
第4 安芸灘～伊予灘～豊後水道	20
第5 地震想定	20
第5章 地震防災緊急事業五箇年計画	28
風水害等対策編	29
第1編 風水害等災害予防計画	29
第1章 防災気象情報の伝達	29
第1 定義	29
第2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統	31
第3 気象情報の種類及び伝達系統	31
第4 特別警報	32
第5 土砂災害警戒情報の発表・伝達	34

第6	洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達	35
第7	火災気象通報及び火災警報の発表・伝達	35
第8	伝達方法	35
第9	緊急伝達方法	36
第2章	防災思想・知識の普及	39
第1	町職員に対する教育	39
第2	教職員及び児童・生徒等に対する教育	39
第3	住民に対する防災知識の普及	40
第4	普及の際の留意点	41
第3章	住民の防災対策	43
第1	住民の果たすべき役割	43
第2	防災士の役割	44
第3	町の活動	44
第4章	自主防災組織の防災対策	45
第1	自主防災組織の育成強化	45
第2	地域における自主防災組織の果たすべき役割	46
第3	町の活動	48
第4	自主防災組織と消防団等との連携	49
第5	事業所等における自主防災活動	49
第6	地域における自主防災活動の推進	50
第5章	事業者の防災対策	51
第1	事業者の果たすべき役割	51
第2	町の活動	52
第6章	ボランティアの防災対策	53
第1	災害救援ボランティアの養成・登録等	53
第2	災害救援ボランティアの活動拠点の確保	53
第3	県警察の活動	53
第4	ボランティアの果たすべき役割	53
第7章	防災訓練の実施	55
第1	防災訓練の実施責務又は協力	55
第2	防災訓練の種別	55
第3	訓練の時期	56
第4	訓練の方法	56
第5	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	57
第6	近隣市町等が実施する訓練への参加	57
第8章	業務継続計画の策定	57
第1	業務継続計画の概要	57

第2 町の業務継続計画	57
第9章 避難対策	58
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	58
第2 避難路の指定	60
第3 住民等への周知のための措置	60
第4 指定避難所の設備及び資機材の配置	60
第5 町の避難計画	61
第6 避難情報の判断・伝達マニュアルの策定	62
第7 その他の事前計画の検討	63
第8 防災上重要な施設の管理者の留意事項	63
第9 避難所運営マニュアルの整備	63
第10 新型コロナウイルス感染症対策	63
第11 広域避難者への配慮	64
第10章 緊急物資確保対策	65
第1 食料及び生活必需品等の確保	65
第2 飲料水等の確保	66
第3 物資供給体制の整備	67
第11章 医療救護対策	68
第1 実施方針	68
第2 初期医療体制の整備	68
第3 後方医療体制等の整備	69
第4 災害情報の収集・連絡体制の整備	69
第5 難病患者等の状況把握	69
第6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備	69
第7 災害医療に関する普及・啓発、研修、訓練等の実施	69
第8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項	69
第12章 防疫・保健衛生体制の整備	70
第1 実施体制	70
第2 防疫用薬品等の調達	70
第3 保健衛生活動体制の整備	70
第4 し尿処理の確保	70
第5 ごみ処理体制の確保	71
第6 災害廃棄物の処理体制の整備	71
第7 住民への指導	71
第13章 孤立地区対策	72
第1 孤立予想地域の事前把握	72
第2 孤立危険性に関する住民への周知	72

第3	通信設備等の整備	72
第4	緊急救出手段の確保	72
第5	集団避難の検討	72
第6	食料等の備蓄の推進	72
第14章	要配慮者の支援対策	73
第1	避難行動要支援者名簿の作成等	73
第2	緊急連絡体制の整備	77
第3	避難体制の確立	77
第4	福祉避難所の整備	77
第5	防災教育・訓練の充実	77
第6	要配慮者の措置	77
第7	社会福祉施設管理者の活動	77
第15章	広域的な応援体制の整備	79
第1	応援協定締結状況	79
第2	協定の充実等	80
第3	応援要請等の整備	81
第4	防災道の駅	82
第5	受援計画の策定・運用	83
第16章	資材・機材等の点検整備	84
第1	点検整備を要する資材・機材	84
第2	実施時期	84
第3	点検整備実施内容	84
第4	留意事項	84
第17章	情報通信システムの整備	85
第1	町の通信施設の現状	85
第2	情報収集・連絡体制の整備	85
第3	通信施設の整備	85
第4	災害時優先電話の周知徹底	86
第5	職員参集システムの整備	86
第6	愛媛県非常通信協議会との連携	86
第7	アマチュア無線の活用体制の整備	86
第8	防災情報システムの拡充整備	86
第9	ヘリコプターテレビ電送システム等の活用	87
第10	河川等情報システムの活用	87
第11	各種情報システムデータのバックアップ保管	87
第18章	ライフライン災害予防対策	88
第1	水道施設（環境整備課）	88

第2	下水道施設（環境整備課）	88
第3	電力施設（四国電力送配電株式会社）	88
第4	ガス（LPガスを含む。）施設（ガス販売事業者）	89
第5	電信電話施設（西日本電信電話株式会社）	90
第19章	道路災害予防対策	92
第1	緊急輸送道路の確保	92
第2	防災点検等の実施	92
第3	道路施設の防災対策及び改良整備	92
第4	道路の冠水事故防止対策の実施	93
第5	道路通行規制等の実施	93
第6	道路施設の長寿命化対策	93
第20章	建築物災害予防対策	94
第1	風水害に強いまちづくり	94
第2	防災拠点施設	94
第21章	農林地・農林業用施設災害予防対策	95
第1	農林地及び農林業施設	95
第2	老朽ため池	95
第22章	文化財の災害予防対策	96
第1	文化財の災害予防対策	96
第23章	水害予防対策	97
第1	治山	97
第2	治水	97
第3	砂防	98
第4	水防資機材の点検配備	99
第24章	地盤災害予防対策	100
第1	危険地域の現状把握	100
第2	総合的な土砂災害対策	100
第3	土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備等	101
第4	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進	102
第5	農地等保全	102
第6	治山事業の実施	102
第25章	危険物等災害予防対策	103
第1	火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策	103
第2	毒物・劇物の災害予防対策	103
第26章	火災予防対策	105
第1	組織	105
第2	消防職員、消防団員の教育・育成	106

第3	消防施設の拡充強化.....	106
第4	防火思想の普及.....	107
第5	自主防災組織等との連携体制の整備.....	107
第6	火災予防.....	107
第7	火災予防査察.....	108
第8	特殊防火対象物の警戒.....	108
第9	消火活動.....	108
第10	災害防御の措置.....	109
第27章	林野火災予防対策.....	110
第1	林野火災予防思想の普及、啓蒙.....	110
第2	林野火災消防計画の確立.....	110
第3	林野所有（管理）者の予防対策.....	110
第4	林野火災対策用資機材の整備.....	111
第5	空中消火の支援要請.....	111
第28章	災害復旧・復興への備え.....	112
第1	平常時からの備え.....	112
第2	複合災害への備え.....	112
第3	災害廃棄物の発生への対応.....	113
第4	各種データの整備保全.....	113
第5	保険・共済の活用.....	113
第6	罹災証明書交付体制の整備.....	113
第7	復興事前準備の実施.....	113
第8	復興対策の研究.....	114
第2編	風水害等災害応急対策.....	115
第1章	各機関応急措置の概要.....	115
第1	町のとるべき措置.....	115
第2	県のとるべき措置.....	115
第3	住民のとるべき措置.....	116
第4	関係機関のとるべき措置.....	116
第2章	防災組織及び編成.....	117
第1	久万高原町災害対策本部.....	117
第2	町対策本部の組織及び事務分掌.....	119
第3	非常配備体制.....	120
第4	本部職員の腕章等.....	122
第5	久万高原町防災会議.....	122
第6	職員の動員.....	123
第7	職員の応援.....	124

第8	新型コロナウイルス感染症対策	124
第3章	通信連絡	127
第1	通信連絡手段	127
第2	インターネットの利用	129
第3	孤立地域との通信連絡	129
第4	情報の収集・伝達手段の応急復旧	129
第5	アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用	129
第4章	情報活動	130
第1	災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡	130
第2	情報活動における連携強化	130
第3	処理すべき情報の種類	130
第4	情報の収集	131
第5	情報の伝達	133
第6	報告及び要請事項の処理	134
第7	大規模災害時における町の行政機能の確保状況の把握	136
第8	発見者の通報義務	136
第5章	広報活動	137
第1	広報責任者	137
第2	広報事項	137
第3	広報実施方法	137
第4	住民が必要な情報を入手する方法	138
第5	広聴活動	138
第6	広報資料（写真）の収集	138
第7	安否情報の提供	139
第6章	避難活動	140
第1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	140
第2	警戒区域の設定	150
第3	避難の方法	151
第4	指定避難所の設置及び避難生活	155
第5	指定避難所等における町職員等の役割	158
第6	避難状況の報告	158
第7	学校、社会福祉施設等における避難対策	159
第8	他市町への避難者受入の要請、他市町からの避難者の受け入れ	159
第9	災害救助法に基づく措置基準	160
第10	新型コロナウイルス感染症対策	160
第7章	緊急輸送活動	165
第1	実施体制	165

第2	輸送対象等	165
第3	輸送の方法	166
第4	車両による輸送	166
第5	バス等による輸送	166
第6	人力による輸送	167
第7	ヘリコプターによる輸送	167
第8	救援物資の集積拠点	167
第9	緊急輸送道路の確保	167
第10	記録等	167
第11	応援要請	167
第12	災害救助法に基づく措置基準	168
第8章	交通応急対策活動	169
第1	交通規制措置	169
第2	実施機関	169
第3	陸上交通確保の基本方針	169
第4	緊急交通路確保のための交通規制	170
第5	交通規制実施後の広報	170
第6	道路交通確保の措置	171
第7	道路占用工作物の保全対策	172
第8	緊急通行車両の確認等	172
第9章	孤立地区に対する支援活動	174
第1	孤立地区の把握	174
第2	外部との通信手段を確保	174
第3	緊急救出手段の確保	174
第4	集団避難の検討	174
第5	防犯パトロールの強化	174
第6	緊急支援物資の確保・搬送	174
第10章	消防活動	175
第1	消防活動の基本方針	175
第2	消防機関の活動	175
第3	消防活動の応援要請	176
第4	事業所の活動	178
第5	自主防災組織の活動	178
第6	住民の活動	178
第11章	水防活動	179
第1	水防組織	179
第2	水防倉庫及び資機材	179

第3	水防活動	179
第4	水門等の操作及び通報	182
第5	費用負担と公用負担	182
第12章	人命救助活動	183
第1	人命救助活動の基本方針	183
第2	町の活動	183
第3	消防機関の活動	185
第4	自主防災組織の活動	185
第5	救助隊員等の惨事ストレス対策	185
第6	事業所の活動	185
第7	災害救助法に基づく措置基準	186
第13章	遺体の捜索・措置・埋葬	187
第1	実施責任者	187
第2	行方不明者及び遺体の捜索	187
第3	遺体の検案	187
第4	遺体の収容、安置	188
第5	火葬・埋葬	188
第6	県への応援要請	188
第7	記録	188
第8	住民及び自主防災組織の活動	189
第9	災害救助法に基づく措置基準	189
第14章	災害救助法の適用	190
第1	実施責任者	190
第2	適用基準	190
第3	滅失世帯の算定方法	191
第4	住家の滅失等の認定基準	191
第5	適用手続	192
第6	救助項目及び実施期間	192
第15章	食料及び生活必需品等の確保・供給	194
第1	実施責任者	194
第2	供給対象者	194
第3	物資の供給	194
第4	救援物資集積所	195
第5	炊き出し	195
第6	生活必需物資の給貸与方法	196
第7	住民及び自主防災組織の活動	196
第8	記録等	196

第9	燃料の供給	197
第10	応急食料の国への支援要請	197
第11	災害救助法に基づく措置基準	197
第16章	飲料水の確保・供給	198
第1	実施責任者	198
第2	被害状況の調査、確認	198
第3	給水方法	198
第4	給水施設の応急復旧	199
第5	広報の実施	199
第6	住民及び自主防災組織の活動	199
第7	応援の要請	199
第8	記録等	199
第9	災害救助法に基づく措置基準	200
第17章	医療救護活動	201
第1	実施責任者	201
第2	医療救護活動の実施方針	201
第3	情報の収集・提供	201
第4	町の医療救護活動	201
第5	負傷者の搬送体制	204
第6	医療資機材等の確保	204
第7	県への応援要請	204
第8	愛媛県医師会、愛媛県歯科医師会等への応援要請	204
第9	救護病院の活動	205
第10	住民及び自主防災組織の活動	205
第11	記録等	205
第12	災害救助法に基づく措置基準	205
第18章	防疫・衛生活動	206
第1	感染症予防対策	206
第2	住民の活動	208
第19章	保健衛生活動	209
第1	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	209
第2	被災者等への保健衛生活動	209
第3	保健師等の応援・派遣受入	209
第20章	食品衛生活動	210
第1	町の活動	210
第2	住民への啓発指導	210
第21章	廃棄物等の処理	211

第1 実施体制	211
第2 し尿処理対策	211
第3 ごみ処理対策	212
第4 災害廃棄物処理対策	213
第5 県への応援要請	213
第6 処理施設の応急復旧	213
第22章 障害物の除去	214
第1 実施主体	214
第2 住宅の障害物の除去	214
第3 道路等の障害物の除去方法	214
第4 河川の障害物の除去	214
第5 障害物集積場の確保	215
第6 応援の要請	215
第7 記録等	215
第8 災害救助法に基づく措置基準	215
第23章 動物の管理	216
第1 町の活動	216
第2 住民及び民間の活動	216
第3 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理	216
第24章 応急住宅対策	218
第1 実施体制	218
第2 被害状況の把握	218
第3 応急仮設住宅	218
第4 住宅の応急修理	219
第5 県に対する建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	219
第6 住居等に流入した土石等障害物の除去	220
第7 建築相談窓口の設置	220
第8 記録等	220
第9 災害救助法に基づく措置基準	220
第25章 応急教育活動	221
第1 実施責任者	221
第2 応急教育対策に関する事項	221
第3 応急教育の実施	222
第4 学校が地域の避難所となる場合の留意事項	222
第5 教科書及び学用品の調達並びに支給	222
第6 学校給食に関する基準	223
第7 学校施設の一時使用の措置	223

第8	高等学校生徒の災害応急対策への協力	223
第9	保健・衛生に関する事項	223
第10	記録等	224
第11	文化財の保護	224
第12	災害救助法に基づく措置基準	224
第26章	要配慮者に対する支援活動	225
第1	避難行動要支援者の把握	225
第2	避難行動要支援者の避難誘導	225
第3	指定避難所等への移送	225
第4	応急仮設住宅への優先的入居	226
第5	在宅者への支援	226
第6	応援依頼	226
第27章	ボランティア等への支援	227
第1	久万高原町災害ボランティアセンターの設置	227
第2	町ボランティアセンターの構成メンバー	227
第3	町ボランティアセンターの任務	227
第4	町ボランティアセンターに対する情報、活動拠点及び資機材の提供	228
第5	新型コロナウイルス感染症対策	228
第28章	応援協力活動	229
第1	知事に対する応援要請等	229
第2	他の市町長に対する応援要請	229
第3	関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請	229
第4	協定締結民間事業者等に対する応援要請	230
第5	県消防防災ヘリコプター等の出動要請	231
第6	自衛隊の災害派遣要請	231
第7	応援受入体制の確立	231
第8	労働力の確保に関する対策	232
第29章	県消防防災ヘリコプターの出動要請	233
第1	支援活動の種類	233
第2	緊急運航の要件	233
第3	緊急運航要請手続	233
第4	自主出動	233
第30章	自衛隊災害派遣要請の要求等	235
第1	災害派遣要請事項	235
第2	災害派遣要請の要求の依頼手続	235
第3	自衛隊の自主派遣	236
第4	要求連絡先窓口	236

第5	自衛隊の救援活動の内容	236
第6	災害派遣部隊の受入体制	237
第7	派遣部隊の撤収要請	238
第8	経費の負担区分	238
第31章	ライフラインの確保	239
第1	水道施設（環境整備課）	239
第2	下水道施設（環境整備課）	239
第3	電力施設（四国電力送配電株式会社）	240
第4	ガス（LPガスを含む。）施設（ガス販売業者）	241
第5	電信電話施設	242
第32章	郵便事業の運営維持	244
第1	郵便物の送達の確保	244
第2	郵便局の窓口業務の維持	244
第33章	豪雪災害防止活動	245
第1	道路の除雪対策等	245
第2	なだれ対策	246
第3	学校教育対策	246
第4	保健衛生及び医療措置	246
第34章	危険物施設等の安全確保	247
第1	火薬類の保安	247
第2	高圧ガスの保安	247
第3	石油類等の保安	248
第4	毒物・劇物の保安	248
第35章	大規模火災応急活動	249
第36章	林野火災応急活動	249
第3編	風水害等災害復旧・復興対策	250
第1章	公共施設災害復旧対策	250
第1	被災施設の復旧等	250
第2	激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進	251
第3	災害査定促進	251
第2章	復興計画	252
第1	復興計画の作成	252
第2	大規模災害からの復興に関する法律の活用	252
第3	防災まちづくりを目指した復興	253
第4	復興財源の確保	253
第3章	災害復旧資金	255
第1	中小企業を対象とした支援	255

第2	農林漁業者を対象とした支援	256
第4章	被災者等に対する支援	257
第1	要配慮者の支援	257
第2	義援物資、義援金の受け入れ及び配分	257
第3	災害弔慰金等の支給	259
第4	被災者の経済的再建支援	259
第5	罹災証明書の交付	260
第6	被災者の生活確保	261
第7	生活再建支援策等の広報	262
第8	地域経済の復興と発展のための支援	263
第9	新型コロナウイルス感染症対策	264
地震災害対策編		267
第1編 地震災害予防対策		267
第1章	地震災害予防対策の基本的考え方	267
第1	想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	267
第2章	防災思想・知識の普及	268
第1	町職員に対する教育	268
第2	教職員及び児童・生徒等に対する教育	268
第3	住民に対する防災知識の普及	269
第4	普及の際の留意点	271
第3章	住民の防災対策	272
第1	住民の果たすべき役割	272
第2	防災士の役割	273
第3	町の活動	273
第4章	自主防災組織の防災対策	274
第5章	事業者の防災対策	274
第6章	ボランティアの防災対策	274
第7章	地震防災訓練の実施	274
第8章	業務継続計画の策定	274
第9章	地震災害予防対策	275
第1	火災予防	275
第2	消防力の充実強化	276
第3	消防水利の整備	277
第4	建築物等の耐震対策	277
第5	被災建築物等に対する安全対策	279
第10章	水害予防対策	280
第1	河川管理施設の整備	280

第2章 消防力（水防）の強化	280
第11章 地盤災害予防対策	280
第12章 孤立地区対策	280
第13章 住民生活の確保対策	281
第1 避難計画の作成	281
第2 食料及び生活必需品等の確保	286
第3 飲料水等の確保	287
第4 物資供給体制の整備	288
第5 医療救護体制の確保	288
第6 防疫活動の確保	291
第7 保健衛生活動体制の整備	291
第8 し尿処理体制の確保	291
第9 ごみ処理体制の確保	292
第10 災害廃棄物処理体制の整備	292
第14章 要配慮者の支援対策	292
第15章 広域的な応援体制の整備	292
第16章 情報通信システムの整備	292
第17章 ライフラインの耐震対策	293
第1 水道施設（環境整備課）	293
第2 下水道施設（環境整備課）	293
第3 電力施設（四国電力送配電株式会社）	294
第4 ガス（LPガスを含む。）施設（ガス販売事業者）	295
第5 電信電話施設（西日本電信電話株式会社等）	296
第18章 公共土木施設等の耐震対策等	297
第19章 危険物施設等の耐震対策	298
第1 危険物施設	298
第2 高圧ガス施設	298
第3 毒物・劇物貯蔵施設	299
第4 火薬類製造施設・貯蔵施設	299
第20章 災害復旧・復興への備え	300
第1 平常時からの備え	300
第2 複合災害への備え	300
第3 災害廃棄物の発生への対応	301
第4 各種データの整備保全	301
第5 地震保険の活用	301
第6 保険・共済の活用	301
第7 罹災証明書交付体制の整備	301

第8	復興事前準備の実施	302
第9	復興対策の研究	302
第2編	地震災害応急対策	303
第1章	町の災害応急活動	303
第1	久万高原町災害対策本部の設置	303
第2	非常配備体制	305
第3	職員の動員	306
第4	本部職員の動員方法	307
第5	動員の伝達系統	307
第6	新型コロナウイルス感染症対策	309
第2章	通信連絡	310
第3章	情報活動	311
第1	情報活動の強化	311
第2	災害情報の収集連絡	311
第3	情報活動における連携強化	315
第4	情報の収集	315
第5	情報の伝達	317
第6	報告及び要請事項の処理	318
第4章	広報活動	321
第1	広報責任者	321
第2	広報事項	321
第3	広報実施方法	321
第4	県に対する広報の要請	322
第5	住民が必要な情報を入手する方法	322
第6	広聴活動	322
第7	広報資料（写真）の収集	323
第8	安否情報の提供	323
第5章	避難活動	324
第1	避難情報	324
第2	避難の方法	326
第3	指定避難所等の設置及び避難生活	327
第4	避難状況の報告	330
第5	住民による確認事項	330
第6章	緊急輸送活動	330
第7章	交通応急対策活動	331
第1	緊急地震速報を覚知したとき及び地震発生時の自動車運転者の措置	331
第8章	災害拡大防止活動	332

第1	消防活動	332
第2	水防活動	335
第3	人命救助活動	335
第4	学校における災害応急対策	336
第5	被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施	336
第6	帰宅困難者への対応	336
第9章	災害救助法の適用	337
第10章	地域への救援活動	338
第1	物資の確保・供給	338
第2	飲料水の確保・供給	341
第3	燃料の確保	342
第4	医療救護活動	342
第5	下水処理・し尿処理の実施	342
第6	生活系ごみ処理の実施	342
第7	災害廃棄物の処理	343
第8	防疫・衛生活動	344
第9	保健衛生活動	344
第10	遺体の捜索・措置・埋葬	344
第11	災害時における動物（犬、猫等）の管理	344
第12	死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理	344
第13	応急住宅対策	344
第11章	応急教育活動	346
第1	町教育委員会の震災対策	346
第2	学校の震災対策	346
第3	社会教育施設等の震災対策	347
第12章	要配慮者に対する支援活動	348
第13章	孤立地区に対する支援活動	348
第14章	応援協力活動・ボランティア等への支援	348
第15章	通信放送施設の確保	349
第1	通信施設	349
第2	放送施設	349
第16章	ライフラインの確保	349
第17章	公共土木施設等の確保	350
第1	道路施設	350
第2	河川管理施設	350
第3	砂防等施設	350
第4	治山等施設	351

第5	農業用施設	351
第6	災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等	351
第7	情報システム	351
第8	都市公園施設	352
第18章	危険物施設等の安全確保	352
第19章	社会秩序維持活動	353
第1	住民への広報	353
第2	生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	353
第3	県に対する要請	353
第3編	地震災害復旧・復興対策	354
第1章	災害復旧対策	354
第1	激甚災害の指定	354
第2	被災施設の復旧等	354
第3	災害査定促進	354
第4	街区の復興	354
第2章	復興計画	355
第3章	被災者の生活再建支援	356
第1	要配慮者の支援	356
第2	義援物資、義援金の受入及び配分	356
第3	災害弔慰金等の支給	356
第4	被災者の経済的再建支援	356
第5	罹災証明書の交付	356
第6	被災者の生活確保	356
第7	生活再建支援策等の広報	356
第8	中小企業を対象とした支援	356
第9	農林漁業者を対象とした支援	356
第10	地域経済の復興と発展のための支援	356
第11	新型コロナウイルス感染症対策	356
第4編	南海トラフ地震防災対策推進計画	357
第1章	総則	357
第1	推進計画の目的	357
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	357
第3	基本的な考え方	357
第2章	南海トラフ地震に関する情報の種類	358
第1	南海トラフ地震に関連する情報	358
第2	南海トラフ地震臨時情報	358
第3章	南海トラフ地震臨時情報の発表までの流れ	360

第4章	地域防災力の向上に関する計画	361
第1	自主防災組織の災害対応能力の向上	361
第2	事業所等の災害対応能力の向上	361
第5章	関係者との連携協力の確保	363
第1	資機材、人員等の配備手配	363
第2	他機関に対する応援要請	363
第3	帰宅困難者への対応	363
第6章	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	364
第1	避難指示等の発令基準	364
第2	避難対策等	364
第3	水道、電気、ガス、通信関係	365
第4	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	365
第5	迅速な救助	366
第7章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	368
第8章	防災訓練計画	368
第9章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	369
第1	町職員に対する防災知識の普及	369
第2	地域住民等に対する防災知識の普及	369
第3	学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画	370
第4	相談窓口の設置	371
第10章	支援・受援体制の整備	372
第1	相互応援体制の整備	372
第2	支援体制の整備	372
第3	受援体制の整備	372
第4	ボランティア等の活動体制	373
第11章	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	374
第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策	374
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策	374
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策	378
第4	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策	379
第12章	広域避難対策	379
第1	広域避難者の受入体制の整備	379
第2	広域避難者への対応	379

総 論

第 1 章 計画の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、久万高原町の地域に係る防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 3 条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震の発生に伴い各種災害から防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、地震防災対策の一層の推進を図る。

特に、町においては、地震災害による人的被害等の軽減を図るための減災目標を設定するとともに、その実現のための住民運動を展開する。

また、中予地区防災応援協定等の各種応援協定及び愛媛県の応援要請等に基づき、他市町での災害発生時において迅速、適切な人的、物的応援活動が実施できる計画を定めるものとする。

第 2 計画の性格

この計画は、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定公共機関：西日本電信電話株式会社等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第 3 計画の構成

久万高原町地域防災計画の構成は、次の 3 編による。

1 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の久万高原町の概要、過去の災害等の概要等、計画の基本となる事項を示す。

2 風水害等対策編

(1) 第1編 風水害等災害予防計画

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防計画を示す。

(2) 第2編 風水害等災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(3) 第3編 風水害等災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

3 地震災害対策編

(1) 第1編 地震災害予防対策

地震災害に備えての平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防計画を示す。

(2) 第2編 地震災害応急対策

地震災害が発生した場合の応急対策を示す。

(3) 第3編 地震災害復旧・復興対策

地震災害発生後の復旧、復興対策を示す。

(4) 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策を示す。

第4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。さらに、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、町及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に

強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、この計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

第5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定された防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組のさらなる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりを強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭におきながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。このため、町は、国土強靱化基本法第13条に基づき作成された愛媛県地域強靱化計画の基本目標である、

- 1 人命の保護が最大限図られる。
- 2 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 3 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

久万高原町、愛媛県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し概ね次の事務又は業務を処理する。

第1 町

- 1 町地域防災計画の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- 5 自主防災組織の育成指導その他住民の地震災害対策の推進
- 6 防災訓練の実施
- 7 防災のための施設等の整備
- 8 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 9 被災者の救出、救護等の措置
- 10 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- 11 高齢者等避難、避難指示の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び指定避難所の開設
- 12 消防、水防その他の応急措置
- 13 被災児童・生徒の応急教育の実施
- 14 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 15 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 16 災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- 17 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 18 緊急輸送路の確保
- 19 災害復旧の実施
- 20 その他災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

第2 県

- 1 県地域防災計画の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- 5 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進

- 6 防災訓練の実施
- 7 防災のための装備・施設等の整備
- 8 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 9 被災者の救出、救護等の措置
- 10 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- 11 避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項
- 12 水防その他の応急措置
- 13 被災児童・生徒の応急教育の実施
- 14 清掃、防疫及びその他の保健衛生の実施
- 15 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 16 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- 17 食料、医薬品その他の物資の備蓄及び確保
- 18 緊急輸送の確保
- 19 災害復旧の実施
- 20 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震災害応急対策の連絡調整
- 21 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3 指定地方行政機関

1 中国四国管区警察局（四国警察支局）

- (1) 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 警報の伝達に関すること。

2 四国総合通信局

- (1) 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。
- (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
- (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
- (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。

3 四国財務局（松山財務事務所）

- (1) 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。

4 中国四国厚生局（四国厚生支局）

独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関すること。

5 愛媛労働局

- (1) 事業場における災害による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。
- (2) 事業場等の被災状況の把握に関すること。

6 中国四国農政局

- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
- (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (6) 災害時の食料の供給に関すること。
- (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

7 四国森林管理局愛媛森林管理署

- (1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
- (2) 国有保有林の整備保全
- (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給
- (4) 民有林における災害時の応急対策等

8 四国経済産業局

- (1) 被災商工業、鉱業等の事業者の正常な運営の確保に関すること。
- (2) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。
- (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。

9 中国経済産業局

電気の供給の確保に必要な指導に関すること。

10 中国四国産業保安監督部（四国支部）

- (1) 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。
- (2) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。
- (3) 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。

1 1 四国地方整備局（松山河川国道事務所（松山第一国道維持出張所）・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- (1) 災害予防
 - ア 所管施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (2) 応急・復旧
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
- (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。

1 2 四国運輸局（愛媛運輸支局）

- (1) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 自動車運送事業者に対する輸送のあっせんに関すること。

1 3 大阪管区气象台（松山地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

1 4 中国四国地方環境事務所

- (1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
- (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。

第4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、航空自衛隊西部航空方面隊）

- 1 被害状況の把握に関する事。
- 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。
- 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。
- 4 応急医療、救護及び防疫に関する事。
- 5 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関する事。
- 6 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。
- 7 危険物の保安及び除去に関する事。

第5 指定公共機関

1 日本郵便株式会社（四国支社、久万郵便局・美川郵便局ほか）

- (1) 郵政業務の運営の確保に関する事。
- (2) 郵便局の窓口業務の維持に関する事。

2 日本銀行（松山支店）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関する事。
- (2) 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関する事。
- (3) 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあっせん・指導に関する事。
- (4) 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関する事。
- (5) 各種金融措置の広報に関する事。

3 日本赤十字社（愛媛県支部）

- (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。
- (2) 被災者に対する救援物資の配付に関する事。
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。
- (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。

4 日本放送協会（松山放送局）

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関する事。
- (2) 地震情報及びその他地震に関する情報の正確迅速な提供による県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。
- (4) 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関する事。

5 四国旅客鉄道株式会社（JR四国バス株式会社松山支店）

- (1) 施設等の保全に関する事。
- (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。

- (3) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
- (4) 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。

6 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、NTTコミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時における通信の確保に関すること。
- (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
- (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
- (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。

7 日本通運株式会社（松山支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店）、佐川急便株式会社（松山店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

8 四国電力株式会社（久万お客さまセンター）、四国電力送配電株式会社

- (1) 電力施設等の保全に関すること。
- (2) 電力供給の確保に関すること。
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
- (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。

9 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、その他携帯電話通信事業者

重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

10 独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）

- (1) 災害時における医療班の派遣又は派遣準備に関すること。
- (2) 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関すること。
- (3) 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。

11 イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

- (1) 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。
- (2) 災害対策用物資の供給に関すること。

第6 指定地方公共機関

1 伊予鉄道株式会社（伊予鉄南予バス株式会社 久万営業所）

- (1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

- (2) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
- (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること。

2 一般社団法人愛媛県医師会（一般社団法人上浮穴郡医師会）、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

3 一般社団法人愛媛県歯科医師会

- (1) 検案時の協力に関すること。
- (2) 救護所、救護病院等における医療活動の実施に関すること。

4 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛新聞社

- (1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
- (3) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
- (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

5 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会

- (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
- (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

第7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 松山市農業協同組合、株式会社松山生協マーケット、久万広域森林組合、面河川漁業協同組合

- (1) 共同利用施設等の保全に関すること。
- (2) 被災組合員の援護に関すること。
- (3) 食料、生活必需品、復旧資機材等の援護物資の供給に関すること。

2 久万高原町商工会

- (1) 被災商工業者の援護に関すること。
- (2) 食料、生活必需品、復旧資機材等の援護物資の供給の協力に関すること。

3 株式会社いぶき

- (1) 災害復旧資機材等の供給に関すること。

- (2) 道路等の障害物の除去等の協力に関すること。
- (3) 倒壊木の排除等の救出救護活動等の協力に関すること。

4 愛媛県建設業協会上浮穴支部

- (1) 土木及び建設重機類等の確保に関すること。
- (2) 道路等の障害物等の除去等の協力に関すること。
- (3) 人員及び物資の緊急輸送等の協力に関すること。
- (4) 倒壊家屋等からの救出等における建設機材の提供と協力に関すること。

5 医療機関管理者

- (1) 収容者の安全確保に関すること。
- (2) 災害時の負傷者等の収容及び医療に関すること。
- (3) 災害時における災害現場等への医療従事者の派遣協力に関すること。
- (4) 医薬品、医療資機材等の調達の協力に関すること。

6 危険物施設管理者、LPガス取扱機関

- (1) 危険物施設等の保全に関すること。
- (2) LP等の供給の確保に関すること。

7 久万高原町社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
- (2) 被災者の自立的生活支援のための生活福祉資金の貸付に関すること。
- (3) ボランティアの受け入れに関すること。
- (4) ボランティアの支援活動に関すること。

8 養護老人ホームささゆり荘、特別養護老人ホーム久万の里、その他の社会福祉施設等

- (1) 施設入所者の安全確保に関すること。
- (2) 施設職員等の応援体制に関すること。
- (3) 要配慮者等被災者の受け入れに関すること。
- (4) 要配慮者の援護物資等の調達の協力に関すること。

9 小学校、中学校、高等学校管理者

- (1) 児童・生徒の防災教育に関すること。
- (2) 児童・生徒の安否確認と避難誘導に関すること。
- (3) 各種設備及び施設の安全点検に関すること。
- (4) 防災本部の設置及び応急救護活動に関すること。
- (5) 被災者の受け入れと避難所の運営に関すること。

(6) その他児童・生徒の安全確保に関すること。

10 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

(1) 町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

(2) 災害時における事業活動の継続的实施に関すること。

第8 住民・事業者

1 住民

(1) 住民

ア 自助の実践に関すること。

イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。

ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。

(2) 自主防災組織

ア 災害及び防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。

ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。

エ 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

2 事業者

(1) 事業者

ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。

イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。

ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。

エ 災害応急対策の実施に関すること。

オ 町又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

第3章 久万高原町の地勢等及び災害の概要

第1 自然的条件

1 位置及び地勢

本町は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、北部は松山市、東温市、砥部町に接し、南部は高知県、東部は西条市、西部は内子町、西予市に接している。町役場本庁から県都松山市まで約34km、高知市まで約91kmの距離にある。

南北30km、東西28kmで面積は約583.69km²あり、県内で一番広い面積を有する。標高1,000m級の四国山地に囲まれた標高400mから800mの中山間地域であり、土佐湾へ流れ込む仁淀川、仁淀川から分岐した久万川が縦走する水源地域でもある。

2 気候

気候は、山岳広陵地域で標高が高いため、夏は冷涼であり、冬は寒冷である。また、気象現象の変化が厳しく、湿度が高く霧・雨・曇り・雪が多い。また、高低差のある複雑な地形であり、場所によっては昼夜、季節ごとに寒暖の差が大きい。台風の常襲地帯にも属している。

第2 社会的条件

1 人口

令和2年の国勢調査による町の総人口は、7,404人で、平成2年の人口13,313人から約44.4%の減少となっている。平成22年からの10年間では2,240人減少している。

世帯数は、令和2年が3,638世帯で、平成2年の5,342世帯に比べ約31.9%の減少である。

1世帯あたりの人口は、令和2年が2.04人で、平成22年の2.17人、平成27年の2.08人に比較して年々核家族化が進行している。

一方、老年人口をみると、令和2年では49.4%となっており高齢化が急速に進んでいる。

町としては、こうした高齢者の実態を把握するとともに、防災面についても要配慮者対策などに取り組み、関係機関、関係団体と連携して、防災対策を推進していくことが必要となる。

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口(人)		13,313	12,781	11,887	10,946	9,644	8,447	7,404
世帯数(戸)		5,342	5,277	5,146	4,891	4,454	4,052	3,638
1世帯あたりの人員(人)		2.49	2.42	2.31	2.24	2.17	2.08	2.04
老年人口 (65歳以上)	人口(人)	3,437	4,077	4,539	4,678	4,329	3,984	3,655
	割合(%)	25.8	31.9	38.2	42.7	44.9	47.3	49.4

2 産業、経済

町は、藩政時代には松山藩に属し、土佐街道の宿場町、四国霊場大宝寺・岩屋寺の門前町として栄えた。近年でも一般の参拝客に加え「歩き遍路」「お遍路ツアー」等の巡拝者が多い。

基幹産業の農林業は従事者の高齢化と担い手不足・労働力の低下が進み、町は、第3セクターの林業担い手会社「株式会社いぶき」や農業公社の設立などの対策を行っている。

(1) 農林業

農業では、中山間地の冷涼な気候を生かして、京阪神圏にも出荷しているトマト等の夏秋野菜・高原米の栽培、畜産等が主体に営まれているが、農産加工や観光農業により付加価値を付け、所得の向上も図っている。

林業は、全国でも有数の産地であるが、近年、木材需要の減少等による国産材価格の低迷が続き、厳しい状況である。町は、林業成長産業化地域構想に基づき、久万材のブランド化と有利販売を実現し、その利益を林業経営者に還元する仕組みの構築に取り組んでいる。

(2) 商工業

商業はほとんどが家族経営の零細な商店であり、一部大型店等を除き、後継者不足、顧客・販売額の減少等の問題が生じている。

工業については、食品加工、木材加工、縫製、生コンなどの零細な事業所が中心である。地域資源を活かした企業の育成を図るとともに、高度情報通信網を活用して立地的条件を克服した起業の促進を図ることが求められている。

(3) 観光等

観光資源としては、国定公園の石鎚山、名勝面河溪、四国カルスト県立自然公園（古岩屋・五段高原・大川嶺）等の自然をはじめ、四国霊場44・45番札所、ふるさと旅行村、スキー・ゴルフ場、天体観測館、上黒岩遺跡等の観光施設、農業公園、道の駅等の物産販売所がある。

他産業との連携や、祭り等の伝統行事、イベント、地域産品、文化財などを活用した観光情報の提供を図るとともに、都市と農村の交流事業、農山村体験事業、滞在型観光地づくりを目指す。

3 土地利用

町の行政区画面積は583.69km²で、都市計画区域は4,325haである。そのうち、用途区域は97.5haとなっている（第1種低層住宅専用地域8.5ha、第1種中高層住宅専用地域14.0ha、第2種住宅地域20.0ha、近隣商業地域25.0ha、準工業地域30.0ha）。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮するとともに、避難路、避難場所、応急仮設住宅の建設予定地等防災対策の考慮が必要といえる。

4 交通

道路網は、松山と高知を結ぶ国道33号を基軸に、国道380号、440号、494号、主要県道西条久万線、野村柳谷線、久万中山線、小田柳谷線で幹線を形成している。

町内では、山間地帯特有の積雪、凍結、濃霧がみられ、交通の妨げとなっており、快適で安全な道路網整備が求められている。松山市との最短ルートである国道33号は、雪・凍結・濃霧に加え、大雨時には落石・崩壊の危険から通行規制が行われることが多かったが、平成24年3月27日に「三坂道路」が完成し、本町の道路事情は大きく向上した。

第3 過去の災害

本町における過去の主な災害は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○	久万高原町における過去の主な災害	P 1	参照
-----	---	------------------	-----	----

第4章 地震発生 の条件

第1 地形・地質

愛媛県は、四国の北西部に位置し、四国中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海から豊後水道にまたがる約1,700kmの海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小の島々などによって形成されている。面積は5,676.12km²で全都道府県の26位に位置している。

また、愛媛県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山市南方の砥部町を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉢緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布している。

久万高原町においては、北から石鎚層群、久万層群、三波川帯、御荷鉢帯、秩父累帯がほぼ東西方向に帯状に分布している。これは、三波川帯を二名層、明神層からなる久万層群が不整合に覆い、さらにその上部に石鎚層群が不整合に覆い、若しくは貫入して分布する構造になっているためである。

石鎚山から石墨山、皿ヶ嶺を経て、三坂峠に至る久万高原町北部には石鎚層群が分布している。石鎚層群は中期中新世における瀬戸内火成活動によって石鎚山を中心に噴出したもので、下位の高野層と上位の黒森峠層によって構成される。高野層は凝灰岩や火砕流堆積物によって構成される。黒森峠層は安山岩類や酸性岩類などから成る。

石鎚層群を囲むようにして久万層群が分布している。久万層群は下位の三波川変成岩類砕屑物から成る二名層（海成）と、上位の不整合に重なる内帯から供給された砕屑物を含む明神層（湖成～河成）に区分されている。

久万高原町の三波川帯には低温高压型の変成岩である緑色（塩基性）片岩、黒色（泥質）片岩、珪質（石英）片岩等の三波川結晶片岩類が観察される。これらの岩石には、著しい片理が発達しており、薄く板状に割れやすく、黒色片岩などでは縮緬状に褶曲しているため風化の影響を受けているものが多い。

東川、御三戸を経て大川に分布する久万高原町の御荷鉢帯には、変斑れい岩や玄武岩とそれらの火砕岩、また、珪質千枚岩などの御荷鉢緑色岩類が観察される。

御荷鉢帯以南に秩父累帯の北帯が分布している。久万高原町の秩父累帯の北帯には、御荷鉢帯に南接する玄武岩質溶岩、火砕岩、チャート等が観察される八釜層、玄武岩質溶岩、火砕岩、珪質砂岩、チャート、角礫石灰岩等が観察される中久保層、四国カルストを構成する石灰岩を主とする大野ヶ原層等が分布している。

第2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）、地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学防災研究所（平成23～25年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学大学院理学研究科（平成26～28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

1 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約290kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

2 断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16世紀に最新活動があったと推定される。この時には、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。また、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部－伊予灘）の3つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、また、西半分が石鎚山脈北縁西部－伊予灘の区間と並走する。各区間の1回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部で6～7m程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で6m程度、石鎚山脈北縁西部－伊予灘で2～3m程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部では、約1,000～1,600年、中央の岡村断層では、約1,000～2,500年、西側の石鎚山脈北縁西部－伊予灘では、約1,000～2,900年であった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

〈セグメント区分と想定地震規模〉

セグメント名	石鎚山脈北縁西部 －伊予灘	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘東部・ 伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・佐野 池田
長さ	約130km	約30km	約130km
マグニチュード	8.0 程度 若しくはそれ以上	7.3－8.0 程度	8.0 程度 若しくはそれ以上
ずれの量	2－3 m程度	6 m程度	6－7 m程度
最新活動時期	16世紀	16世紀	16世紀
再来間隔	約1,000－2,900年	約1,000－2,500年	約1,000－1,600年
地震後経過率 (T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0－0.4%	ほぼ0－0.4%	ほぼ0－0.4%
断層面	高角度北傾斜 (深さ2 km以浅)	北傾斜30°－40° (深さ5 km以浅)	北傾斜30°－40° (深さ5 km以浅)

第3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

1 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。このほかにも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

2 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する。）

に大別される。歴史地震の震源域をみると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大といわれている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2017年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約70年以上が経過しており、次の大地震発生への切迫性が高まっているといえる。

3 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いと、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりや正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大といわれている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

4 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された 88.2 年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後 30 年以内の地震発生確率は 70%から 80%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

第4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

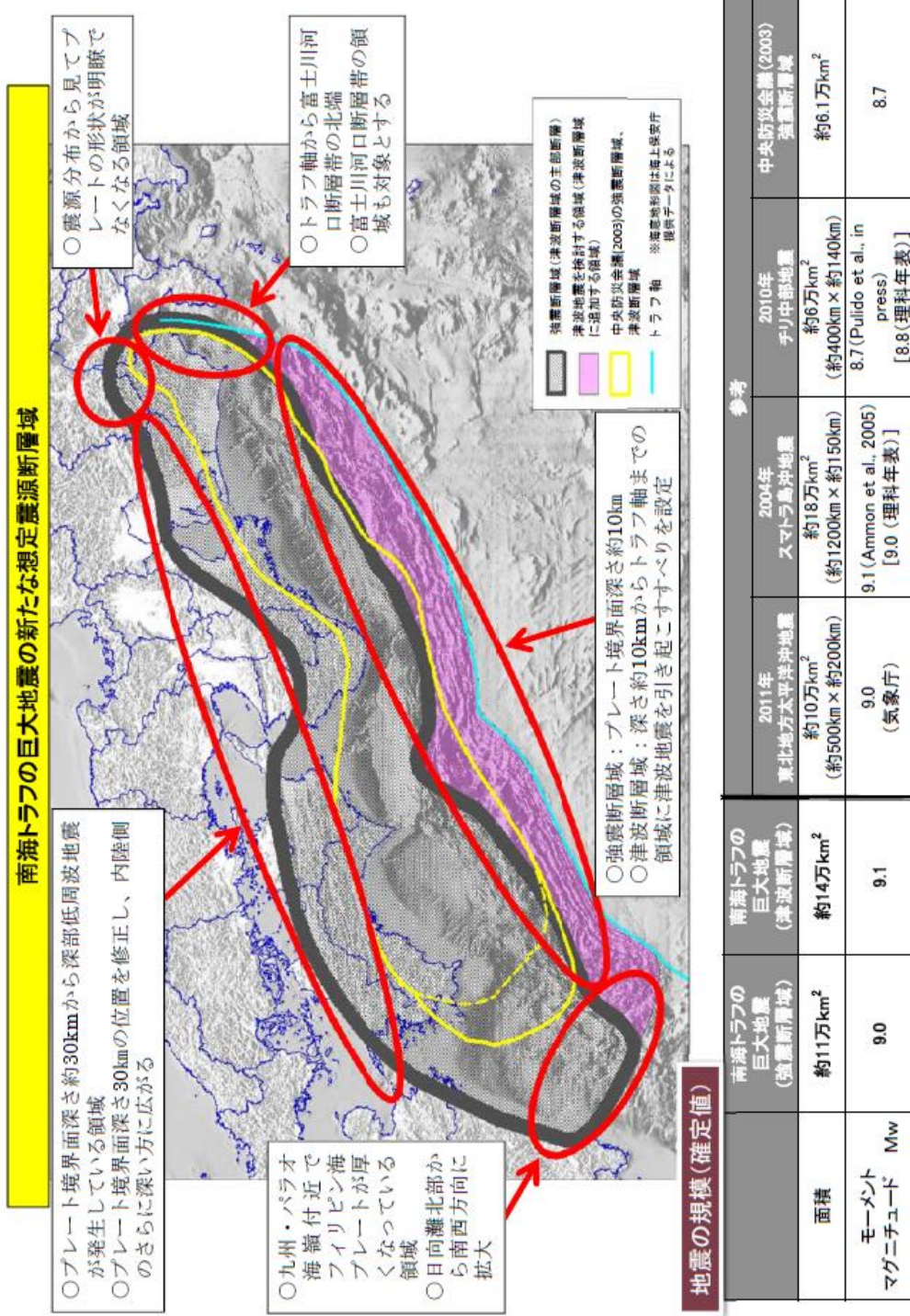
安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ 40～60km）が破裂する（ずれる）ことによって M6.7～M7.4 の大地震が発生する可能性がある。1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が領域内で 6 回発生しており、代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の芸予地震（M6.7）である。

第5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成 12～13 年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成 25 年 6 月 10 日に震度分布、津波浸水想定等、平成 25 年 12 月 26 日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

〈南海トラフ巨大地震の想定震源断層域〉



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

1 目的

愛媛県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、住民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取組を促進することを目的とする。

2 調査の内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害
- (4) 屋外転倒、落下物の発生
- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害（直接被害）
- (11) 被災シナリオ

3 前提条件

- (1) 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

- (2) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

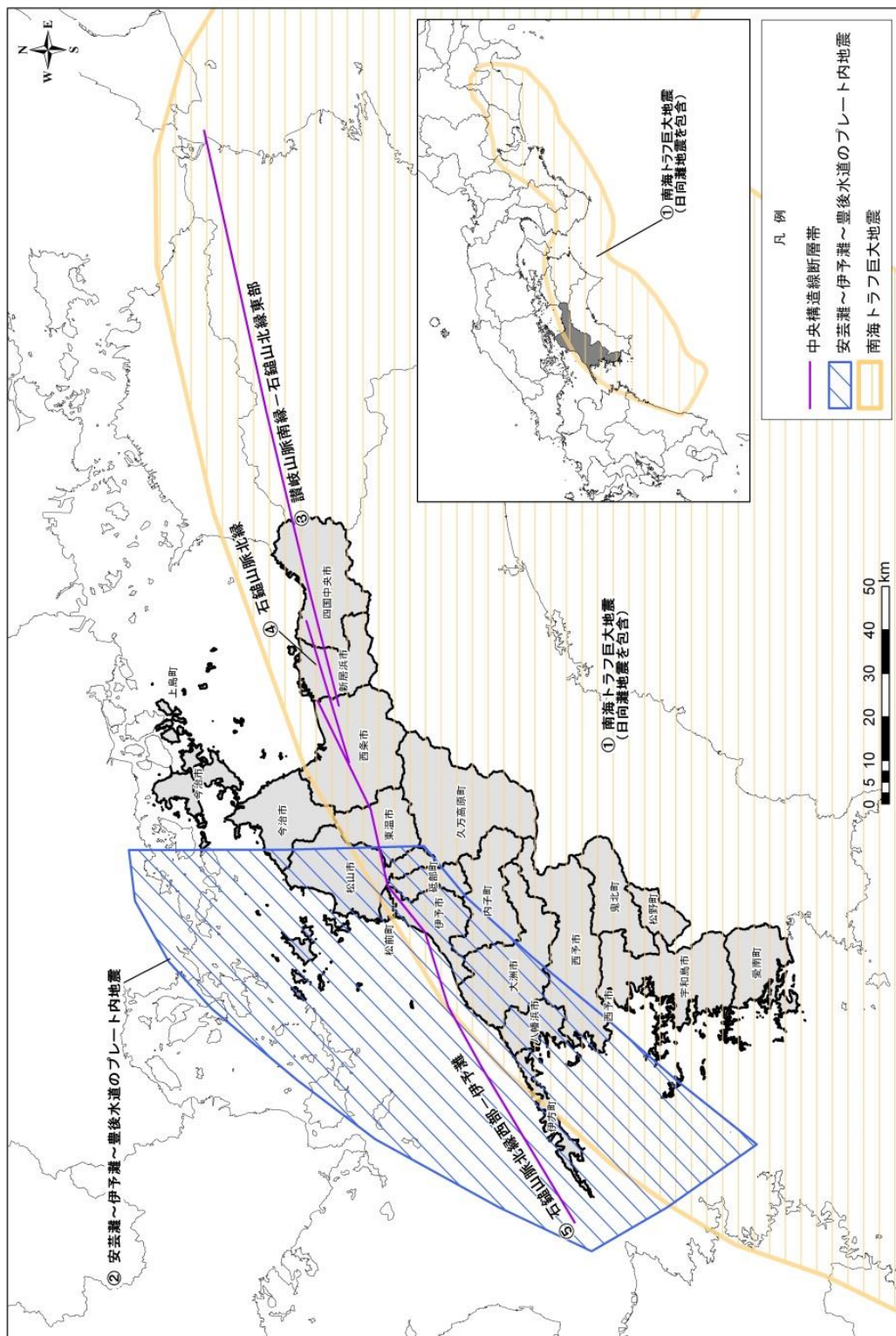
想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0
④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0



5 想定結果 ※本町の想定結果のみを示す。

(1) 地震動

〈各想定地震における町の最大震度〉

南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部の地震	石鎚山脈北縁 の地震	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘 の地震
想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
6強	5強	5弱	5強	5強	6弱

(2) 被害想定

本町は南海トラフ巨大地震陸側のケースで最大の被害が想定されるため、同ケースの被害想定を以下に記載する。

〈南海トラフ巨大地震陸側のケース〉

ア 建物被害

全壊棟数					半壊棟数			
揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	地震火災 (焼失棟 数) (棟)	合計 (棟)	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	合計 (棟)
1,007	26	39	10	1,082	3,671	48	92	3,811
屋外転倒・ 落下物の発生								
ブロック 塀・自動販 売機等の 転倒 (件)	屋外落下物 (件)							
486	746							

※冬 18 時強風のケース

イ 人的被害

死者数					
建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災害 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊等 (人)	合計 (人)
負傷者数					
建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災害 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊等 (人)	合計 (人)
自力脱出困難者・ 要救助者 揺れに伴う自力脱出 困難者 (人)					83

※冬深夜強風のケース

総 論

ウ ライフライン被害

上水道 (簡易水道)								
給水人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1か月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
7,563	6,618	87.5	6,474	85.6	5,385	71.2	1,399	18.5
下水道								
給水人口 (人)	発災直後		1日後		1週間後		1か月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
5,365	4,955	92.4	4,179	77.9	1,508	28.1	32	0.6
電力								
電灯軒数 (軒)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
6,258	6,252	99.9	5,451	87.1	4,174	66.7	382	6.1
通信 (固定電話)								
回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1か月後	
	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線数)	不通回線率 (%)
10,500	10,450	99.9	9,624	92.0	2,908	27.8	1,752	16.8
L P ガス								
消費者戸 数 (戸)	容器転倒 戸数 (戸)	容器転倒 率 (%)	ガス漏洩 戸数 (戸)	ガス漏洩 率 (%)				
4,436	123	2.8	86	1.9				

※冬 18時強風のケース

エ 生活支障

避難者						帰宅困難者		
避難者計 (人)	避難者計 (1日後)		避難者計 (1週間後)		避難者計 (1か月後)		帰宅困難者 (人)	居住ゾ ーンの外へ の外出者 (人)
	避難所 (人)	(人)	避難所 (人)	(人)	避難所 (人)	(人)		
1,401	841	2,652	1,326	2,571	771	829	518	
物資不足量								
(1～3日合計)			(4～7日合計)					
食料 (食)	飲料水 (リットル)	食料 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)				
5,669	0	16,180	0	1,557				
医療機能支障								
入院			外来					
需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)			
120	15	105	684	53	631			
仮設住宅 必要世帯数	仮設トイレ不足量							
	1日後 (基)	1週間後 (基)	1か月後 (基)					
132	3	4	3					

※冬 18時強風のケース

オ その他被害

災害廃棄物 (万トン)	要配慮 者・避難行 動要支援 者 (人)	文化財の被害			孤立集落 農業集落 (集落)	農業被害 液状化 被害面積 (㎡)
		揺れ (施設)	火災 (施設)	合計 (施設)		
8	265	1	0	1	27	197,368
ため池被害						
危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C		
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	
1	29	4	99	12	72	

※冬 18 時強風のケース

第5章 地震防災緊急事業五箇年計画

愛媛県においては、南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及び達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

町においても、県の方針を踏まえ、地震防災上整備すべき施設等について、必要な計画を策定し、整備を推進する。

風水害等対策編

第1編 風水害等災害予防計画

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1章 防災気象情報の伝達

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

なお、地震に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編の定めるところによる。

第1 定義

1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪等が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を [高]、[中] の2段階で発表するものをいう。

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生し

でもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼び掛ける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第 10 条 2 項及び第 11 条 1 項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

8 水防警報

水防警報とは、水防法第 16 条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼等において、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第 13 条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

10 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第 22 条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達されるものをいう。

11 火災警報

火災警報とは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

12 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

(1) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、第 2 編 第 6 章 第 1 「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」のとおりである。

(2) 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考とな

る情報をいう。

第2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が町内に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、別表のとおりである。また、5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、第2編 第6章 第1「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」のとおりである。

2 細分区域

災害が起これると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報は市町単位で発表される。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表される。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示される。

東予	東予東部	～	四国中央市、新居浜市、西条市の地域
	東予西部	～	今治市、上島町の地域
中予		～	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域
南予	南予北部	～	大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域
	南予南部	～	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

3 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、別図のとおりである。

第3 気象情報の種類及び伝達系統

1 気象情報の種類

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ・全国を対象にして気象庁が発表する「全般気象情報」
- ・四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ・愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ・特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの
- ・特別警報、警報、注意報が発表された後の経過の予想、防災上の注意点を解説するもの
- ・記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼び掛けるもの
- ・少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、※1 記録的短時間大雨情報、※2 竜巻注意情報などがある。

[久万高原町防災]

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には100mm以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は発表から1時間である。

2 伝達系統

第2の3に掲げる伝達系統に準ずるものとする。

第4 特別警報

「数十年に一度」規模の大規模災害が発生する可能性がある場合、「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準		指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
高潮(参考)		高潮になると予想される場合	
波浪(参考)		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標

1 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）

愛媛県内市町の「50年に一度の値」は以下のとおり。

（令和3年3月25日現在）

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
中予	中予	松山市	391	133	241
中予	中予	伊予市	423	152	259
中予	中予	東温市	486	162	276
中予	中予	久万高原町	753	172	355
中予	中予	松前町	398	141	244
中予	中予	砥部町	433	145	261
東予	東予東部	新居浜市	705	195	345
東予	東予東部	西条市	633	186	324
東予	東予東部	四国中央市	684	181	337
東予	東予西部	今治市	374	121	227
東予	東予西部	上島町	328	91	196
南予	南予北部	八幡浜市	419	145	249
南予	南予北部	大洲市	423	139	252
南予	南予北部	西予市	481	141	273
南予	南予北部	内子町	477	133	269
南予	南予北部	伊方町	431	152	256
南予	南予南部	宇和島市	459	149	273
南予	南予南部	松野町	649	167	333
南予	南予南部	鬼北町	639	159	325
南予	南予南部	愛南町	432	144	259

2 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報が、特別警報として発表される。

3 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

〔久万高原町防災〕

愛媛県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	備考
愛媛県	松山	7	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、参考値として扱う。

4 伝達系統

特別警報の伝達系統は、第2の3に掲げる伝達系統に準ずるものとする。

5 気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類					警戒レベル※	
		大雨		暴風	大雪	暴風雪		
		(土砂災害)	(浸水害)					
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼び掛け 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難所の確認 非常持出品の点検 	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報	警戒レベル2	
<ul style="list-style-type: none"> 警報の住民への周知 避難所の準備、開設 必要地域に高齢者等避難 応急対応態勢確立 必要地域に避難指示 避難の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の準備をする 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)	大雨警報(浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報	警戒レベル3～4
<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 必要地域に緊急安全確保 直ちに最善をつくして身を守るよう住民に呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる) 	土砂災害警戒情報	大雨特別警報(土砂災害)	大雨特別警報(浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報	警戒レベル5

※警戒レベル1～2は気象庁予報部が、警戒レベル3～5は町が発表する。

第5 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係について

[久万高原町防災]

ては、第2編 第6章 第1「高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保」のとおりである。

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

第6 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報並びに水位到達情報の発表及び伝達系統は、愛媛県水防計画の定めるところによる。

第7 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。

伝達は、第2編 第26章「火災予防対策」による。

2 火災警報

消防法第22条第2項の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、町長は必要により火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

(1) 火災警報発令基準

火災気象通報の基準に準ずる。

(2) 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

(3) 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発表したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

第8 伝達方法

町、県及びその他の防災関係機関は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、このため伝達体制を確立しておく。

また、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、登録制メール、IP告知システム、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

1 内部への伝達

- (1) 気象の予警報は、町災害対策本部事務局において受信し、直ちに本部事務局長に報告する。
- (2) 本部事務局長は、受信した予警報が災害対策を必要とすると認める場合には、本部長に報告する。
- (3) 休日又は退庁後にあつては、第2編 第2章「防災組織及び編成」第6の3により関係者に連絡する。
- (4) 町災害対策本部からの伝達は、本部事務局から口頭又は庁内放送並びに電話等により行う。

2 外部への伝達

- (1) 町防災行政無線
- (2) 電話による方法
- (3) 広報車等を利用する方法
- (4) サイレン、警鐘等による方法
- (5) 自治会長等への口頭による方法
- (6) 徒歩、自動車、自転車等を利用した伝言による方法
- (7) 放送機関等を利用する方法
- (8) インターネット（ホームページ）を利用する方法

第9 緊急伝達方法

町は住民等への通常の伝達系統が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努め、町の通信施設による伝達が災害のため困難を有する場合には、防災関係機関に対しては警察無線の利用等を要請し、住民に対しては広報車等の利用又は消防団、自主防災組織に伝達の要請を行うなど、確実に伝達が行えるように配慮する。

別表

令和2年8月6日現在

府県予報区		愛媛県	
一次細分区域		中予	
市町村等をまとめた地域			
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 17
		土砂災害	土壌雨量指数基準 147
	洪水	流域雨量指数基準	仁淀川流域=7, 久万川流域=29.3
		複合基準*1	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	101
	洪水	流域雨量指数基準	仁淀川流域=5.6, 久万川流域=23.4
		複合基準*1	仁淀川流域= (5, 5.1), 久万川流域= (5, 17)
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上 100m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨*1	
	低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下	
	霜	3月20日以降の晩霜 最低気温 3℃以下	
	着氷		
着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：-1℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

* 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

* 2 気温は松山地方気象台の値

大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

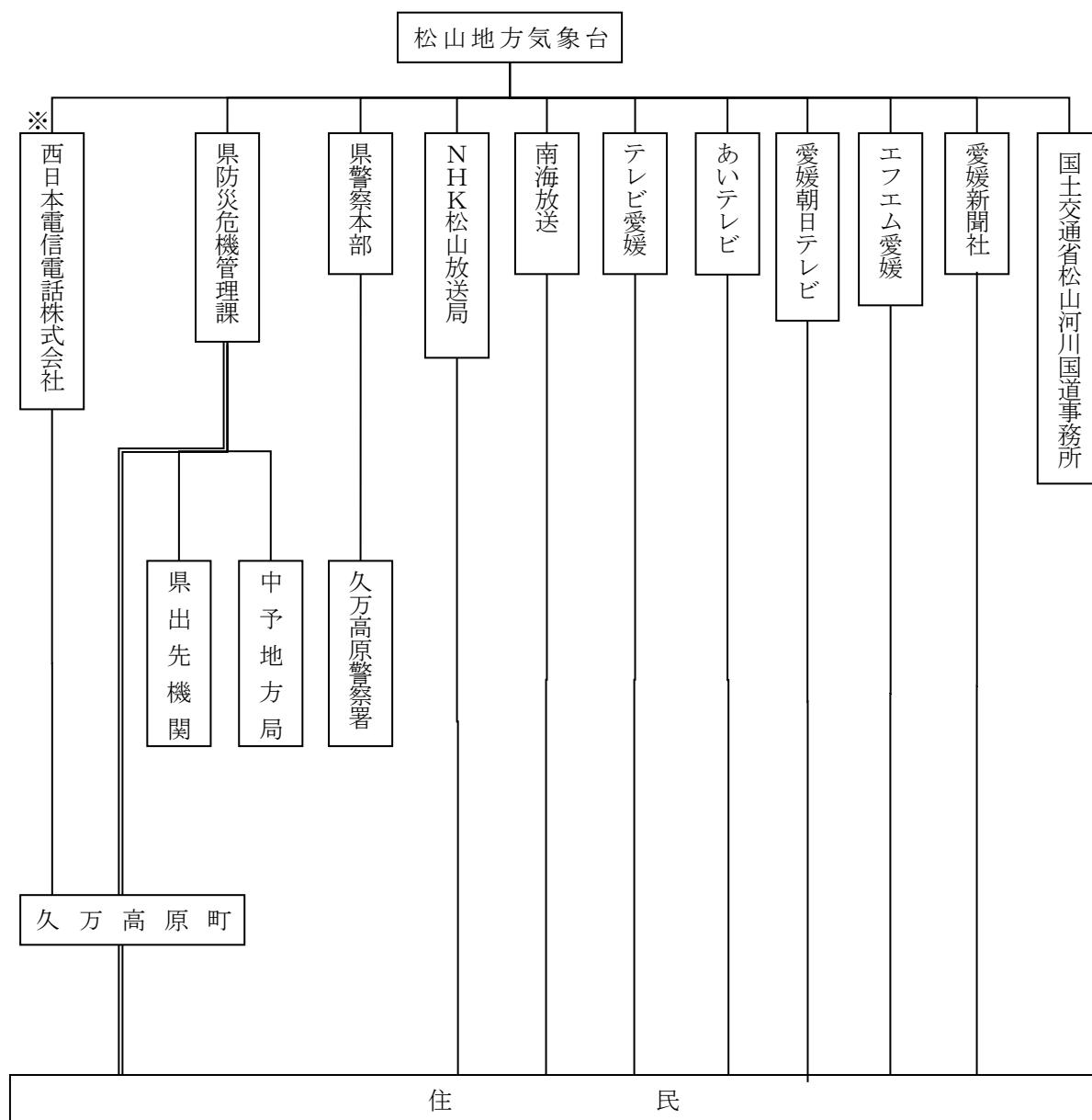
表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

別図

特別警報・警報・注意報の伝達系統



※印は警報のみ。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第2章 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄や正常性バイアス等の必要な知識など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図るほか、各所属職員、住民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及啓発に努める。

第1 町職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- 1 気象災害に関する基礎知識
- 2 災害の種別と特性
- 3 町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- 4 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- 5 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 6 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 7 家庭及び地域における防災対策
- 8 自主防災組織の育成強化対策
- 9 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記5及び6については、毎年度、各部（担当課）等において、所属職員に対し十分に周知する。

また、各部（担当課）長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する危機管理室職員の育成に努める。

第2 教職員及び児童・生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる町職員に準じて教職員（臨時職員等を含む。）への教育を行うとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童・生徒が災害に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- 1 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通

じて、風水害等に関する基礎的知識を修得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合にとるべき行動、災害発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図る。

- 2 住んでいる地域の特徴や過去の自然災害等について継続的な防災教育に努める。
- 3 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- 4 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
- 5 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

第3 住民に対する防災知識の普及

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、大学等地域学術機関と連携した防災講座の開催等により、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 気象災害に関する基礎知識
- イ 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- ウ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- オ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- カ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- キ 避難場所、避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- ク 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- ケ 応急手当等看護に関する知識
- コ 避難生活に関する知識
- サ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- シ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ス 早期自主避難の重要性に関する知識
- セ 防災士の活動等に関する知識
- ソ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 防災行政無線放送の利用

- ウ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- エ 映画、資料映像等の利用
- オ 講演会、講習会の実施
- カ 広報車の利用
- キ 防災訓練の実施
- ク インターネット（町ホームページ）の活用
- ケ 各種ハザードマップの利用

2 社会教育を通じた啓発

町及び町教育委員会は、各種団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

3 各種団体を通じた啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

4 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

資料編 ○ 町内指定文化財一覧

P139 参照

第4 普及の際の留意点

1 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避

難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

2 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

3 防災地理情報の整備等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

4 防災と福祉の連携

町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

第3章 住民の防災対策

災害による被害を軽減するためには、住民一人一人が、災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供に努める。

第1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族との連絡方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 土砂災害や洪水等地域の危険度の理解に努める。
- (6) 家屋の補強を行う。
- (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品、医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出用）。また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (10) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時に、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (5) 自力による生活手段の確保を行う。

- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活に営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

第2 防災士の役割

防災士とは、「自助」・「共助」・「協働」を原則として、社会の様々な場で減災と防災力向上のための活動が期待され、その活動のための十分な意識・知識・技能を取得した者で、地域における防災リーダーの役割を期待されている。町においても、防災士の養成・育成を行っている。

防災士が期待される役割は以下のとおりである。

- 1 災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減
- 2 災害発生後の被災者支援の活動
- 3 平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練

第3 町の活動

1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

2 防災情報の提供

町及び県は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

第4章 自主防災組織の防災対策

災害による被害を軽減するためには、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、町は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進する。

第1 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、自治会等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、町は、自主防災組織の結成を積極的に促進するとともに、女性の参画促進に努め、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、町は、町地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動、町の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

1 組織の編成単位

本町には141の自主防災組織が編成されているが、その機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所等と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置付ける。

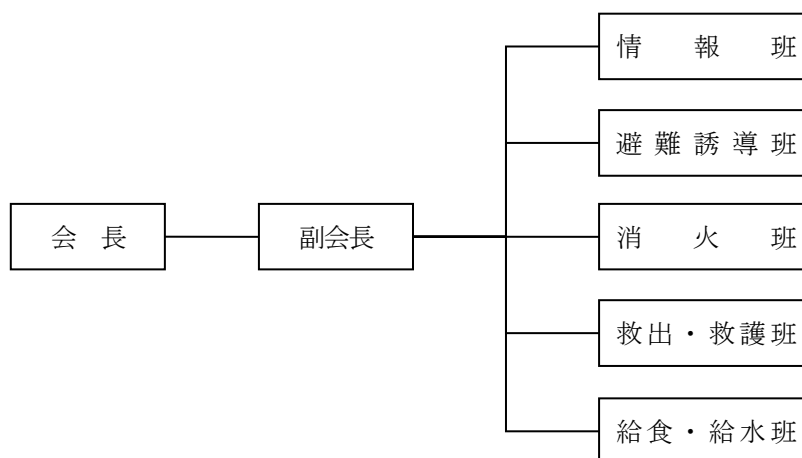
2 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- (1) 自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。
- (2) 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性防火クラブをはじめ、防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- (4) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- (5) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきかないよう配慮したうえで、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

〈自主防災組織と役割〉



区分	平常時の活動	災害時の活動
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○防災意識の啓発 ○広報活動 ○防災マップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の周知 ○被害状況の把握 ○町、防災機関との連携
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・経路の周知 ○要配慮者・避難行動要支援者の把握 ○避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・経路の安全確認 ○避難誘導
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○消火方法の指導 ○初期消火の訓練 ○用水の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止の広報 ○初期消火活動
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○救出用資機材の点検 ○危険箇所の把握 ○救出・救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の把握 ○救出・救護活動 ○医療機関に協力
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・水の備蓄 ○給水拠点の把握 ○炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資調達と配分 ○炊き出し

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

〈主な啓発事項〉

- (1) 平常時における防災対策
- (2) 災害時の心得
- (3) 南海トラフ地震等の知識
- (4) 地震情報の性格や内容
- (5) 自主防災組織が活動すべき内容
- (6) 自主防災組織の構成員の役割等

2 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表す地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人一人の防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成にあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳
- (3) 人材台帳

5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練

(5) 炊き出し訓練

7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関との連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

9 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

第3 町の活動

1 自主防災組織づくりの推進

町は、自主防災組織づくりを推進する。

2 自主防災に関する意識の高揚

町は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

また、久万高原町消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

3 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら、職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

町は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者の役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

第4 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取り扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第5 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動

町内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫などによる浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

第6 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加のもと、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、各地域の地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第5章 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次被害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町及び県は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

第1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置をとる。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内にとどまることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、町、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第2 町の活動

1 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

また、町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

町は、商工会と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第6章 ボランティアの防災対策

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネータ等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

第1 災害救援ボランティアの養成・登録等

町は、久万高原町社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- 1 久万高原町社会福祉協議会と連携して、情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- 2 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- 3 ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- 4 ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るとともに、活動環境の整備を図る。
- 5 ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

町は、災害救援ボランティアの活動拠点として、久万高原町社会福祉協議会本所を候補地とする。

また、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

第3 県警察の活動

県警察は、町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

第4 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりである。

- 1 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- 2 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- 3 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- 4 清掃
- 5 炊き出し
- 6 救援物資の仕分及び配布
- 7 消火・救助・救護活動
- 8 保健医療活動
- 9 通訳等の外国人支援活動
- 10 ボランティアのコーディネート

第7章 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、町地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊など国の機関及び県の協力を得るとともに、消防（水防）協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第1 防災訓練の実施責務又は協力

- 1 町は、単独又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- 2 町職員は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 住民その他関係ある団体は、町及び他の防災関係機関が行う防災訓練に協力する。

第2 防災訓練の種別

1 訓練の種別

町及び各防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりである。

訓練の種別	時期	訓練内容	参加機関
総合防災訓練	年1回	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	町、消防本部、消防団、自主防災組織、住民
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
災害情報システム訓練	年1回	災害情報システムによる県被害情報の取りまとめに関する訓練	県、市町、防災関係機関
土砂災害防災訓練	年1回	土砂災害警戒区域内の居住者及び要配慮者利用施設等に対する防災訓練	町、消防本部、消防団、土砂災害警戒区域内居住者、要配慮者利用施設等
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援消火訓練	〃
水防訓練	随時	各種水防工法の実施訓練	〃
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	町

訓練の種別	時期	訓練内容	参加機関
消防団教養訓練	随時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	随時	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	随時	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防本部、関係事業所
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信訓練	町、消防本部、消防団、関係機関
非常参集訓練	随時	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	〃
避難訓練	随時	幼稚園児、保育園児、小・中学校児童・生徒・教員及び住民等の集団避難訓練	園児・児童・生徒・教員、住民、自主防災組織、町、消防本部、消防団
災害救助訓練	随時	住民のほか避難行動要支援者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員、入所者、町
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援消火訓練	関係市町 消防職員 消防団員

第3 訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

第4 訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、最も効果ある方法で訓練を行う。

なお、訓練にあたっては、次の点に重点を置くとともに、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めて、要配慮者に対する救出・救助・自主防災組織と事業所等との連携、孤立地区の発生、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

〈重点訓練〉

- (1) 職員の安否確認・動員
- (2) 気象情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害発生時の広報
- (4) 災害発生時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助

- (9) 道路啓開
- (10) 応急復旧

第5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第6 近隣市町等が実施する訓練への参加

近隣市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第8章 業務継続計画の策定

町、県及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、平成30年3月に町業務継続計画を策定しており、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替施設（久万高原町消防本部）、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めている。

第2 町の業務継続計画

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても庁内各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる、町業務継続計画の持続的改善に努めるものとする。

また、町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第9章 避難対策

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

加えて、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、町地域防災計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

さらに、町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射

〔久万高原町防災〕

熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (1) 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- (4) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (5) 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を受け入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき2㎡以上を目安とする。
- (6) 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に受け入れできること。

資料編	○ 久万高原町指定緊急避難場所一覧	P 96	参照
	○ 久万高原町指定避難所一覧	P 98	参照

3 福祉避難所の指定

災害時に高齢者、障害者等の援護が必要となる要配慮者については、町内の社会福祉施設と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、次の施設を福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備や介護職員、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

資料編	○ 久万高原町指定避難所一覧	P 98	参照
-----	----------------	------	----

第2 避難路の指定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、町の現状を踏まえ町内各集落から指定している避難場所に迅速かつ安全に避難させる必要があるため各集落から指定避難場所までの道路等を避難路として指定する。なお、避難路の指定基準は次のとおりである。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- 1 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有すること。
- 2 避難路は、相互に交差しないこと。
- 3 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- 4 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て指定する。
- 5 避難路については、複数の道路を指定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

第3 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際に発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

第4 指定避難所の設備及び資機材の配置

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- 1 衛星携帯電話・無線LAN・NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備

- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- 5 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 6 給水用機材
- 7 救護施設及び医療資機材
- 8 物資の集積所
- 9 仮設の小屋又はテント
- 10 仮設トイレ又はマンホールトイレ
- 11 防疫用資機材
- 12 清掃用資機材
- 13 工具類
- 14 非常電源
- 15 日用品
- 16 備蓄食料及び飲料水
- 17 その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、パーティション等

第5 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。

また、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるものとする。

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- 4 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、生活必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難収容中の秩序保持
 - (2) 避難民に対する災害情報の伝達
 - (3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4) 避難民に対する相談業務
- 6 災害時における広報

- (1) 広報車による周知
- (2) 避難誘導員による現地広報
- (3) 住民組織を通じた広報
- 7 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備
- 8 不特定多数の人が利用する地下駐車場等における地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

第6 避難情報の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難情報の発令を行うため、次の事項に留意して「避難情報の判断・伝達マニュアル」等を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

1 対象とする災害の特定

洪水、土砂災害等の災害種別毎に、過去の災害や想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定

2 避難情報の対象とする区域

災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

3 避難情報の客観的な発令基準

- (1) 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
- (2) 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的な発令基準を策定
- (3) 国又は県に避難情報について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

4 避難情報の伝達方法

- (1) 災害種別毎の避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
- (2) 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
- (3) 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。

5 その他留意すべき災害特性

- (1) 想定される災害の特性（危険性）の周知
- (2) 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。

(3) 同じ避難情報の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること。

第7 その他の事前計画の検討

各指定避難所に要配慮者を優先すべきスペースを設定すべきことや、各学校等においては授業体制の迅速な復旧のため児童・生徒が専用して使用することなどを想定し、一般の避難者を立入禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、避難所開設時に必要な対策を検討するものとする。

第8 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、指定緊急避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- 2 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童・生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、指定緊急避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- 3 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第9 避難所運営マニュアルの整備

町は、住民（自主防災組織）、施設管理者との協議により、避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した「避難所運営マニュアル」を策定している。

〈避難所運営マニュアルの内容〉

- (1) 平常時から確認しておくこと。
- (2) 町内の指定避難所一覧
- (3) 避難所運営の流れ—時系列チェックリスト—
- (4) 地震発生後に避難所を開設する場合《目視による安全チェック表》
- (5) 避難所運営委員会、各班の役割
- (6) 避難所運営のルール（例）
- (7) 様式集

第10 新型コロナウイルス感染症対策

1 宿泊施設等の活用

- (1) 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用

- についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。
- (2) 宿泊施設等の借上げに係る調整
- ア 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。
- イ 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。
- ウ 調整にあたっては、各宿泊施設等との間で借上開始時期、期間、費用等具体の借上条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。
- (3) 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備
- ア 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。
- イ 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障害者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。
- ウ 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

2 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するにあたって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、国の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)を参考としつつ、積極的に実施する。

第11 広域避難者への配慮

大規模災害が発生した場合において、近隣市町や県外からの広域避難者を受け入れる必要性が発生する可能性があるため、あらかじめ避難経路や受け入れる避難所等を検討しておく。

第10章 緊急物資確保対策

町は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、町は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

関係機関は緊急物資等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

第1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から緊急物資等の確保について次の措置を行う。

1 町の活動

町では、道の駅「天空の郷さんさん」内、防災センターを緊急物資備蓄の拠点とし、食料、生活必需品等を備蓄しており、災害発生時には、これらの物資を供出するが、不足する場合に備え、農業協同組合、商工会、業者等と協定を締結するなど調達体制の整備を図る。

また、町内のみでは必要量の物資が確保できない場合に備え、県が備蓄している緊急援護物資を災害時に迅速に供給が得られるよう、供給要請方法を把握しておくとともに、近隣市町への応援要請方法も把握しておく。

資料編 ○ 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定
 (株式会社さんさん久万高原P104 参照、一般社団法人久万高原町観光協会P105
 参照、久万高原商工協同組合) P106 参照)

2 食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定

町は、災害が発生した場合、緊急に必要なとする食料及び生活必需品を適切に確保・供給できるよ

う、あらかじめ次の事項を定めた確保・供給計画を策定する。

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

3 物資の集積所の整備

町は、災害時に迅速に救援物資の受け入れ、配分等が実施できるようすばやく久万屋内ゲートボール場を集積拠点とし、平素から集積スペースの確保、配分要員の指名等、必要な整備を行っておく。

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：備蓄物資、調達可能物資一覧」参照

4 住民の活動

住民は、災害時に備え、平素から次の準備の活動を行う。

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (4) 緊急物資の共同備蓄の推進

第2 飲料水等の確保

1 町の活動

町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、関係機関と連携し、次の整備を図る。

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 井戸水等の把握
- (5) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水についての啓発・指導を行う。
- (6) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

2 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、災害時に備え、平素から次の準備等の活動を行う。

(1) 住民（家庭）における貯水

ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）

イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

第3 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、町は、県、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

- 1 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- 2 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- 3 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- 4 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- 5 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第 1 1 章 医療救護対策

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、町は、災害時の医療体制について、愛媛県医師会等と連携して実施できるよう、医療資機材及び傷病者の救護体制の整備を図る。

第 1 実施方針

- 1 被災者に対する医療救護は、原則として町内医療機関の協力を得て町が行う。町のみで実施困難な場合は、近隣市町、県、国その他の医療機関に応援を得て行う。
- 2 町は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院等の患者受入、医薬品・医療資機材の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- 3 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- 4 久万高原町立病院に配置された災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）は、町内の医療救護活動の調整・連携活動を行う。

第 2 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、町内医療機関及び愛媛県医師会等との協力体制をとるとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受け入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- 1 救護所は、原則として地区ごとに、学校等の避難者の収容人員が大きい施設に開設する。また、救護所を開設した場合は、防災行政無線、広報車、有線放送等により広報を行い住民に周知する。
- 2 救護所等への医療救護用の資機材の備蓄を検討する。
- 3 町内の医療機関及び愛媛県医師会等の協力により、救護班を編成する。救護班の編成単位は、概ね医師 1～2 名、保健師・看護師 4～5 名、事務職員（運転手を含む。） 1～2 名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、概ね歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務職員 1 名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

- 4 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- 5 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

第3 後方医療体制等の整備

県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するために救護病院を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院及び災害基幹拠点病院を指定している。

松山圏域における救護病院、災害（基幹）拠点病院は、愛媛県地域防災計画資料編に掲げるとおりである。

町は、災害時に重症者に対して、これらの医療施設への迅速な対応ができるよう、久万高原町消防本部と連携し平素から搬送体制、連絡体制の整備を図る。

第4 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

第5 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

また、災害時には、医薬品、医療資機材等は、医療機関から確保するが、状況によっては業者等から調達する。

第7 災害医療に関する普及・啓発、研修、訓練等の実施

町は、消防本部と連携して、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修、訓練の実施・参加を推進する。

第8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の準備・献血者登録に努める。

第12章 防疫・保健衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

第1 実施体制

1 防疫班（生活衛生部）の編成

防疫については、知事又は中予保健所長の指示、指導により実施する。実施にあたっては、住民課、環境整備課を中心に防疫班（生活衛生部）を編成し行うものとし、人員が不足する場合は、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県へ応援要請を行う。

2 仮設トイレの備蓄

水の供給が不可能となる場合に備えて、仮設トイレの備蓄を検討し、また調達体制の整備を図る。

3 防疫実施計画の作成

一時的に大量に発生するごみ又はがれきの処理の仮置場や避難所等、優先して防疫措置の必要な箇所を想定した防疫実施計画を作成し、発生する季節ごとに重要事項を整理する。

第2 防疫用薬品等の調達

防疫用薬品については、日常から備蓄に努めるとともに、調達先業者の把握を行っておく。

第3 保健衛生活動体制の整備

- 1 町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。
- 2 町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受け入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第4 し尿処理の確保

- 1 町の体制
 - (1) 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定める。
 - (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。
- 2 住民及び自主防災組織の体制
 - (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
 - (2) 自主防災組織を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

第5 ごみ処理体制の確保

1 町の体制

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資機材について準備する。

2 住民及び自主防災組織の体制

- (1) ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資機材の点検を行う。

第6 災害廃棄物の処理体制の整備

- 1 大規模災害発生時に災害廃棄物処理を適正かつ迅速に推進するために、町及び県が実施すべき事項等について整理された「愛媛県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理に努める。
- 2 町は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

第7 住民への指導

避難所又は各家庭においては、被災者による衛生対策が重要となるため、被災者自身が行うトイレ、ごみ置場等における衛生対策について事前に留意事項の整理を行う。

第13章 孤立地区対策

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。

このため、町は、孤立するおそれのある地区に町防災行政無線、衛星携帯電話やヘリコプター離着陸場等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

第1 孤立予想地域の事前把握

町は、災害発生時に孤立が予想される地域等を事前に調査し、実態の把握に努める。

第2 孤立危険性に関する住民への周知

町は、孤立が予想される地域の住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

第3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、町防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備、N T T西日本による特設公衆電話の事前設置に努めるとともに、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

第4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、ヘリコプター離着陸場の整備等、緊急救出手段の整備を推進する。

資料編 ○ ヘリコプター離着陸場一覧表

P118 参照

第5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域の住民に対して避難指示の実施基準等を検討しておく。

第6 食料等の備蓄の推進

町は、孤立を想定した食料等の備蓄を推進する。

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：備蓄物資、調達可能物資一覧」参照

第14章 要配慮者の支援対策

大規模災害発生時には、高齢者、障害者、病人、妊産婦、乳幼児、外国人などのいわゆる要配慮者が災害の発生時において犠牲になる場合が多い。

このため、町及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、久万高原町社会福祉協議会災害救援本部、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、総務課及び保健福祉課等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・民宿等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、平素から総務課と保健福祉課、消防本部が連携のうえ、介護職員や民生児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の実態を把握し、名簿を作成する。

さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成する。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

名簿の作成方法・取り扱い等については、町の「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に示すこととするが、基本情報等を以下のとおりとする。

1 避難行動要支援者の対象

- (1) 要介護認定3以上を受けている者
- (2) 満75歳以上の1人暮らしの者、又は高齢者のみの世帯に属する者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の者（心臓機能障害のみで該当する者は除く）
- (4) 療育手帳の交付を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の者
- (6) 避難支援等を必要とする難病患者
- (7) 上記以外で、支援の必要があると町長が認める状態にある者

2 避難支援等関係者

- (1) 自治会
- (2) 自主防災組織

- (3) 民生児童委員
- (4) 久万高原町消防団
- (5) 久万高原町社会福祉協議会
- (6) 久万高原警察署
- (7) 避難行動要支援者自身が指名する個人協力員
- (8) その他町長が認める者

3 名簿作成に必要な情報の入手方法

- (1) 住民基本台帳
- (2) 保健福祉課より提供
- (3) 県福祉部局に提供依頼
- (4) 民生児童委員等に提供依頼
- (5) 手上げ方式（避難行動要支援者の範囲外の者）

4 名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援を必要とする理由（災害発生時において避難支援等の際に必要な人員数や支援方法等を的確に判断するうえで必要な情報）
- (7) その他避難支援等の実施に必要な事項

5 名簿の情報の提供に際し情報の漏洩を防止するための措置

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿の提供先に対して、情報の漏洩の防止等留意事項を提示し、順守するよう指導するものとする。

なお、以下の点についても留意するものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

- (4) 施設可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 名簿情報の取り扱い状況を報告させる。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取り扱いに関する研修を開催する。

6 名簿の更新に関する事項

- (1) 住民基本台帳(必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。)
- (2) 避難支援等関係者による名簿の確認(転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。)
- (3) 関係機関からの情報提供(例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。)

※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

7 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- (1) 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。
- (2) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。
 - ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
 - ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
 - ・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流す。
- (3) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

8 避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

- (1) 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援

- 等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知することが適切である。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。
- (2) 町は、あらかじめ自治会、民生児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。
 - (3) 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努める。
 - (4) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字でみやすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
 - (5) 難病患者への対応のため、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

9 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成する。

(2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、自治会、自主防災組織、民生児童委員、久万高原町消防団、久万高原町社会福祉協議会、久万高原警察署、避難行動要支援者自身が指名する個人協力員、その他町長が認める者とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(3) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努め

るものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第2 緊急連絡体制の整備

町は災害時における1人暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムを導入しているが、なお一層の整備・拡充を促進する。

第3 避難体制の確立

第1編 第4章「自主防災組織の防災対策」に定めるところに基づき、避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、自主防災組織の整備を推進するとともに、その活動の中で避難支援者の指名や避難誘導班を設けるなど、地域ぐるみの避難誘導體制等の整備に努める。

また、指定避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

資料編 ○ 久万高原町指定避難所一覧

P98 参照

第4 福祉避難所の整備

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者のために、福祉避難所の整備を行うなど、あらかじめ社会福祉施設管理者と災害時における協力体制の確立に努める。

第5 防災教育・訓練の充実

町は、要配慮者自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

訓練には、要配慮者が参加できるような環境の整備を推進するとともに、要配慮者救助訓練を行う。

第6 要配慮者の措置

町は、要配慮者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

第7 社会福祉施設管理者の活動

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

3 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

4 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第15章 広域的な応援体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第1 応援協定締結状況

1 消防相互応援協定

町は、次のとおり消防相互応援協定を締結している。

協定名等	施行年月日	締結団体	主な応援内容
西部四国山地消防相互応援協定	昭和45年9月1日	西予市・鬼北町・津野町・四万十町・梶原町・中土佐町・仁淀川町・高幡消防組合・高吾北広域町村事務組合	火災、救急その他災害発生
中予地区広域消防相互応援協定	平成2年8月1日	松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町・伊予消防等事務組合等	火災、救急その他災害発生
伊予・大洲・久万高原広域消防相互応援協定	平成17年4月1日	伊予消防等事務組合・大洲地区広域等消防等事務組合・大洲市・内子町等	火災、救急その他災害発生
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	平成18年4月1日	愛媛県下の市町及び消防一部事務組合	1 災害応急対策活動 2 救急・救助活動 3 広域航空消防防災応援活動等
広域消防相互応援協定	平成18年4月1日	高知県いの町・高知県仁淀消防組合	火災、救急その他の災害発生
高幡消防組合と久万高原町消防相互応援協定	平成21年6月1日	高知県高幡消防組合	火災、救急その他の災害発生
愛媛県消防広域相互応援協定	令和2年4月1日	愛媛県下の市町及び消防一部事務組合	1 大規模地震、風水害等の自然災害 2 林野火災、大規模火災等

資料編	○ 愛媛県消防広域相互応援協定	P50 参照
	○ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	P116 参照

○ 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書	P44	参照
○ 中予地区広域消防相互応援協定書	P46	参照
○ 西部四国山地消防相互応援協定書	P48	参照
○ 高幡消防組合と久万高原町消防相互応援協定書	P58	参照
○ 広域消防相互応援協定書	P60	参照

2 相互応援協定

町は、消防以外の分野について資料編に掲げるとおり、応援協定を締結している。

資料編	○ 災害時における物資供給の応援に関する協定 (四国コカ・コーラボトリング(株)P85 参照、(株)松山生協P86 参照) (生活協同組合コープえひめP87 参照)
	○ 久万高原町の災害時医療救護活動に関する協定 (一般社団法人上浮穴郡医師会P79 参照)
	○ 災害時非常無線通信の協力に関する協定 (町アマチュア無線非常通信協力会P75 参照)
	○ 家屋被害認定調査に関する協定 (県土地家屋調査士会P93 参照)
	○ 災害時における応急対策業務に関する協定 (社)愛媛県建設業協会上浮穴支部P83 参照)
	○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定 (県エルピーガス協会松山支部P88 参照)
	○ 災害発生時における久万高原町と久万高原町内等郵便局の協力に関する協定 (久万高原町内等郵便局P100 参照)
	○ 災害時における被災者支援に関する協定 (愛媛県行政書士会 P102 参照)

※ 災害時の医療救護に関する協定 ((社)愛媛県医師会他) 愛媛県地域防災計画資料編 参照

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

町は、協定締結市町等と、締結している相互応援協定内容を適宜見直し、内容の充実を図る。

2 防災訓練等の実施

平常時から協定締結市町等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

3 協定締結の推進

町は、近隣市町と応急活動及び復旧活動について、次のような内容の相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供

- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) その他事項

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

2 受入体制の整備

他市町からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務課危機管理室及び消防本部は平素から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、応援部隊との連絡責任者を定めておくなど、受入体制の整備を図る。

3 受け入れ・活動拠点

他市町からの応援部隊の受け入れは、下記施設を中心に行うものとし、併せて、活動の拠点とする。

施設名	所在地	連絡先
久万公園グラウンド	久万高原町菅生 2 番耕地 1644-1	0892-21-2808
道の駅「天空の郷さんさん」	久万高原町入野 1855-6	0892-21-3400

資料編	○ 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）	P121 参照
	○ 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（愛媛県）	P123 参照
	○ 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定 (株式会社さんさん久万高原 P104 参照、一般社団法人久万高原町観光協会 P105 参照、久万高原商工協同組合) P106 参照	

4 活動拠点候補施設

『3 受け入れ・活動拠点』施設が被災などにより使用できない場合は、下記施設を中心に受け入れ先を検討する。

施設名	所在地	連絡先
笛ヶ滝公園グラウンド	久万高原町上野尻甲 970-3	0892-21-1111
久万高原ラグビー場	久万高原町菅生 3-589-5	0892-21-1111
旧面河小学校跡	久万高原町中組 950-1	0892-58-2111
美川中学校	久万高原町上黒岩 2890	0892-56-0134
柳谷小学校	久万高原町柳井川 3542	0892-54-2115

5 物資集積拠点

愛媛県等から配送された物資等の集積場所は、下記施設を中心に行うものとする。

施設名	所在地	連絡先
すばーく久万屋内ゲートボール場	久万高原町上野尻乙 246-1	0892-21-0400

第4 防災道の駅

国土交通省では、「道の駅」第3ステージの取組の一環として、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている「道の駅」について「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための、ハード・ソフト両面からの重点的な支援を行うこととしており、令和3年6月には、都道府県からの提案を踏まえ、重点支援対象となる「防災道の駅」として道の駅「天空の郷さんさん」をはじめとした全国39駅を初めて選定した。

防災道の駅は、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点となり、自衛隊、警察、テックフォース等の救援活動の拠点としての機能をはじめ、緊急物資等の基地機能、復旧・復興活動の拠点等の機能を担うことになる。

これを踏まえ、道の駅「天空の郷さんさん」では、事業継続計画を策定し、この中で大規模災害発生時の基本方針等を以下のとおり定めている。

1 大規模災害発生時の基本方針

- (1) 生命の安全確保と安否確認
- (2) 二次被害の防止
- (3) 対外的な情報の発信及び共有
- (4) 防災拠点としての機能開始
- (5) 一次避難施設としての開始

2 大規模災害発生時の重要業務

- (1) 従業員・訪問客の安否確認
- (2) 負傷者の救急・救命
- (3) 避難スペースの確保・誘導
- (4) 防災用備蓄の搬出、避難者への配布
- (5) 設備の被災状況の確認
- (6) 消火活動
- (7) 関係各所への情報伝達
- (8) 周囲への情報提供
- (9) トイレ、非常用発電機の起動
- (10) 災害支援スペースの確保

資料編	○ 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定 (株式会社さんさん久万高原 P104 参照、一般社団法人久万高原町観光協会 P105 参照、久万高原商工協同組合) P106 参照)
-----	--

第5 受援計画の策定・運用

県は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や緊急物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）を策定する。

このため、町は県計画を踏まえ、町受援計画の策定に努めるとともに、策定した町計画について、訓練等を通じて実効性を高め、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うものとする。

また、町は、県及び国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。併せて、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第16章 資材・機材等の点検整備

町で保有している災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行う。

第1 点検整備を要する資材・機材

町は、次のような資材・機材について計画的な備蓄・整備に努め、また不足するものについては、調達できる体制を構築しておく。

- | | | | |
|-----------------------------|------------|--------------|------------|
| ・水防用備蓄資材、機材 | ・食料及び飲料水 | ・救助用衣料等生活必需品 | |
| ・救助用医薬品及び医療器具 | ・防疫用薬剤及び用具 | ・防雪用機械 | |
| ・警備用装備資機材 | ・通信機材 | ・災害対策用資機材 | ・油災害対策用資機材 |
| ・給水用資機材 | ・消防用資機材 | ・非常用電源設備 | |
| ・その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材 | | | |

第2 実施時期

点検整備は、点検計画表を作成し、定期的に行う。

また、飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練に使用するなどして、確実に更新を行う。

第3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

第4 留意事項

- 1 実施結果は、記録しておく。
- 2 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- 3 数量に不足が生じている場合は、補充の措置を講じ、あるいは確実に迅速に調達できる体制を整備する。

第17章 情報通信システムの整備

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平素から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

第1 町の通信施設の現状

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 県防災行政無線
- 2 町防災行政無線
- 3 消防無線
- 4 アマチュア無線
- 5 町ホームページ
- 6 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星電話を含む。）

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：同報系・移動系防災行政無線一覧表」他 参照

第2 情報収集・連絡体制の整備

- 1 町防災行政無線をはじめ、多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- 2 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- 3 アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- 4 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話やヘリコプター離着陸場の整備に努める。
- 5 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

第3 通信施設の整備

町は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線（戸別受信機も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置

する。

- 1 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- 2 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- 3 非常用電源設備を整備するとともに、浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び非常用電源設備の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- 4 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

第4 災害時優先電話の周知徹底

町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に掲載のとおり、あらかじめ西日本電信電話株式会社に災害時優先電話として登録してある。

町は、平素から次の措置をとり、職員に周知を図るものとする。

- | |
|--|
| <p>(1) 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。</p> <p>(2) 災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。</p> |
|--|

資料編 ○ 災害時優先電話一覧表

P74 参照

第5 職員参集システムの整備

勤務時間外に災害が発生した場合に、より迅速、確実な初動体制を確立するため、携帯電話等の活用による職員参集システムの整備に努める。

第6 愛媛県非常通信協議会との連携

町は、大規模地震等の災害時において通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第7 アマチュア無線の活用体制の整備

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、町本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ町内アマチュア無線局との協力体制の確立を図る。

第8 防災情報システムの拡充整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、消防防災ヘリ

コプターテレビ伝送システム、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

さらに、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

第9 ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握するため、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を県庁及び町の対策本部に電送するヘリコプターテレビ電送システムを活用し、迅速、的確な災害予防・応急対策活動の実施に努める。

1 災害予防対策活動

災害危険箇所の調査

2 災害応急対策活動

被災状況の把握（建物の倒壊、土砂災害、河川、道路・橋りょう等の被害、交通渋滞及び交通障害の状況等）

3 救助活動

水難事故・山岳遭難事故・土砂災害事故等における偵察、地上救助隊への情報伝達

4 消火活動

林野火災時の偵察、地上消火隊への情報伝達

第10 河川等情報システムの活用

町は、水災による被害を軽減するため、河川等情報システムの活用を図る。

また、水防体制の迅速化、防災情報の提供拡大を図るため、「えひめ河川メール」を活用する。

第11 各種情報システムデータのバックアップ保管

町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第18章 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、通信サービス等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、町及び関係機関は次の事業を実施する。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、その結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施する。

第1 水道施設（環境整備課）

町は、災害による水道施設の被害を軽減するため、次の措置をとる。

- 1 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- 2 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- 3 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- 4 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- 5 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第2 下水道施設（環境整備課）

1 町の活動

町は、安全で安心なまちづくりのため、町内において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか、貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

2 代替性の確保

町は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

3 雨水貯留浸透

町は、町内における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

第3 電力施設（四国電力送配電株式会社）

四国電力送配電株式会社は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を

図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4 ガス（LPガスを含む。）施設（ガス販売事業者）

ガス販売事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

1 ガス施設の災害予防措置

(1) ガス施設は、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。

(2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員事業所等に出勤する。

4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (2) 利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

第5 電信電話施設（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 防災体制の確立

(1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国や県、市町、その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力を努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力や燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市町等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

3 電気通信設備等に対する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

- ア 洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- イ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

- (1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。
- (2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。
- (3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。
- (4) 所外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

第19章 道路災害予防対策

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

第1 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、大規模災害発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

町においては、本編 第20章 第2「防災拠点施設」に掲げる防災活動拠点を結ぶ道路は特に重要となるため、関係機関と連携をとり、前記道路及びそれにつながる町道の改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に努める。

第2 防災点検等の実施

道路管理者は、緊急輸送道路における諸施設の防災点検や耐震点検を定期的を実施し、防災対策等の必要な箇所 の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

第3 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所(区間)及び未改良区間について、緊急性の高い箇所(区間)及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

1 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について補強対策を実施するとともに、道路改良にあたっては、耐震基準に基づく整備を行う。

2 橋りょう

落橋、変状等の被害が予想される橋りょうについて、補強対策を実施する。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を
〔久万高原町防災〕

実施する。

4 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

第4 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもとで、適切な道路管理に努める。

第5 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置をとるものとする。

第6 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第20章 建築物災害予防対策

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、災害に強いまちづくりを行う。

第1 風水害に強いまちづくり

町は、災害を予防するため、次の措置を構ずる。

- 1 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。
- 2 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度の活用を検討する。

- 3 土砂災害警戒区域等に指定された地区の住民に対して、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- 4 県の助言等に従って、土砂災害警戒区域等の情報の周知を図るとともに、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備を推進するほか、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を住民に提供する土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- 5 町長は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- 6 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をする。
- 7 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第2 防災拠点施設

町の防災活動拠点として、災害対策本部を設置する町庁舎（庁舎が被災し使用不能のときは、久万高原町消防本部庁舎等）が指定されている。

その他の防災拠点施設として、道の駅「天空の郷さんさん」には災害及び広域的な災害に備えるために、以下の活動拠点を想定している。

また、これらの拠点機能を効果的に発揮するため、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、災害用トイレ、自家発電装置を設置する。

- 1 緊急物資の備蓄拠点
- 2 広域応援の受け入れ・活動拠点

〔久万高原町防災〕

- 3 指定緊急避難場所
- 4 車両緊急避難場所
- 5 その他の活動拠点

資料編 ○ 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定
 (株式会社さんさん久万高原P104 参照、一般社団法人久万高原町観光協会P105
 参照、久万高原商工協同組合) P106 参照)

第21章 農林地・農林業用施設災害予防対策

農林地・農林業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

第1 農林地及び農林業施設

町北部の久万・畑野川・直瀬盆地には田畑が広がり、米やトマト等のハウス施設も多いが、台風時等の暴風・大雨によりたびたび被害を被っている。また、町全域に森林地帯が広がっているが、最近の大型台風の襲来により風倒木が多発し、道路交通の遮断、河川を堰き止め氾濫させるなどの被害をもたらしている。

町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を推進する。

また、農林地については県の協力も得て林道網や作業道などの整備事業や危険箇所の改良・舗装事業を実施する。

第2 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく緊急に整備を要する小規模ため池について、農業農村整備事業等により整備を行う。

また、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進めるが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

資料編 ○ 重点ため池一覧 P40 参照

第 2 2 章 文化財の災害予防対策

第 1 文化財の災害予防対策

風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- 1 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- 2 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- 3 避難方法・避難場所の設定
- 4 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- 5 文化財防火デー（1月 26 日）や文化財保護週間（11 月 1 日～7 日）等に合わせた防災訓練の実施

第23章 水害予防対策

豪雨による河川等の氾濫を予防するため、危険地区の把握を行うとともに災害発生原因を制御し、災害を防除するための防災事業の実施を図る。

第1 治山

1 治山等施設の確保

隣地荒廃防止施設及び地すべり防止施設の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の防止機能の向上や整備促進に努めるほか、災害発生時には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

2 防災点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の点検を定期的実施し、防災対策の必要な箇所の把握に努め、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第2 治水

1 河川管理施設

(1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、豪雨等による河川堤防の決壊や耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。
また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

2 町の活動

浸水想定区域の指定を受けた場合は、町地域防災計画に、当該浸水想定区域ごとの、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップを作成・公表し、住民、滞在者その他の者に周知する。また、主として高齢者等

〔久万高原町防災〕

の要配慮者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を明記し、また、洪水予報等の伝達方法を定める。

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

なお、同一水系に位置する市町村と、相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

その他、町は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行う。

また、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、町、国、県、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

第3 砂防

土石流の発生が予想される溪流を重点的に、県に必要な土砂災害対策の実施を要請するとともに、町は警戒避難体制の確立等を推進し、大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める。

1 ハード対策

土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。

- (1) 保全人家 30 戸以上の土砂災害危険箇所
- (2) 高齢者福祉施設、幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所
- (3) 幹線道路が存在する土砂災害危険箇所
- (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所
- (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう、県に働きかける。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- (1) 県の「土砂災害情報相互通報システム」の活用を推進する。
- (2) 土砂災害警戒情報の収集及び住民への伝達の充実に努める。
- (3) 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の公表等を通じて、住民への危険な箇所の周知徹底を図る。
- (4) 土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。

- (5) 土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。
- (6) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難訓練の実施について、県及び町の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。
- (7) 指定された土砂災害警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

町は、県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定された場合は、町地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに町地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設があって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- キ 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- ク 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編	○	土石流危険渓流一覧	P19	参照
-----	---	-----------	-----	----

第4 水防資機材の点検配備

町は、平素から水防倉庫内の水防資機材を点検し、必要な資機材の調達を行うとともに、出水時に迅速に使用できるよう水防作業に便利な位置に配備しておく。

第24章 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、危険区域の把握を行い、災害を防除するための防災事業を実施する。

さらに、危険区域の住民に対しその周知を図り、警戒避難体制の確立を図る。

第1 危険地域の現状把握

土砂災害発生の可能性のある地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所等について台帳の整備や定期的な防災パトロールを行い、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、関係機関と十分協議のうえ危険区域に対する防災対策を講じる。また、これらの危険地域については、住民にも公表する。

資料編	○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	P 6	参照
	○ 土石流危険渓流一覧	P 19	参照
	○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	P 24	参照
	○ 地すべり危険箇所一覧	P 29	参照
	○ 山地災害危険箇所一覧	P 32	参照

第2 総合的な土砂災害対策

1 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を県と連携して、実施する。

2 砂防事業の施行

砂防設備の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防堰堤工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事の実施を県に働きかけるほか、警戒避難体制を整備する。

3 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定するよう県に要請して、区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図る。また、県と連携して、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

4 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備

町は、地域の危険箇所や指定避難所等を網羅した総合防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

5 土砂災害警戒区域等の指定促進等

町は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。さらに、指定された土砂災害警戒区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

資料編 ○ 土石流危険渓流一覧

P19 参照

第3 土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備等

1 土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備

町は、県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定された場合、町地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに町地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設があつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (7) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (8) 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合は、町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

2 伝達方法の確立

土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合は、町の「避難情報の判断・伝達マニュアル」において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する

[久万高原町防災]

情報等の伝達方法を定める。

第4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町は、地域の土砂災害警戒区域や危険箇所、避難所等を網羅した防災マップ等をもとに、住民へ周知する。

第5 農地等保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

第6 治山事業の実施

林地の保全に係る治山施設の積極的な設置を関係機関に要請し、流域の保全及び土砂崩壊等、総合的な土砂災害対策による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

第25章 危険物等災害予防対策

第1 火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

1 予防査察等の強化

町は、久万高原町消防本部と連携して、火薬類、高圧ガス、石油類等の販売所及び貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

資料編 ○ 町内危険物施設一覧	P114 参照
-----------------	---------

2 予防教育の徹底

久万高原町消防本部は、次の事項を行う。

- (1) 危険物の販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係保安団体及び事業所等との合同防災訓練を実施する。

第2 毒物・劇物の災害予防対策

毒物劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きいことにかんがみ、次の事業を実施する。

1 製造業者等の活動

製造業者等は、日頃から災害予防のための措置を講じておく。

- (1) 応急対策教育の徹底
毒物・劇物の製造業者等は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。
- (2) 毒物・劇物の製造量及び同貯蔵量の把握
毒物・劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

2 町及び消防本部の活動

(1) 施設の実態の把握

毒物・劇物について毒物及び劇物取締法上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握し、毒物及び劇物取締法の不備欠陥事項について保健所と協力して関係者を指導するとともに、施設に対する防災対策を検討して災害予防の推進を図る。

(2) 立入検査の実施

施設への立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な貯蔵取扱について指導するとともに、毒物・劇物取扱責任者等による自主的保安体制の確立を図る。

(3) 指導体制の確立

毒物・劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。

第26章 火災予防対策

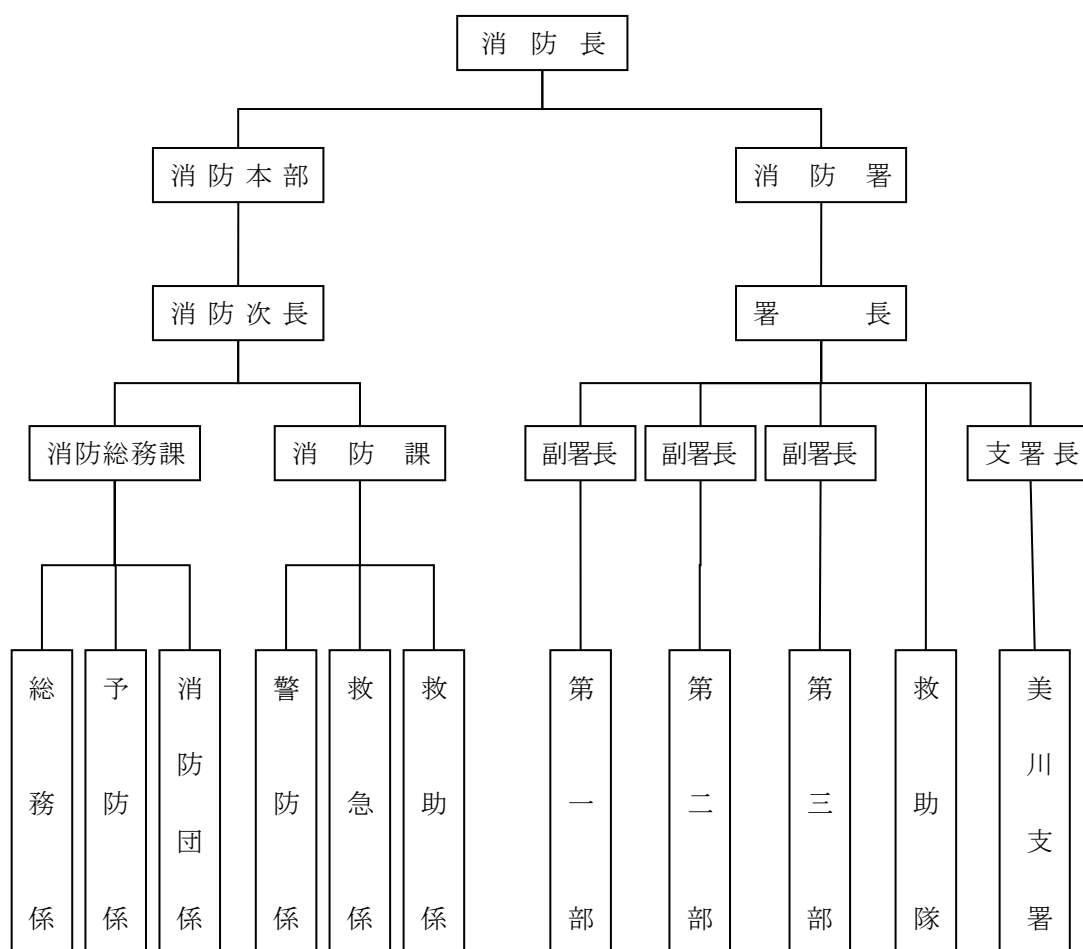
各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実をあげ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

第1 組織

1 久万高原町消防本部

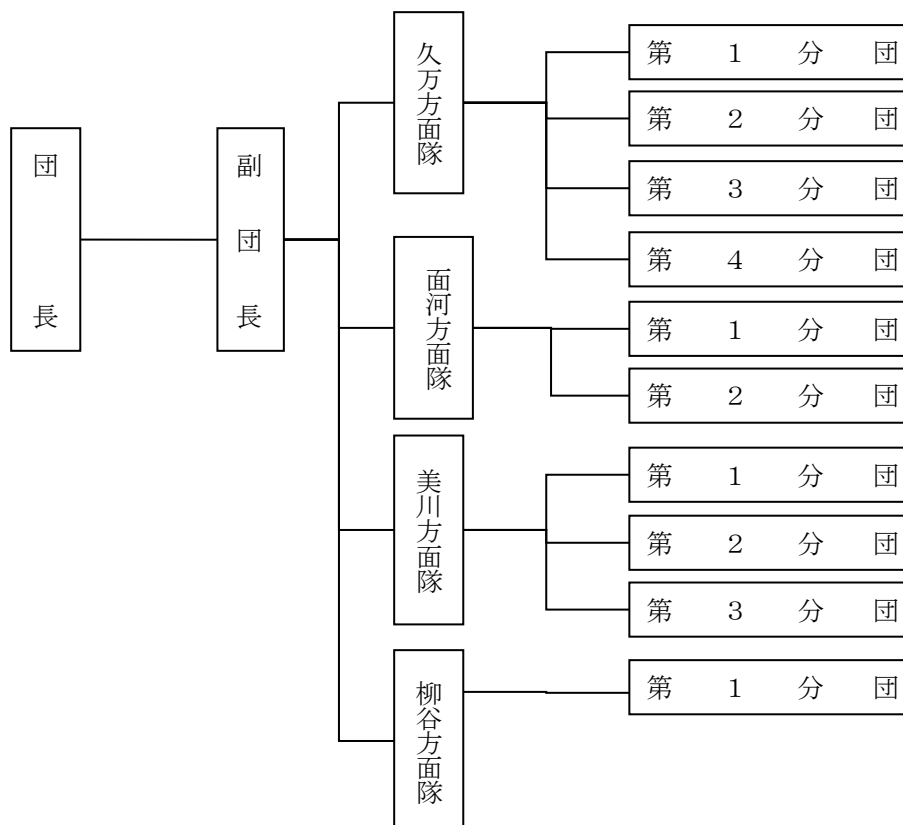
本町には常備消防として、久万高原町消防本部及び久万高原町消防署が設置されており、各種消防業務を実施するとともに、消防団の教育、訓練等を行っている。

〈久万高原町消防本部、消防署〉



2 久万高原町消防団

現在、久万高原町消防団は、12分団で編成され、地域に密着した消防活動等を行っており、分団及び管轄区域は次のとおりである。



※ 団長以下、分団（部）までの組織図

資料編	○ 久万高原町消防団組織図	P42 参照
	○ 久万高原町消防団各方面隊別出動範囲	P43 参照

第2 消防職員、消防団員の教育・育成

町は、消防組織法第29条及び第51条の規定に基づき、愛媛県消防学校において、消防職員及び消防団員の教育を行う。

また、町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

第3 消防施設の拡充強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、本町の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

1 機械器具の整備

消防本部・消防団の所有する機械器具については、計画的に整備を図る。

2 消防水利の整備

消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。なお、消防水利の不足する地域については、順次耐震性貯水槽等の整備を図る。

資料編 ○ 地区別消防水利の現況

P41 参照

3 消防通信施設の整備

災害時における消防の通信連絡を確保するため、消防用無線設備の整備及び充実を図る。

第4 防火思想の普及

町は、春秋2回の火災予防運動を軸として火災予防対策に取り組み、各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努める。

第5 自主防災組織等との連携体制の整備

町は、各地区の初期消火能力を高めるため、自主防災組織や女性防火クラブ等の民間団体の育成を図り、連携体制の整備に努める。

また、地域ぐるみで行う初期消火に関する訓練を次の内容で実施する。

- 1 住民参加による地域ぐるみの防火訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- 2 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第6 火災予防

消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める、防火管理体制と消防用設備の設置並びに久万高原町火災予防条例に基づく火気使用設備、指定可燃物の規制等の法令を遵守し、火災予防の徹底を図る。

また、気象状況が火災予防上危険である場合、消防法第22条に規定する火災気象通報を、知事から受けたとき、必要に応じ町長は火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。

1 火災警報発令基準

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下かつ最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪を伴うとき又はまもなく降り始めると予想される場合には、発令しないこともある。

2 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

3 火災警報の周知及び連絡

火災警報を発令したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

4 火災警報発令時の火の使用制限

久万高原町火災予防条例第 29 条の規定に基づき、火災警報発令時には火を使用制限する。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて町長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと。

5 消火活動への協力

迅速な消火活動を行うため、町及び消防署は、住民に対し、火災に対処しての通報や応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及・啓発する。

6 火災防御の措置

非常事態に際し、町長は、知事から消防組織法第 43 条の規定による指示を受けた場合、必要な火災防御の措置をとる。

第 7 火災予防査察

消防長又は町長は、特に必要があると認められるときは、町地域防災計画の定めるところに従って、消防法第 4 条及び第 4 条の 2 の規定に基づき久万高原町火災予防査察規程の定めるところにより予防査察を実施する。

第 8 特殊防火対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用所等及び文化財等について、防火管理者の協力により特別警戒体制がとれるよう、あらかじめ協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

第 9 消火活動

火災に対処して通報、応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及啓発し、消火活動に

〔久万高原町防災〕

ついて消防と一般人の一体化を図る。

第10 災害防御の措置

消防組織法第43条の規定による非常事態に際し、火災防御の措置について必要な指示を行い、防御の措置の早期確立を期する。

第27章 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

第1 林野火災予防思想の普及、啓蒙

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及・啓蒙に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼び掛けるとともに、喫煙所、吸殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓蒙を図る。

第2 林野火災消防計画の確立

町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

1 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

2 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

3 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

4 啓蒙運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

5 林野火災防御訓練の実施計画

町単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

第3 林野所有（管理）者の予防対策

町は、林野所有（管理）者に対し火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進するものとする。

- 1 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- 2 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

〔久万高原町防災〕

- 3 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- 4 事業地の防火措置の明確化
- 5 森林法、火入れに関する条例及び久万高原町火災予防条例等の厳守
- 6 消防機関等との連絡方法の確立
- 7 火災多発期（2月～5月）における見巡りの強化

第4 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鉞、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：久万高原町消防署保有車両及び資機材一覧表」参照

第5 空中消火の支援要請

町及び消防本部は、火災状況を的確に把握し、早期に県に対して、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、空中消火を要請する。また、必要により、県知事に自衛隊（ヘリコプター）の派遣要請を行う。

資料編 ○ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

P116 参照

第28章 災害復旧・復興への備え

第1 平常時からの備え

町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- 1 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- 2 町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- 3 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。
- 4 町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。
- 5 町の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。
- 6 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直し
〔久万高原町防災〕

に努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3 災害廃棄物の発生への対応

- 1 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。
- 2 町は、県と連携し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。
- 3 町は、建築物等への被害があり、有害物質の漏洩及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等・飛散防止体制の整備に努める。

第4 各種データの整備保全

- 1 町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。
 - ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- 2 町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。
- 3 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県と協力し、その制度の普及促進にも努める。

第6 罹災証明書交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第7 復興事前準備の実施

町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第8 復興対策の研究

町は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第2編 風水害等災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋りょうの損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害を被ることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防衛又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、当該計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1章 各機関応急措置の概要

町、県及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

第1 町のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- 2 気象に関する特別警報、予警報の周知徹底
- 3 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- 4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災住民の受け入れ
- 5 消防団・水防団に対する出動命令又は警察官に対する出動要請
- 6 警戒区域の設定と避難措置
- 7 指定避難所等の設置・運営
- 8 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請（必要に応じて、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知）
- 9 救援物資の配布
- 10 被災者収容施設の供与
- 11 応急文教対策の実施
- 12 被災箇所の応急復旧
- 13 その他応急対策の実施

第2 県のとるべき措置

- 1 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- 2 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- 3 被害状況の把握及び情報の収集
- 4 関係機関への被害状況の通報
- 5 関係機関との応急対策の協議・調整
- 6 放送機関への緊急放送要請
- 7 自衛隊の災害派遣要請
- 8 医師会、日赤への救護班の派遣要請

- 9 緊急援護備蓄物資の供給
- 10 救援物資の調達、輸送
- 11 応急仮設住宅の建設
- 12 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- 13 応急文教対策の実施
- 14 被災地の警備、交通の確保及び規制
- 15 人心安定のための広報
- 16 被災地の応急復旧
- 17 その他応急対策の実施

第3 住民のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の町長、警察官への通報
- 2 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- 3 救援隊の救助作業に対する協力
- 4 安全地域への避難

第4 関係機関のとるべき措置

- 1 災害情報の県、町等に対する通報
- 2 救援隊等の派遣、救助、資機材配布等の県、町に対する要請
- 3 県、町の要請に基づく救援の実施
- 4 応急復旧作業の実施

第2章 防災組織及び編成

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1 久万高原町災害対策本部

町内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び久万高原町災害対策本部条例（平成16年条例第17号）の定めるところにより、直ちに久万高原町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

資料編	○ 久万高原町災害対策本部条例	P126 参照
-----	-----------------	---------

1 町対策本部の設置基準

- (1) 気象業務法に基づく警報（波浪、高潮警報を除く。）が発表されたときで、町長が必要と認める場合
- (2) 町内に災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合において、災害対策を総合的かつ統一的に実施する必要があると認められる場合

2 町対策本部の廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。

3 町対策本部設置及び廃止の公表

町対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
一般住民	町防災行政無線、町ホームページ、広報車	町長
各課等	庁内放送、口頭、電話、電子メール	本部事務局長
支所	電話、電子メール、町防災行政無線	〃
久万高原町消防本部	電話、消防無線、電子メール	〃
久万高原町消防団	電話、町防災行政無線	消防部長・本部事務局長
県中予地方局	県防災行政無線、電話、FAX、電子メールその他迅速な方法	本部事務局長
久万高原警察署	電話、FAX	〃
報道機関	口頭、電話、文書	〃

4 町対策本部の設置場所

町庁舎内に本部室を設置するものとするが、庁舎が被災し使用不能のときは、久万高原町消防本部庁舎又は本部長が指定する場所に本部を設置する。

5 町対策本部の組織及び事務分掌

町災害対策本部の組織及び事務分掌は、「第2 町対策本部の組織及び事務分掌」に掲げるとおりである。

各部長は、部の事務分掌を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備える等体制を整備する。

6 本部連絡員

- (1) 本部室には、原則として本部連絡員を置く。
- (2) 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管部（所属課）員のうちから指名する者をもって充てる。
- (3) 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、町対策本部に報告するとともに、町対策本部からの連絡事項を各部に伝達する。

7 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により町対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

8 本部会議の開催

本部会議の構成は、次のとおりであり、災害対策の基本的事項について協議する。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部事務局長	危機管理室長
本部員	総務課長、議会事務局長、会計管理者、住民課長、環境整備課長、病院事業等統括事務局事務長、保健福祉課長、建設課長、農業戦略課長、農業委員会事務局長、林業戦略課長、ふるさと創生課長、まちづくり営業課長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、消防団長、各支所長

9 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

- (3) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者を充てる。
- (4) 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (5) 県現地災害対策本部との連携
 - 大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が町内に設置された場合は、町対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。
- (6) 確実な情報収集・伝達方法が可能となるよう、町内地域ごとに担当職員を置く。

第2 町対策本部の組織及び事務分掌

- 1 町対策本部の組織及び事務分掌は、別表（資料編）のとおりとするが、町対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。

資料編	〇久万高原町災害対策本部の組織及び所掌事務	P128 参照
-----	-----------------------	---------

- (1) 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
 - (3) 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報
 - (4) 消防、水防その他の応急措置
 - (5) 被災者の救助、救護、その他の保護
 - (6) 施設及び設備の応急復旧
 - (7) 防疫その他の保健衛生
 - (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発
 - (9) 緊急輸送の実施
 - (10) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
 - (11) 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告、要請
 - (12) 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
 - (13) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
 - (14) 自主防災組織との連携及び指導
 - (15) ボランティア等への支援
- なお、町対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

- 2 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

- (1) 消防本部及び消防署
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 地域住民等への避難指示、緊急安全確保の伝達
 - エ 火災予防の広報
- (2) 消防団（水防団）
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達

- イ 消火活動、水防活動及び救助活動
- ウ 避難場所の安全確保及び避難路の確保
- エ 地域住民等の避難場所への誘導
- オ 危険区域からの避難の確認
- カ 自主防災組織との連携、指導、支援

第3 非常配備体制

町対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、次による。

なお、各部長は、次の配備基準に基づき配備計画を立て、これを部員に徹底しなければならない。

区分	配備基準	配備内容	配備要員
警戒配備 (招集レベル0)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法に基づく注意報が発表され、災害に発展するおそれがあるが、時間、規模等推測困難な場合 2 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。 	<p>災害情報の収集及び防災資機材の準備等を実施する体制</p> <p>※町対策本部は設置されない。</p>	総務課危機管理室職員
第1配備 (招集レベル1～3)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法に基づく警報が発表されたときで、町長が必要と認める場合 2 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 3 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、町の地域内に被害が発生するおそれがある場合 4 久万川で、避難判断水位に到達したとき。 5 その他災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長が当該配備を指令するとき。 	<p>災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制</p> <p>※町対策本部が設置される。</p>	部事務局職員、本部員及び各課指定職員

区分	配備基準	配備内容	配備要員
第2配備 (招集レベル4)	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 各種警報が発表されている状況下で、台風又は前線が通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 3 久万川で、氾濫危険水位に到達したとき。 4 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 5 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想されるとき。 6 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 7 その他必要により町長が当該配備を指令するとき。	中規模の災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制 ※町対策本部が設置される。	本部事務局職員、本部員及び各課指定職員 * 他の職員は、参集の準備
第3配備 (招集レベル5)	1 気象業務法に基づく特別警報が発表されたときで、町長が必要と認める場合 2 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他必要により町長が当該配備を指令するとき。	大規模な災害に対し、町の全力をあげて防災活動を実施する体制 ※町対策本部が設置される。	全職員

(注) 消防本部は、町消防警防規程等による消防長の判断により、災害の種類、規模、状況等に即応した配備体制をとることができる。詳細な配備基準については『災害対策本部設置基準と職員配備基準』による。

1 第1配備下の体制

- (1) 本部事務局長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、各本部員に連絡する。
- (2) 本部長は、必要に応じ各本部員から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討する。

2 第2配備下の体制

- (1) 本部長は、町対策本部の機能を円滑にするため、本部室を開設する。
- (2) 本部員は、分掌事務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (3) 本部員は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。
 - ア 災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

[久万高原町防災]

3 第3配備下の体制

第3配備が指令された場合、各課長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務課長を通じ本部長に報告する。

4 非常配備の開始及び解除

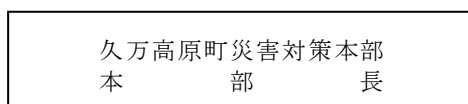
各部の非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

第4 本部職員の腕章等

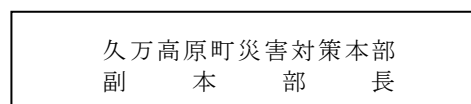
本部長、副本部長、各本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、次に定める腕章を帯用する。

1 腕章

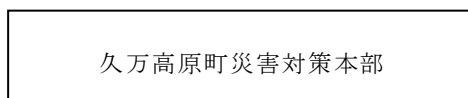
〈本部長用〉



〈副本部長用〉



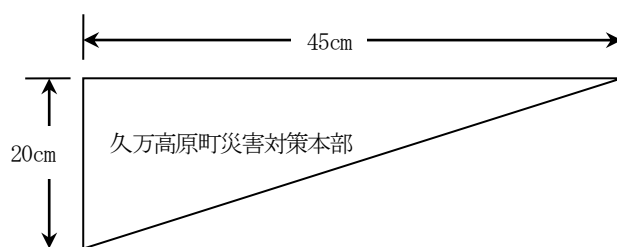
〈部長・部員用〉



備考1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。

2 文字の色彩は黒字とし、地の色彩は白色とする。

2 標旗



備考 文字の色彩は黒字とし、地の色彩は黄色とする。

第5 久万高原町防災会議

1 基本方針等の作成

久万高原町防災会議は、災害対策基本法第16条第6項及び久万高原町防災会議条例（平成16年条例第16号）に基づいて設置された機関であり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進する。

資料編 ○ 久万高原町防災会議条例 P126 参照

第6 職員の動員

1 動員

町対策本部を設置した場合の職員の動員は、第2編 第2章「防災組織及び編成」に定める配備基準に基づいて本部長が決定する。

2 本部職員の動員方法

- (1) 本部長の配備体制の決定に基づき本部事務局長から各本部員にその旨を通知し、各本部員は各所属職員に連絡し動員する。
- (2) 招集は、庁内放送、電話、防災行政無線、電子メール、連絡員などの方法により速やかに通知する。
- (3) 伝達の際には、次の事項を明確に伝える。
 - ア 配備体制の種類
 - イ 町対策本部開設又は招集の時間
- (4) 各本部員は、配備状況について、本部事務局長を通じて本部長に報告する。

3 動員の伝達系統

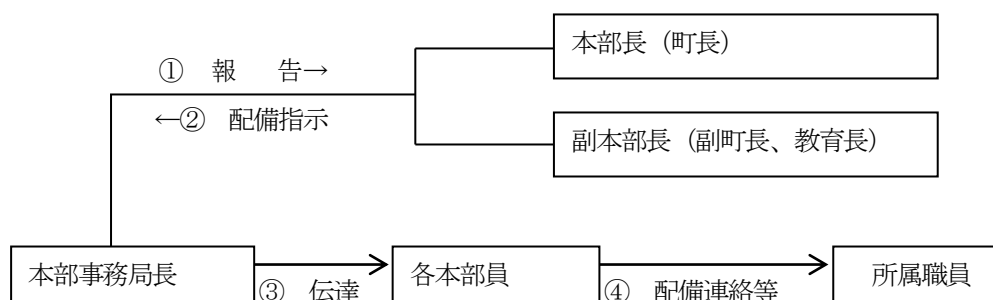
(1) 町職員

職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

ア 勤務時間内における伝達

- (ア) 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、本部事務局長は、本部長の決定した配備体制について各本部員に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。
- (イ) 各本部員は、直ちに所属職員に連絡し、所属職員を所定の場所に配備し、事務又は業務に従事させる。

〈勤務時間内における伝達系統〉

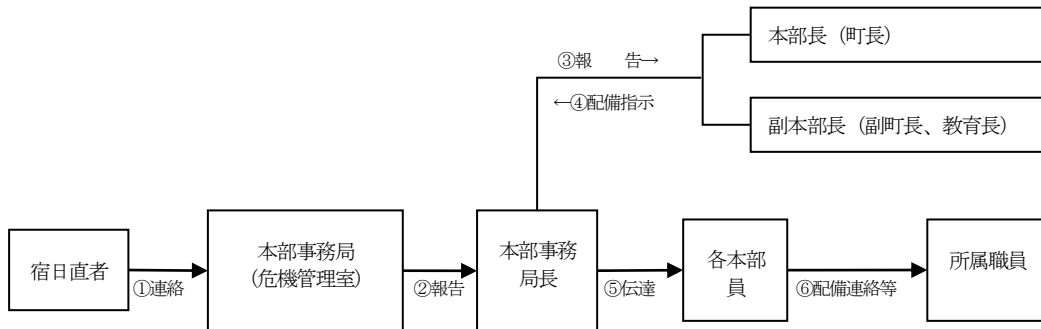


イ 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (ア) 宿日直者は、非常配備に該当する気象警報が防災関係機関から通知され、又は発生が予想されるときは、直ちに本部事務局（危機管理室職員）に連絡し、本部事務局長に報告する。

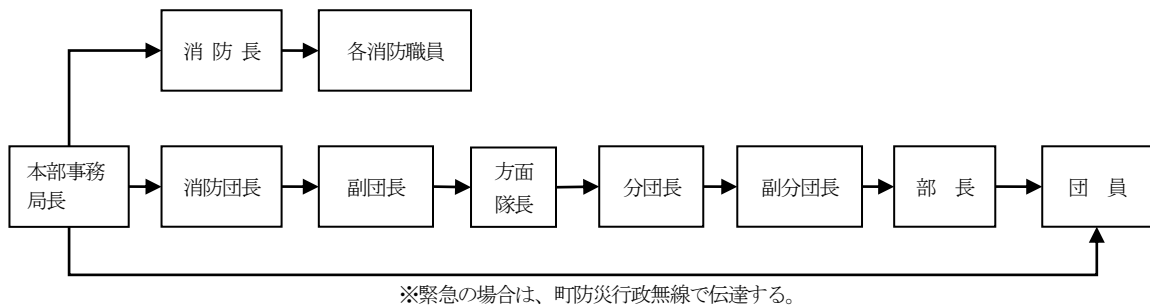
- (イ) 本部事務局長は、本部長、副本部長にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には各本部員に、各本部員は各所属職員に伝達する。
- (ウ) 各部長は、各部に非常連絡員を置き勤務時間外の指令の伝達にあたらせ、所属職員への周知徹底を図る。
- (エ) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。
- (オ) 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属長の指示を受ける。

〈勤務時間外、休日における伝達系統〉



(2) 消防機関

消防長及び消防団長は、本部長の配備体制に基づき、必要な消防職員及び消防団員を動員する。



第7 職員の応援

町対策本部各部における災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、本部事務局に職員の応援を要請する。本部事務局は、本部会議で決定された応援方針に基づき配置する。

町対策本部内における応援でもなお不足するときにあっては、県に対して中予地方局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

その他応援に関する計画は、第2編 第10章「消防活動」及び第28章「応援協力活動」に定めるとおりとする。

第8 新型コロナウイルス感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
 - ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
 - ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
 - ・ 電話やTV会議システム等の活用
- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
 - (2) 大規模な災害の発生時においては、県や国、他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

別表（第2 町対策本部組織及び事務分掌関係）

1 久万高原町災害対策本部組織図

【災害対策本部】

本部長	災害対策本部	総務課長
町長		議事事務局長
		会計管理者
副本部長		住民課長
副町長		環境整備課長
教育長		病院事業等統括事務局事務長
		保健福祉課長
		建設課長
		農業戦略課長
		農業委員会事務局長
		林業戦略課長
		ふるさと創生課長
		まちづくり営業課長
		教育委員会事務局長
		消防本部消防長
	消防団長	
	各支所長	

本部事務局	本庁	事務局長（久万）	危機管理室長
		事務局員	総務課、まちづくり営業課各班
支部事務局	支所	面河支所	面河支所長（支所職員）
		美川支所	美川支所長（支所職員）
		柳谷支所	柳谷支所長（支所職員）

※ 支部事務局設置は、本部長の指示による。

現地災害対策本部	連絡会議 各対策部連絡調整係
----------	-------------------

◎…部長		部名（担当課等）	構成（班員）
災害対策部	総務部	◎総務課	危機管理室 総務行政班 財政管財班 秘書政策班 行財政改革推進室 新型コロナウイルス感染症対策室
		まちづくり営業課	営業推進班 デジタル戦略班
		議事事務局	議事事務局
		出納室	出納室
	生活衛生部	◎住民課	税務・収納管理班 住民生活班 国保年金班
		環境整備課	上下水道班 環境衛生班
	医療部	◎病院事業等統括事務局	町立病院 各診療所 老人保健施設あけぼの 訪問看護ステーション
	福祉部	◎保健福祉課	子育て支援室 社会福祉班 長寿介護班 保健推進班（保健センター） 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ささゆり荘
	建設部	◎建設課	管理・建築班 公共土木班 農林土木班
	農林観光部	◎林業戦略課	林業振興班 森林整備班
		農業戦略課 農業委員会	農業振興班 農業委員会事務局
		ふるさと創生課	観光振興班 移住促進班
教育部	◎教育委員会	学校教育班 生涯学習班	
消防部	◎消防本部	消防署 消防団	

第3章 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、町は防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予警報、特別警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の確保に万全を期する。

第1 通信連絡手段

1 関係機関との連絡手段

町 ←————→ 県	県防災通信システム（地上系、衛星系）、電話、FAX、電子メール
町 ←————→ 久万高原町消防本部	電話、FAX、電子メール
町 ←————→ 久万高原警察署	電話、FAX
町 ←————→ 他市町	県防災通信システム（地上系、衛星系）、電話、FAX、電子メール
町 ←————→ 消防団	町防災行政無線（同報系、移動系）、電話
町 —————→ 自主防災組織 (住民)	町防災行政無線、緊急速報メール、広報車

2 保有通信施設の現状

本町において保有する通信施設は、次のとおりであり、保有するあらゆる通信手段を用いて、通信の確保に努める。

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 町防災行政無線
- (3) 消防無線
- (4) アマチュア無線
- (5) 町ホームページ
- (6) 緊急速報メール
- (7) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話等を含む。）

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：同報系・移動系防災行政無線一覧表」他 参照

3 公衆通信設備の利用

(1) 災害時優先電話の利用

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに備えて、西日本電信電話株式会社から指定を受けている「災害時優先電話」を活用する。

なお、災害時優先電話は、災害時に機能を発揮するために、発信専用電話として利用するものであることを、あらかじめ町職員等に周知をする。

(2) 電話、電報の優先利用

ア 非常・緊急通話用電話の指定

非常・緊急通話とは、災害時において災害の予防、応急、復旧等のために緊急に通信することを要する場合に、西日本電信電話株式会社が一般の市外通話に優先して接続する市外通話である。

利用する場合は最寄りの愛媛支店を呼び出し非常・緊急通話の旨を告げる。

非常・緊急通話用電話を確保しておく必要があると判断される場合は、あらかじめ愛媛支店の承認を受けなければならない。

イ 非常・緊急電報の利用

災害時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常・緊急電報であり、これを利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書き最寄りの愛媛支店に申し込む。

4 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第 57 条、第 61 条の 3、第 79 条、災害救助法第 11 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定に基づき使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (3) 町防災行政無線設備
- (4) 国土交通省無線設備
- (5) 電力通信設備
- (6) 自衛隊通信設備
- (7) アマチュア無線設備

5 非常通信の利用

町は、災害対策基本法に基づいて、電波法第 52 条、同法第 74 条の規定により、無線局を開設している者に対し、非常通信を依頼することができる。

6 放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示、緊急安全確保を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、知事を通じて放送を要請する。ただし、県に災害対策本部（災害警戒本部）が設

置されていない場合で、特に緊急を要する場合は直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 町の地域の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ その他必要な事項

(3) 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第2 インターネットの利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示、緊急安全確保を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

第3 孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、衛星携帯電話や防災行政無線等を活用するとともに、県（消防防災安全課）に県消防防災ヘリコプターによる空中偵察の要請を依頼し、バイク等も活用し孤立地域との連絡に努める。

第4 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を確立する。

第5 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、町内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段の一つとして活用する。

第4章 情報活動

町は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

第1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに中予地方局を通じ県防災危機管理課へ連絡する。ただし、県防災危機管理課へ連絡できない場合、国（総務省 消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第2 情報活動における連携強化

情報の収集及び伝達は、町対策本部と支部事務局相互間のルートを基本として、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

情報活動における連携強化のため、必要に応じて町対策本部又は支部に警察官の派遣を要請する。

第3 処理すべき情報の種類

1 災害情報等の受理・伝達・周知

- (1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、町対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理室）において受理する。
- (2) 受理した情報については、町防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

2 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりとする。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

- (1) 被害状況
- (2) 避難指示若しくは緊急安全確保又は警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

第4 情報の収集

町対策本部は、町防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

1 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、各都府県が関係機関、諸団体及び住民組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、自治会長等を通じ、直ちに町に通報する。

2 職員派遣による情報収集

災害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、必要に応じて各地域に職員を派遣して情報収集にあたる。災害危険箇所については、関係課職員、消防職員及び消防団員により警戒パトロールを行う。

3 県への応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や、調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を要請する。

4 防災関係機関からの情報収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

5 被害項目と調査担当課

町は、被害状況を収集、把握するため、関係各機関・団体等と連携し、各種被害を確実、迅速に入手する体制を整備する。

特に、人的被害については、消防部を中心に、必要に応じ各部から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施するうえで最も重要な情報であるため、最優先に収集し、関係機関や民間の協力を求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

各種被害ごとの担当部及び協力関係機関・団体等は、次のとおりである。

風水害等対策編

被害等の区分	担当部	協力関係機関
総合被害	本部事務局	—————
町有財産被害	総務部	—————
商工業関係被害	農林観光部	商工会
火災発生	消防部	自主防災組織等 中予地方局建設部
水防情報	〃	中予地方局建設部
医療施設被害	医療部	医師会
衛生施設被害 上・下水道関係被害	生活衛生部	収集委託業者 町内管工業者等
社会福祉施設被害	福祉部	民生児童委員 社会福祉協議会
住家等一般被害	総務部 生活衛生部 建設部	自治会長 自主防災組織 町内建設業者等
土木施設被害	建設部	中予地方局建設部 町内建設業者等
農林業関係被害	農林観光部	松山市農業協同組合 松山農業共済組合 久万広域森林組合 株式会社いぶき
教育関係被害	教育部	教育施設管理者 教育委員

6 災害発生直後からの災害情報の収集

災害が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、概ね次のとおりである。

災害発生直後	その後の段階
(1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況	(1) 被害状況
(2) 家屋等建物の被害状況	(2) 避難指示、緊急安全確保又は警戒区域の設定状況
(3) 土砂災害等の発生状況及び危険性	(3) 避難所の設置状況
(4) 洪水の発生状況及び危険性	(4) 住民の避難生活状況
(5) 避難の必要の有無及び避難の状況	(5) 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
(6) 住民の動向	(6) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
(7) 道路、橋りょう及び交通機関の被害状況	(7) 医療機関の活動状況
(8) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	(8) 救護所の設置及び活動状況
(9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	(9) 傷病者の収容状況
	(10) 道路、橋りょう及び交通機関の復旧状況

7 ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により町の被害状況の全容が不明等の場合、町長は、中予地方局を通じて県、県警察、自衛隊、四国地方整備局及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

8 災害情報の取りまとめ

各部で収集した情報は、本部事務局で取りまとめ、本部長に報告するほか、中予地方局を通じ県防災危機管理課に報告する。

なお、収集した各種情報は地理情報システム（GIS）の導入・活用などにより、県との共有に努める。

資料編	○ 災害・避難報告等受信表（町対策本部）	P61	参照
	○ 災害情報報告様式（県への報告）	P62	参照

第5 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、町ホームページ、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網、自主防災組織等の協力など、多様な手段を活用し、

住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

第6 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県への災害状況の報告は、本部事務局長又は総務部長が行う。

2 県へ報告すべき災害の範囲

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- (2) 町が対策本部を設置したとき。
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- (4) その他特に県から報告の指示をされたとき。

3 町の活動

(1) 報告、要請

町対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、町対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- | | |
|---|--------------|
| ア | 緊急要請事項 |
| イ | 被害状況 |
| ウ | 町の災害応急対策実施状況 |

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び消防庁へ、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

〈県の連絡先〉

防災危機管理課			
県防災通信システム	電話：(地上特番) 500-0-2318	FAX：(地上特番) 500-201	
NTT回線	電話：089-912-2318	FAX：089-941-2160	
	089-912-2335		
中予地方局総務県民課			
県防災通信システム	電話：(地上特番) 503-0-310	FAX：(地上特番) 503-21	
NTT回線	電話：089-909-8750	FAX：089-913-1140	

〈消防庁の報告先〉

回線別		区分	平日（9：30～18：15） 総務省消防庁広域応援室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		63-90-49013	63-90-49102
	FAX		63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話		64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	FAX		64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告」（様式1）に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

資料編 ○ 災害情報報告様式（県への報告） P62 参照

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告」（様式2の1、2の2）に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号に付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、資料編の「災害の被害認定基準」による。

また、報告にあたっては、久万高原警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

資料編 ○ 災害の被害認定基準 P71 参照

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告」（様式1）により行う。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、町は直ちに報告する。

(ア) 町対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。

(イ) 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。

(ウ) 高齢者等避難、避難指、緊急安全確保の指示を行ったとき。

(4) 報告様式

「災害発生報告」（様式1）、「中間報告・最終報告」（様式2の1、2の2）は、資料編に掲載の「災害情報報告様式」による。

第7 大規模災害時における町の行政機能の確保状況の把握

大規模な風水害等災害が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、町及び県は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

第8 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

第5章 広報活動

町は、県及び防災関係機関と連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

第1 広報責任者

総務部が町防災行政無線、広報車、インターネット（町ホームページ）、広報紙等を活用し、住民への広報を行う。

第2 広報事項

町は、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、町は、住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- 1 災害対策本部の設置
- 2 災害の概況（火災状況等）
- 3 高齢者等避難・避難指示の発令及び緊急安全確保の指示
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所
- 5 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 6 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 7 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 8 防疫に関する事項
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 被災者等の安否情報
- 11 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- 12 自主防災組織に対する活動実施要請
- 13 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 14 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 15 災害復旧の見込み
- 16 被災者生活支援に関する情報

第3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電、通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることにかんがみ、あらゆる広報媒体（町防災行政無線、ラジオ、テレビ、新聞、広報車、町ホームページ、インターネット、広報紙等）を利用して有効、適切と認めら

〔久万高原町防災〕

れる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- 1 町防災行政無線等による広報
- 2 広報車による広報
- 3 報道機関を通じた広報
- 4 広報紙やチラシの掲示、配布
- 5 指定避難所への広報担当者の派遣
- 6 自主防災組織を通じての連絡
- 7 総合案内所、相談所の開設
- 8 インターネット（ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

第4 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット（ホームページ、SNS等）
知事、町長の放送要請事項、地震情報、交通機関運行状況等
- (2) 町防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、消防無線、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として町対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等
火災発生の通報、河川の増水
- (5) 町や県のホームページ
各種警報、避難情報の発令状況、被害情報、道路情報等

第5 広聴活動

町は、被災住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、支所又は指定避難所に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

第6 広報資料（写真）の収集

報告、記録、陳情用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現
〔久万高原町防災〕

地に派遣できない場合は、あらかじめ現地の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

第7 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6章 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、住民の避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難情報の発令を行う。

また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について明確化されたが、災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるこれまでの「避難勧告等に関するガイドライン」については、名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表され、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたほか、避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連についても、以下の表の通り整理された。

〈避難情報と防災気象情報の一覧表〉

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない。)
～～～警戒レベル4までに必ず避難!～～～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する。	洪水、大雨、高潮注意報(久万高原町は高潮は非該当)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める。	早期注意情報

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
5相当	水位情報がある場合(下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合(下段:洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害の危険度分布	高潮に関する情報(久万高原町は非該当)
5相当	氾濫発生情報 危険度分布:黒 (氾濫している可能性)	大雨特別警報(浸水害)※2		大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:うす紫(非常に危険)※4	内水氾濫危険情報(水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布:うす紫(非常に危険)※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 危険度分布:赤(警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤(警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄(注意)		危険度分布:黄(注意)	
1相当					

町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字:常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

- ※1) HP 上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示
 - ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 - ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 - ※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
 - ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
- 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

2 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、町長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

〈避難情報と防災気象情報の一覧表〉

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<p>「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>	<p>「危険な場所から全員避難」 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 </p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を</p>	<p>「命の危険 直ちに安全確保！」 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	

3 避難情報の判断基準

避難情報については、河川の氾濫、土砂災害を主とし、以下の基準を参考に、今後の気象情報や現地情報を含めて総合的に発令する。

(1) 河川の氾濫に係る避難情報の発令判断基準

河川の氾濫等については、久万川の水位等を参考情報として町が避難勧告等を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1：久万川の久万水位観測所の水位が避難判断水位（2.60m）（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>2：久万川の久万水位観測所の水位が一定の水位氾濫注意水位（2.60m）（警戒レベル2水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③上記の上流の水位観測所で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が見込まれた場合</p> <p>4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>1：久万川の久万水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.90m）（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>2：久万川の久万水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（2.60m）（警戒レベル2水位）又は避難判断水位（2.60m）（警戒レベル3水位））を超えた</p>

区分	判断基準
	<p>状態、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①上記の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法を一つ又は複数選択すること。</p> <p>※5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：久万川の久万水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>

区分	判断基準
	※発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
観測所	<p>【愛媛県河川・砂防情報システム（水位観測所）】 水位観測所：仕出（国・大渡ダム）、久万（県）</p> <p>【愛媛県河川・砂防情報システム（雨量観測所）】 雨量観測所：地芳、西谷、休場、黒藤川、御三戸、美川、面河、大味川、梅ヶ市、上直瀬、久万、永久（国・大渡ダム） 久万・気（気象庁）</p>
注意事項	<p>●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。</p> <p>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。</p>
避難情報の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(2) 土砂災害に係るに係る避難情報の発令判断基準

土砂災害については、県が「愛媛県河川・砂防情報システム」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難情報を発令するものとし、具体的な発令にあたっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言</p>

区分	判断基準
	<p>及されている場合など) (夕刻時点で発令)</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大 23 時間先までの予測である。このため、上記 1 において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報 (土砂災害) (警戒レベル 3 相当情報 [土砂災害]) の発表に基づき警戒レベル 3 高齢者等避難の発令を検討する。</p>
<p>【警戒レベル 4】 避難指示</p>	<p>1 : 土砂災害警戒情報 (警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]) が発表された場合 (※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと。)</p> <p>2 : 土砂災害の危険度分布で「非常に危険 (うす紫)」 (警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]) となった場合</p> <p>3 : 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p> <p>4 : 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5 : 土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等) が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、上記 1～2 又は 5 に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>1 : 大雨特別警報 (土砂災害) (警戒レベル 5 相当情報 [土砂災害]) が発表された場合 (※大雨特別警報 (土砂災害) は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。) (災害発生を確認)</p> <p>2 : 土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※ 1 を理由に警戒レベル 5 緊急安全確保を発令済みの場合、上記 2 の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル 5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>雨量観測所</p>	<p>【愛媛県河川・砂防情報システム (雨量観測所)】</p> <p>雨量観測所 : 地芳、西谷、休場、黒藤川、御三戸、美川、面河、大味川、梅ヶ市、上直瀬、久万、永久 (国・大渡ダム)</p>

区分	判断基準
	久万・気（気象庁）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

4 避難情報の実施責任者

住民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、実施責任者は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

町長は、関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するとともに、その際には、要配慮者についても十分配慮する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
町 長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第56条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難指示を行う。なお、実際に災害が発生していることを把握した場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、命を守るための最善の行動を呼び掛ける。 ○避難のための立退きを行うことが危険なときは、緊急安全確保を指示する。	災害対策基本法第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知 事	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により町長が警戒区	災害対策基本法

実施責任者	内 容	根拠法令等
	域の設定ができなくなったとき、町長に代わって行う。	第73条
警 察 官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難指示・緊急安全確保の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難指示・緊急安全確保の指示を行う。	災害対策基本法第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、町長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入制限、立入禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項
	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置をとる。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫しているとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地すべりにより著しい危険が切迫しているとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第94条

5 避難情報の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、避難指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

6 避難情報の伝達方法

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、町は対象地域の住民に対して、町防災行政無線放送（屋外スピーカー、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

町は、帰宅困難者や旅行者に対する災害・避難情報の提供に努める。

避難情報の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

さらに、町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

なお、町はこれらの避難情報の発令を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

- (2) 避難のための立退きを指示したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を中予地方局を通じて県に報告するとともに、久万高原警察署長に通報する。
- (3) 避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、中予地方局を通じて県に報告する。

第2 警戒区域の設定

1 設定の基準

- (1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官は町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちにその旨を町長に通知する。
- (3) 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

2 規制の内容及び実施方法

- (1) 町長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入りの制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。
- (2) 町長及び警察官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 注意事項

- (1) 町長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて町職員に委任することができる。
- (2) 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、警察、消防等関係機関と協議して定めておく。
- (3) 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。

4 指定地方行政機関への助言の要請

町は、避難情報の対象地域、判断時期等について、必要に応じて指定地方行政機関に助言を求めるとする。

第3 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織の単位ごとに集団避難方法により、町職員又は警察官の誘導のもと指定緊急避難場所等に避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

1 避難行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等しておく必要がある。

- ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか。
- イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか。（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか。

(1) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

〈避難行動の一覧表〉

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない。）	・上階へ移動 ・上層階に留まる。 ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令) (久万高原町は、津波は非該当)	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ (久万高原町は、高潮・津波は非該当)
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等） 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる。)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令) (久万高原町は、津波は非該当)	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ (久万高原町は、高潮・津波は非該当)
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮※ (土砂災害と津波※は立退き避難が原則) (久万高原町は、高潮・津波は非該当)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。

## 2 避難情報が発令された要避難地区で避難する場合

- (1) 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、集合所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所へ避難する。
- (4) 避難場所へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、町長が発令する避難情報に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難情報に従うようできる限り説得に努める。

## 3 その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

## 4 避難誘導

避難誘導については、次の点に留意して行う。

- (1) 避難誘導は、町職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、自主防災組織等の協力を得て行うものとするが、できるだけ地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては極力安全と統制を図る。  
なお、避難誘導にあたって、高齢者、障害者等の要配慮者については、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、あらかじめ策定した要援護者支援プランに基づき、優先的に避難誘導を行う。
- (2) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また浸水地等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。
- (3) 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、舟艇等により行う。

## 5 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対し、携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

## 6 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事柄を周知徹底するものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。



- (2) 大雨、台風期には、災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は家財を2階に移動させること。
- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は、2食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、救急薬品等を準備すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）を持ち出さないこと。
- (8) 各号のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

## 7 避難道路の確保

町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

## 8 避難者の確認

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。
- (2) 避難指示に従わない者に対しては、できる限り説得に努めるものとするが、なお説得に応じず、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

## 9 移送の方法

避難は、避難者各自が行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両等により行う。

## 10 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、町単独では措置できないような場合、町長は、県災害対策本部（災害警戒本部）に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

## 第4 指定避難所の設置及び避難生活

町は収容を必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び指定避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。受け入れにあたっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスにつ

いて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、指定避難所の運営にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

## 1 指定避難所の開設

避難が必要になった場合、総務部は直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、町営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

資料編 ○ 久万高原町指定避難所一覧 P98 参照

## 2 避難生活及び設置場所

### (1) 避難生活者

指定避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

### (2) 開設予定避難所の安全性の把握

指定避難所開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が安全かどうか指定避難所管理職員が確認を行う。

### (3) 設置場所

指定避難所は、町が指定した小・中学校、集会所、道の駅等の公共施設とするが、必要に応じて、指定避難所以外の施設等についても災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て指定避難所として活用する。

また、適当な施設がないときは、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

ア 山・がけ崩れや浸水等の危険のない地域に設置する。

イ 指定避難所の設置にあたっては、指定避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定した民間の建築物

(ウ) 指定緊急避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを

含む。)

ウ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

#### (4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れのための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・民宿等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難場所の確保に努める。

### 3 設置期間

町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

### 4 指定避難所等の運営

- (1) 町は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (6) 町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 町は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受け入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (9) 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

- (10) 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- (11) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- (12) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- (13) 指定避難所等の運営にあたっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- (14) 県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

## 第5 指定避難所等における町職員等の役割

町が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請するものとする。その際、女性の参画促進に努める。

避難所に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行うものとする。

- 1 被災者の受け入れ
- 2 被災者に対する食料、飲料水の配給
- 3 被災者に対する生活必需品の供給
- 4 負傷者に対する医療救護
- 5 火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- 6 状況に応じ避難した者への帰宅指示、保護者への引渡し又は指定避難所等への受け入れ

町が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

## 第6 避難状況の報告

町対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県災害対策本部又は災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

## 第7 学校、社会福祉施設等における避難対策

### 1 学校等における避難対策

学校における災害は、いつ、どのように発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、平常時から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、町教育委員会は、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、町の関係部局や自主防災組織等の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

### 2 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等における避難方法については、対象者の活動能力等について配慮して定めておく。また、地区住民等の協力のもとに行えるよう、訓練を通じ、平常時から連携を図る。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬出等）
- (5) 避難所の設定及び受入方法
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引渡し方法
- (8) 避難誘導者名簿

## 第8 他市町への避難者受入の要請、他市町からの避難者の受け入れ

町は、町内に設置した指定避難所等で避難者の収容が困難な場合、県及び協定締結市町に対して、

避難者の受け入れを要請する。

町は、県又は他市町からの避難者の受け入れの要請又は協定締結市町から避難者の受け入れの要請を受けた場合、公営住宅や指定避難所等を活用し、可能な範囲で避難者の受け入れに努める。

## 第9 災害救助法に基づく措置基準

指定避難所等設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について P110 参照

## 第10 新型コロナウイルス感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、町は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和2年6月15日、府政防第1274号等）、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)等を参考に実施するものとする。

### 1 避難所における過密状態の防止等

#### (1) 可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

#### (2) 宿泊施設等の活用

##### ア 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知

(ア) 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、町は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認を行う。

(イ) 上記の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受け入れが可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、直接当該宿泊施設等に避難すべき旨を事前に周知する。

##### イ 速やかな避難所の開設

(ア) 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、町は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

(イ) 運営管理を適切に行うため、避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者を配置する。  
なお、宿泊施設等の施設管理者等の十分な理解を得たうえで、これらの者を管理責任者に充てることも検討する。

##### ウ 避難者の受け入れ

(ア) 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者が確認を行うものとする。

(イ) 事前に宿泊施設等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかつた場合は、町職員等が、速やかに宿泊施設等の被災状況や空室状況を確認のうえ、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障害者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方に基づき、宿泊施設等へ避難させるべき者を判断する。

この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取り扱うことを検討する。

(ウ) 自宅療養者は、原則として避難所として開設した宿泊施設等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むものとする。

(エ) 避難者の健康状態の確認について、福祉保健対策部は適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行う。

#### エ 避難所の運営管理

(ア) 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手段的確保等生活環境の確保に努める。

(イ) 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。

(ウ) 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、県の関係部局と十分に連携のうえで、事前に検討し、これに沿って対応を行う。

(エ) 避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

#### オ 県への支援要請

町のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

#### (3) 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

#### (4) 自宅療養者等の避難の検討

ア 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、適切な対応を事前に検討する。

イ 自宅療養者の被災に備えて、県及び保健所等と連携して、自宅療養者の人数情報を共有する。

(ア) 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、

宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）の避難所レイアウト（例）等を参考に、適切な対応を検討する。

(イ) 自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、県災害対策本部及び保健所等の調整・指揮のもと、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討する。

(ウ) 発災時の自宅療養者の安否方法を事前に検討し、できるだけ自宅療養者本人に伝えておくものとする。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとることも考慮する。

(エ) 災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、町内で連携して情報を収集する体制も事前に検討しておくものとする。

(オ) 安全な場所にいる人まで避難する必要はないこと、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、自宅療養者の対応は不要であることに留意する。

ウ 自宅療養者や濃厚接触者への対応にあたっては、県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡）の内容に留意のうえ、情報共有が可能であるため、適切に共有する。

エ 自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討する。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車すること、窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用すること、乗車後は、消毒を行うこと等を広報する。

## 2 避難所内の対策

### (1) 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

### (2) 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

### (3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

ア 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

イ 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型



「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和2年6月15日、府政防第1274号等）に示すレイアウト（例）を参考とする。

(4) 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

ア 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

イ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策をとる。

ウ 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

エ 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

オ 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

(5) 濃厚接触者のための専用スペースの確保

ア 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

イ 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

ウ 避難所における濃厚接触者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。

エ 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

(6) 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点

ア 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、県災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整する。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、できるだけ一般の避難者とは別の建物とする。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレを確保する。風呂・シャワーを使用する場合は、できるだけ専用とするが、困難な場合は、時間的隔離・消毒等の対策を行う。

イ 避難所における自宅療養者への対応については、町及び県、保健所等が十分に連携したうえで、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討する。人権に配慮した啓発ポスターを掲示すること等を行う。

ウ 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

(7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

ア 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、町及び県、保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。

イ 避難所から病院への移送を含め、町及び県、保健所、医療機関が十分に連携のうえで、適切

な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

### 3 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

ア 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用を検討する。

イ 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

ウ 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

#### (2) 災害救助法の適用

災害救助法が適用される場合においては、同法に規定する救助として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、国へ支援を要請する。

### 4 必要な物資の備蓄

(1) 必要な物資や資材の備蓄について、交付金の活用も検討のうえ、備蓄を進める。

(2) 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」(内閣府)への情報入力・活用を行う。

### 5 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

## 第7章 緊急輸送活動

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

### 第1 実施体制

- 1 被災者、災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、町が行い、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路の遮断等でヘリコプター等の航空輸送によることが適当なときはその方法による（孤立が想定される場所へのヘリコプター離着陸場の確保）。
- 2 町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- 3 町において輸送の処理ができない場合は、中予地方局を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し応援等の要請を行う。

### 第2 輸送対象等

#### 1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他町長が必要と認めるもの

#### 2 緊急輸送の段階別対応

##### (1) 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。

- ア 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
- エ ヘリコプターの燃料

##### (2) 第二段階（被災後1日～6日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。

- ア 第一段階の輸送の続行

- イ 緊急処置を必要とする患者等
- ウ 食料等生命の維持に必要な緊急物資
- エ 輸送道路確保のための必要な人員及び資機材
- オ 旅行者等

(3) 第三段階（被災後7日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。

- ア 災害復旧に必要な人員、資機材
- イ 生活必需品

### 第3 輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲により次のうち最も適当な方法により行う。

- 1 車両による輸送
- 2 人力による輸送
- 3 ヘリコプター等による輸送
- 4 以上のうち2以上を用いる輸送

### 第4 車両による輸送

#### 1 車両の確保

(1) 災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、町所有の車両により迅速確実に輸送を行う。また、町所有の車両で不足する場合は、公共的団体、輸送業者等の車両を借り上げ、輸送の確保を図る。

(2) 町対策本部各部署は、災害輸送のため、車両等の借上げを要するときは、総務部に車両等確保の要請をする。

車両確保等の要請を受けた総務部は、輸送の緊急度、輸送条件、町保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

資料編 ○ 町保有車両一覧表 P89 参照
-----------------------

#### 2 燃料の確保

町対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、町内業者等を把握しておくとともに、必要により協定の締結等を推進する。

### 第5 バス等による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合などバス等による輸送が適当な場合には、伊予鉄南予バス株式会社久万営業所、JR四国バス株式会社松山支店等に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

## 第6 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げ、人力による輸送を行う。労務の確保は、第2編 第28章「応援協力活動」による。

## 第7 ヘリコプターによる輸送

地上輸送が全て不可能な場合は、中予地方局を通じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣出動の要請を要求し、空中輸送を行う。

町内のヘリポート適地は、資料編に掲載のとおりである。

町は、孤立が想定される地区を中心にヘリコプター離着陸場の確保に努めるとともに、管内のヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

資料編 ○ ヘリコプター離着陸場一覧表 P118 参照

## 第8 救援物資の集積拠点

災害が大規模である場合は、町における救援物資が大量になることが予想されるため、すばやく久万屋内ゲートボール場を救援物資等の集積・輸送の拠点とし、福祉部を中心とする職員又はボランティア等の協力を得て、救援物資の仕分、輸送を行う。

## 第9 緊急輸送道路の確保

災害発生時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するための緊急輸送道路は、資料編に掲げるとおりである。

これらの路線においては、消防・救助や緊急物資輸送等の応急対策活動の実施を最優先し、緊急輸送道路の確保を図る。

資料編 ○ 愛媛県指定町内緊急輸送道路、県道一覧 P91 参照

## 第10 記録等

車両、賃金職員等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- 1 輸送記録簿
- 2 輸送関係支払証拠書類
- 3 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- 4 修繕費支払簿

## 第11 応援要請

町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、中予地方局を經由して県に対し調達、あつせんを要請する。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量

- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時

## 第12 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	P110 参照
--------------------------------	---------

## 第8章 交通応急対策活動

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

### 第1 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、久万高原警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

### 第2 実施機関

#### 1 道路管理者

- (1) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

#### 2 公安委員会、警察本部、各警察署

- (1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき。
- (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。
- (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

### 第3 陸上交通確保の基本方針

- 1 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- 2 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- 3 道路管理者等は、その管理する道路について、自転車等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- 4 公安委員会及び道路管理者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- 5 道路管理者等は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

## 第4 緊急交通路確保のための交通規制

### 1 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

### 2 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内にある者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

### 3 路上放置車両等に対する措置

#### (1) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。国道33号を通行する車両の移動にあたっては、道の駅等への誘導を行う。

#### (2) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

#### (3) 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいらない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

#### (4) 道路管理者等

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

## 第5 交通規制実施後の広報

県警察本部、各警察署は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センタ

〔久万高原町防災〕



一、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を住民に広く周知し、秩序ある交通を確保する。

## 第6 道路交通確保の措置

### 1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

### 2 道路施設の復旧

- (1) 町は、早急に被害状況を把握し、町内建設業者等の協力を得て、障害物を除去するほか、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。
- (2) 町においては、町対策本部、救援物資集積場所、ヘリコプター離着陸場等応急対策を実施するうえで、重要な施設を結ぶ道路を緊急輸送道路として設定し、優先的に応急復旧を図る。

資料編 ○ 町内建設業者一覧 P82 参照

### 3 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる（第2編 第22章「障害物の除去」参照）。

### 4 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、中予地方局を通じて県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

自衛隊の派遣要請は、第2編 第30章「自衛隊災害派遣要請の要求等」による。

### 5 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

### 6 警察官等の措置命令

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。
- (2) 上記（1）による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 上記(1)及び(2)について、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (4) 上記(1)及び(2)について、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

## 7 道路管理者等の措置命令

- (1) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- (2) 上記(1)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 知事は、町道に関し、緊急通行車両の運行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記(1)に係る指定若しくは命令をし、又は上記(2)に係る措置をとるべきことを指示することができる。

## 第7 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物（電力、通信、水道、下水道、その他）等に被害を発見した場合又は被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の保全を図る。

## 第8 緊急通行車両の確認等

### 1 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

町は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

※「緊急通行車両の標章」及び「緊急通行車両確認証明書」は、愛媛県地域防災計画資料編を参照

### 2 緊急通行車両の確認事務

- (1) 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては県防災危機管理課、

[久万高原町防災]

公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び久万高原警察署交通課において行われる。

- (2) 確認の手の続の効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

このため、町は、町有車両のうち災害時に緊急通行車両として使用することが決定している車両については、事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

## 第9章 孤立地区に対する支援活動

町は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物質の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

### 第1 孤立地区の把握

町は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、町防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

### 第2 外部との通信手段を確保

県防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

### 第3 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、県消防防災ヘリコプターによる救出・物資輸送、自衛隊・県警本部への航空偵察の要請等を行う。

資料編 ○ ヘリコプター離着陸場一覧表 P118 参照

### 第4 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示の実施について、県等関係機関と検討する。

### 第5 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

### 第6 緊急支援物資の確保・搬送

町は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、町のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん、また搬送手段の支援を要請する。

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：備蓄物資、調達可能物資一覧」参照

## 第10章 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、町、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

### 第1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

#### 1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### 2 人命救助の最優先

消防署及び消防団は、久万高原町消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

### 第2 消防機関の活動

#### 1 久万高原町消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

##### (1) 火災発生状況等の把握

町内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町対策本部及び久万高原警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

##### (2) 消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

- イ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- エ 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

## 2 久万高原町消防団の活動

久万高原町消防団は、火災が発生した場合、原則として久万高原町消防本部消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

### (1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

### (2) 避難誘導

避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

### (3) 救急救助活動

久万高原町消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、町内医療機関等へ搬送を行う。重傷者等が発生した場合は、久万高原町消防本部と連携し県で定めた拠点病院等への搬送を行う。

### (4) 職員等の惨事ストレス対策

久万高原町消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

資料編 ○ 町内医療機関一覧 P78 参照

## 第3 消防活動の応援要請

### 1 県内の消防応援

町長又は消防長は、火災が発生し、町の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難な場合又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、速やかに県内外の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

#### (1) 近隣市町間の消防相互応援協力に基づくもの

被災地の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、応援協定に基づき、応援を要請する。

資料編 ○ 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 P44 参照  
 ○ 中予地区広域消防相互応援協定書 P46 参照  
 ○ 西部四国山地消防相互応援協定書 P48 参照

(2) 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下の全市町、全消防事務組合で締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

なお、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

資料編 ○ 愛媛県消防広域相互応援協定 P50 参照

## 2 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

- (1) 災害の状況及び応援要請の理由
- (2) 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- (3) 応援部隊の進入経路及び集結場所
- (4) 指揮体制及び無線運用体制
- (5) その他必要事項

緊急消防援助隊の要請先は次のとおり。

回線別	区分	平日（9：30～18：15） 総務省消防庁広域応援室	左記以外 総務省消防庁宿直室
	NTT回線	電話	03-5253-7527
FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	63-90-49013	63-90-49102
	FAX	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	FAX	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

## 3 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、第2編 第29章「県消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

## 第4 事業所の活動

### 1 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

### 2 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### 3 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- (2) 久万高原警察署、久万高原町消防本部又は消防団等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

## 第5 自主防災組織の活動

### 1 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

### 2 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

## 第6 住民の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみ置きの水、地域内の消火栓等で可能な限り初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。



## 第 1 1 章 水防活動

洪水、雨水出水等による水害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

### 第 1 水防組織

水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、別に定める「久万高原町水防計画」の定めるところによる。

#### 1 水防本部の設置

水防本部は、洪水等に関する警報を受けたときから、これらの危険が解消するまでの間、久万高原町本庁舎に設置する。

#### 2 水防本部の編成

水防本部は、「久万高原町水防計画」に定めるとおりとし、水防業務の統括処理にあたる。災害対策本部が設置されたときは、水防組織はそのまま災害対策本部の一部に吸収され活動する。

#### 3 水防要員の配備

水防本部の要員配備は、予想される災害規模に即応した人員配備を行うものとし、その配備区分は別に定める「久万高原町水防計画」に定めるとおりとする。

### 第 2 水防倉庫及び資機材

町は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、水防資機材について、定期的に点検し、必要な資機材を備え付けるよう努める。

### 第 3 水防活動

#### 1 町の水防活動

水防本部は、中予地方局建設部又は久万高原土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、「久万高原町水防計画」の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに中予地方局建設部又は久万高原土木事務所に通知する。

- (1) 水防団（消防団）が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異状を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退き避難を指示したとき。
- (6) 水防本部を設置したとき。

## 2 水防団（消防団）の出動

水防本部は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

### （1）出動準備

水防本部は、次の場合、水防団（消防団）に出動準備をさせる。

ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想される時。

イ 豪雨、地震等により決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想される時。

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水等の危険が予想される時。

### （2）出動

水防本部は、次の場合、水防団（消防団）を出動させる。

ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した時。

イ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがある時。

ウ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められた時。

## 3 監視及び警戒

### （1）常時監視

水防法第9条に基づく河川等の巡視者は、水防団員（消防団員）とする。巡視者は、随時分担区域内を巡視するとともに、区域内に水防上危険であると認められる箇所があるときは、中予地方局建設部又は久万高原土木事務所に通知する。

### （2）非常警戒

水防団員（消防団員）は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、直ちに水防本部長に連絡するほか、その状況及び見通しを直ちに中予地方局建設部又は久万高原土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

ア 表法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ

イ 表法で水あたりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

ウ 天端の亀裂又は沈下

エ 堤防の越水状況

オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合

カ 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異状

## 4 水防作業の安全確保

水防作業時には、消防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

## 5 決壊・漏水等の通報・処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

## 6 立退きの指示

洪水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、町長、その命を受けた町職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

なお、水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

## 7 警戒区域の設定

水防本部長は、水防法第21条の規定により、水防活動上緊急を要する場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域から退去を命じることができる。なお、水防法第21条第2項の規定により、水防機関又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定するものの職権を行うことができる。

## 8 警察官の援助の要求

水防本部長は、水防のため必要と認めたときは、久万高原警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

## 9 水位、雨量等の観測

水防本部は、知事からの水防に関する指示あるいは、気象台からの気象通報に基づき、巡視・警戒を行い、危険が予想される場合は、必要に応じて巡視員を増員し、水位の監視を十分に行い、状況を逐次県水防本部に報告する。

## 10 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ種類の工法を施すだけで成果をあげる場合が多いが、ときには数種類の工法を行って、その目的を達することがあるからこれらのことを考慮のうえ適正な水防に努めること。

工法を選定するにあたっては、被災状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施すこと。

## 11 水防活動の応援要請

### (1) 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制

限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

(2) 警察官の応援水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、久万高原警察署長に対して警察官の出動を求める。

(3) 消防応援協定

水防管理者は、水防上必要があるときは、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

消防応援協定については、第2編 第10章「消防活動」に定めるところによる。

## 第4 水門等の操作及び通報

- 1 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- 2 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めるときは、直ちに水防本部に報告しなければならない。
- 3 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

## 第5 費用負担と公用負担

### 1 費用負担

本町の水防に要する費用は、本町が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

### 2 公用負担

(1) 公用負担の権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- エ 車両その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、本町は時価により、その損失を補償する。

## 第12章 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関と連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

この際、救助・救急活動業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

なお、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

### 第1 人命救助活動の基本方針

- 1 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、町長（消防部）が行うことを原則とする。
- 2 町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- 3 自主防災組織や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

### 第2 町の活動

#### 1 実施担当者

- (1) 救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として消防部を中心に、また久万高原警察署と連携して行う。
- (2) 救助活動に必要な資機材は、町及び久万高原町消防本部の保有機材のほか、必要に応じて自主防災組織、民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。
- (3) 町は、自らの救出活動の実施が困難な場合には、県又は他市町へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。

#### 2 救出方法

- (1) 被災者の救出作業は、緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業にあたる。
- (2) 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、町内建設業者のほか必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、久万高原警察署、その他防災関係機関の協力を得て救出にあたる。
- (3) 救出後は、速やかに医療機関への収容等救出者の救護を行う。

#### 3 救出活動

消防部は、町対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、救出隊を指揮して被災者の搜索及び収容を行わせるとともに、搜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告する。

ア 搜索

消防部は、被災現地における救出者の搜索を行う。搜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川にある者を岸辺に、また救出を要する者を搬出する。

イ 収容

救出者を収容し、医療等を要する場合は、第2編 第17章「医療救護活動」に定めるところにより町内医療機関又は救護所に搬送、収容し救護措置をとり、重症者については県で定めた拠点病院への搬送を行う。また、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送する。

#### 4 記録等

救出を実施した場合における整理保存すべき記録等は、次のとおりとする。

- (1) 救出状況記録簿
- (2) 救出関係支払証拠書類
- (3) 救出用燃料受払簿
- (4) 救出用機械器具修繕費支払簿

#### 5 応援の要請

(1) 県への応援要請

ア 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

イ 町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。また要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めたときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

また、状況によっては、県を通じて自衛隊の災害派遣要請を要求し、迅速な人命救助活動を実施する。

資料編	○ 愛媛県消防広域相互応援協定	P50	参照
	○ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	P116	参照

### 第3 消防機関の活動

消防部は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、上浮穴郡医師会、日本赤十字社愛媛県支部、久万高原警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

### 第4 自主防災組織の活動

#### 1 救出・救護活動の実施

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

#### 2 避難の実施

町長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

ア 中心部（商店街等街中）……火災、落下物、危険物

イ 山間部、起伏の多いところ……がけ崩れ、地すべり

(2) 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。

(3) 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

#### 3 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

### 第5 救助隊員等の惨事ストレス対策

人命救助に従事した救助隊員等を対象に、必要に応じて、県及び関係機関に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 第6 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- 3 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- 4 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察等に連絡し早期救出を図る。

- 5 救出活動を行うときは、可能な限り町や消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受ける。

## 第7 災害救助法に基づく措置基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救助における救助の程度、対象、期間等については、資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	P110 参照
--------------------------------	---------



## 第13章 遺体の捜索・措置・埋葬

災害により行方不明又は死亡者が発生したときは、遺体の捜索、措置及び埋葬を的確かつ迅速に実施する。

### 第1 実施責任者

- 1 遺体の捜索、措置・火葬及び埋葬は、町長（消防部・生活衛生部）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。
- 2 久万高原警察署は、遺体の見分、身元確認、検死等を行う。

### 第2 行方不明者及び遺体の捜索

#### 1 行方不明者

- (1) 行方不明者の届出の受理は、生活衛生部において取り扱う。  
届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。
- (2) 届出のあった者については、前号の事項を記載した書面により警察に通知する。ただし、状況により書面をもって通知することが困難な場合は、電話等により連絡する。
- (3) 捜索は、消防部が久万高原警察署と協力し、捜索班（救出班）を編成し実施する。また、被災の状況により、自主防災組織、地域住民の協力を得て実施する。

#### 2 遺体

- (1) 遺体の捜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者について行う。
- (2) 遺体の捜索活動は、1（3）の要領により行い、防災関係機関の協力や車両、機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により、早期収容に努める。
- (3) 捜索中に遺体を発見したときは、町及び久万高原警察署に連絡するとともに、身元確認を行う。

### 第3 遺体の検案

#### 1 検案の実施

遺体の検案は、原則として医療部が死因その他について医学的検査を行うものである。

#### 2 検案時の措置

遺体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに、検案書を作成する。

### 3 遺体の輸送

検案を終えた遺体は、町が指定する遺体収容（安置）所に輸送する。

## 第4 遺体の収容、安置

### 1 身元確認

- (1) 身元が確認された遺体は、死体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体は、久万高原警察署、地元住民等の協力を得て、遺体の身元引取り人の発見に努める。
- (3) 相当期間引取り人が判明しない身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

### 2 遺体収容（安置）所の開設

- (1) 生活衛生部は、被害現場付近の寺院、公共の建物又は公園等、遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を設置する。ただし、遺体収容のための適当な施設がないときは、天幕等を設置し、これを開設する。
- (2) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (3) 遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要材料を確保する。

## 第5 火葬・埋葬

- 1 遺体について、遺族等の引取り人がない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、斎場又は近隣市町の協力を得て火葬場を確保し、応急処置として火葬・埋葬を行う。
- 2 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

資料編 ○ 町内環境衛生施設一覧 P82 参照
-------------------------

## 第6 県への応援要請

町長は、遺体の搜索、措置・火葬及び埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 搜索、措置及び火葬・埋葬別とそれぞれの対象人員
- 2 搜索地域
- 3 埋葬施設の使用可否
- 4 必要な輸送車両の数
- 5 遺体の措置に必要な器材、資材の品目別数量

## 第7 記録

遺体の搜索、措置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

[久万高原町防災]

- 1 遺体搜索記録簿
- 2 遺体処理台帳
- 3 埋葬台帳
- 4 遺体搜索、遺体措置及び埋葬関係支払証
- 5 遺体搜索用機械器具及び燃料等受払簿
- 6 遺体搜索用機械器具修繕費支払簿

## 第8 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町や警察に提供するよう努める。

## 第9 災害救助法に基づく措置基準

遺体の搜索・措置及び埋葬における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について
--------------------------------

P110 参照
---------

## 第14章 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

### 第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、町長が補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、町長は知事に代わって実施する。

また、知事の権限に属する事務の一部の実施を通知された場合は、通知された事項について、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

### 第2 適用基準

町は、次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、直ちにその状況を記して知事に報告する。

#### 1 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

町の住家滅失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

町の人口	住家滅失世帯数
7,404人（令和2年国勢調査）	40世帯

#### 2 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

滅失世帯数が前記1の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上で、町の滅失世帯数が下表に示す世帯数以上に達したとき。

町の人口	住家滅失世帯数
7,404人（令和2年国勢調査）	20世帯

#### 3 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）

被害世帯数が、前記1又は2の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町の被害世帯数が多数であるとき。

#### 4 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

当該災害が隔離した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令に定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

## 5 基準5号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※内閣府令に定める特別の事情

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

## 第3 滅失世帯の算定方法

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- 1 住家が全壊、全焼、流失した世帯は1とする。
- 2 住家が半壊、半焼した世帯は1/2とする。
- 3 住家が床上浸水した世帯は1/3とする。

## 第4 住家の滅失等の認定基準

### 1 全壊、全焼、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

### 2 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

### 3 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯とする。

具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯とする。

#### 4 半壊、半焼

住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。

#### 5 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

#### 6 床上浸水

1～5に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

### 第5 適用手続

町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、町長は、ただちにその旨を、県災害対策本部各地方本部を通じて知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

### 第6 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救助項目	実施期間	計画記載箇所（全て第2編）
避難所の設置	7日以内	第6章 避難活動
炊き出しその他食品の給付	7日以内	第15章 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	第15章 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	7日以内	第16章 飲料水の確保・供給
応急仮設住宅の設置	20日以内着工	第24章 応急住宅対策
住宅の応急修理	1か月以内完了	第24章 応急住宅対策
医療、助産	医療：14日以内 助産：分べんした日から7日以内	第17章 医療救護活動
被災者の救出	3日以内	第12章 人命救助活動
遺体の搜索、措置、埋葬	各10日以内	第13章 遺体の搜索・措置・埋葬
障害物の除去	10日以内	第22章 障害物の除去

救助項目	実施期間	計画記載箇所（全て第2編）
応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	第7章 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇い上げ	救助項目ごとの救助期間中	第28章 応援協力活動
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具等15日以内	第25章 応急教育活動

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

P110 参照

## 第15章 食料及び生活必需品等の確保・供給

町は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急的供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

その際には、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、町は、県及び関係機関と協力し、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

併せて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

### 第1 実施責任者

被災者に対する食料の確保・供給、また生活必需物資の確保・給貸与の実施は、農林観光部が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

### 第2 供給対象者

#### 1 食料

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

#### 2 生活必需物資等

災害により住家が全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 第3 物資の供給

#### 1 備蓄物資の供給

災害発生当初においては、町の備蓄物資等を必要とする被災者に供給する。



※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：備蓄物資、調達可能物資一覧」参照

## 2 町内業者等からの調達

町は、備蓄物資等が不足する場合は、町内の小売販売業者、商工会等に協力を依頼し、事前に締結した応援協定等に基づき食料、生活必需品等を調達し供給を行う。

- 資料編 ○ 災害時における物資供給の応援に関する協定  
 (四国コカ・コーラボトリング(株)P85 参照、(株)松山生協P86 参照、  
 生活協同組合コープえひめP87 参照)
- 災害時における応急対策業務の協力に関する協定  
 (県エルピーガス協会松山支部P88 参照)

## 3 県への応援要請

町は、必要とする緊急物資を町内で確保することができないときは、次の事項を示して県に調達又はあっせんに要請する。

- (1) 調達又はあっせんに必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡責任者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

## 第4 救援物資集積所

町は、町内から調達した物資又は県等からの救援物資については、福祉部を中心に自主防災組織、ボランティアの協力を得て仕分け、配送作業を行う。なお、すぱーく久万屋内ゲートボール場を救援物資の集積・輸送の拠点とする。

## 第5 炊き出し

### 1 実施方法

- (1) 炊き出しの必要があるときは、自治会、女性団体、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の応援を求めて給食施設、公民館等の調理設備を利用して行う。  
 炊き出しを実施するときは、現場に責任者を配置する。責任者はその実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。
- (2) 町対策本部において直接炊き出しすることが困難な場合で、販売業者等に注文することが実情に即すと認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給する。

## 2 食品衛生

炊き出しにあたっては常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。

## 第6 生活必需物資の給貸与方法

被災者に生活必需品その他の物資を給与又は貸与するときは、夏季、冬季それぞれについて被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査のうえ救助物資購入（配分）計画を立て、品名及び数量を決定する。

## 第7 住民及び自主防災組織の活動

- 1 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。
- 2 自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- 3 自主防災組織は、必要に応じ炊き出しを行う。

## 第8 記録等

### 1 炊き出し時の記録

炊き出しの状況は、場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分）を中予地方局を通じて県に報告するとともに、次の帳簿書類を整理保存しておく。

- (1) 炊き出しの受給者名簿
- (2) 食料品現品給与額
- (3) 炊き出し、その他による食品給与物受払簿
- (4) 炊き出し用物品借用書
- (5) 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

### 2 生活必需物資給貸与の記録

災害時の生活必需品等の給与又は貸与物資について記録するため、次の簿冊を整理保存する。

- (1) 物資購入（配分）計画表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備品物資払出証拠書類

## 第9 燃料の供給

1 町は、地域別、生産数量及び販売業者予想手持量等の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給するものとする。

なお、ガス器具等の確保については、大手小売業者との間に締結した協定に基づき要請を行うものとする。

2 町は、町役場庁舎、指定避難所等、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

## 第10 応急食料の国への支援要請

災害の程度が甚だしく広範囲で、災害地が交通途絶によって相当期間孤立した場合における取り扱いは次のとおりとする。

1 町は、応急用米穀の供給が必要と判断される場合、県を通じて農林水産省生産局に要請する。知事に要請するいとまがないときは、直接、生産局に要請する。その場合、町は、必ず県に連絡する。

## 第11 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について
--------------------------------

P110 参照
---------

## 第16章 飲料水の確保・供給

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

### 第1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長（生活衛生部）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

### 第2 被害状況の調査、確認

生活衛生部は、災害発生後に水道施設の被災状況を次により確認し、施設の供給能力、給水の実施が必要な地区等を把握する。

- 1 住民からの被害情報、避難所となる各施設の被害情報等を収集する。
- 2 水道施設の被害を確認し、稼働状況を考慮のうえ、給水車による運搬給水又は仮設給水栓の設置等給水計画を作成する。

資料編 ○ 町簡易水道施設一覧 P81 参照

### 第3 給水方法

町は、次の方法により飲料水を供給する。

また、それでもなお不足する場合には、県が備蓄している飲料水の供給を中予地方局に要請する。

#### 1 応急取水施設による給水

水道施設が損壊した場合は、供給人員、範囲等を考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定し、ろ過消毒を行い、容器等により搬送し給水する。

#### 2 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水する。

#### 3 他市町からの搬送給水

復旧が困難な場合には、他市町から容器等により搬送し給水する。

#### 4 給水場所

被災者に対する給水場所は、避難場所とし、医療機関又は社会福祉施設には優先的に給水を実施する。

## 第4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、指定給水装置工事事業者の応援を求め、迅速に応急復旧を行う。

なお、災害が大規模で水道施設に甚大な被害を受けた場合には、災害発生後約8日をめどに仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。

その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

資料編 ○ 町指定水道業者一覧 P81 参照
------------------------

## 第5 広報の実施

町は、応急給水を実施する場合には、給水場所、時間帯、給水方法その他必要事項を広報車、防災行政無線等により速やかに地域住民に対し広報する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意についても広報する。

## 第6 住民及び自主防災組織の活動

- 1 災害発生後3日間は、住民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- 2 災害発生後4日目から7日目までは、地域の住民組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
- 3 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、町に確認し特に衛生上の注意を払う。
- 4 町が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

## 第7 応援の要請

町は、町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し中予地方局に調達あつせんを要請する。

- 1 給水を必要とする人員
- 2 給水を必要とする期間及び給水量
- 3 給水する場所
- 4 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 5 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

## 第8 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿を整理保存しておかなければならない。

- 1 飲料水供給記録簿
- 2 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- 3 給水用機械器具修繕簿

## 第9 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	P110 参照
--------------------------------	---------

## 第17章 医療救護活動

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を必要とする状態にもかかわらず医療の途を失った場合に、医療機関、愛媛県医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

### 第1 実施責任者

被災者に対する医療救護は、町長（医療部）が行う。なお、町のみでは実施が困難なときは隣接市町、県、愛媛県医師会その他の医療機関の応援により行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事が実施する。

### 第2 医療救護活動の実施方針

- 1 医療救護活動の実施にあたっては、死亡者を1人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- 2 町は、医療救護活動要領等に基づき、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等と緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- 3 町は、町内における医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- 4 町は、被災者のメンタルヘルスを考慮した医療救護活動を行う。
- 5 災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

### 第3 情報の収集・提供

町は、消防機関、警察、医療機関と連携して、次の事項について情報を収集し、県への情報提供に努める。

- 1 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- 2 指定避難所等、救護所の設置状況
- 3 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- 4 医薬品等医療資機材の需給状況
- 5 医療施設、救護所等への交通状況
- 6 その他参考となる事項

### 第4 町の医療救護活動

#### 1 医療救護体制の確立

- (1) 救護所開設予定施設の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 町は、重傷者等を搬送できる救護病院の被災状況を調査する。

資料編 ○ 町内医療機関一覧 P78 参照

## 2 救護所における活動

- (1) 町は、災害の発生により医療救護が必要となったときは、避難者の多い避難収容施設に救護所を設置するものとし、救護所を設置しない避難収容施設については巡回診療で対処する。
- (2) 町の救護班のみでは、迅速かつ適切な医療救護の実施が困難な場合は、災害医療コーディネータ又は県災害対策本部と調整を図りつつ愛媛県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づく救護班の派遣要請を行うなどにより、救護班を確保する。

協定に基づく派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面を、県を経由して、愛媛県医師会等に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

災害発生の日時及び場所	派遣を要する班数
災害の原因及び状況	救護班の派遣期間
救護班の派遣先の場所	その他必要な事項

※ 災害時の医療救護に関する協定（(一社)愛媛県医師会）	県計画資料編	7-2	P6	参照
※ 災害時の医療救護に関する協定（(一社)愛媛県歯科医師会）	〃	7-4	P31	参照
※ 災害時の医療救護に関する協定（(一社)愛媛県薬剤師会）	〃	7-5	P44	参照
※ 災害時の医療救護に関する協定（(公社)愛媛県看護協会）	〃	7-3	P18	参照

- (3) 救護所での医療活動は、町の指揮のもとで救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。
- (4) 救護班は、救護所において次の業務を行う。
- ア 傷病者の傷病の程度判定
  - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
  - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
  - オ 助産活動
  - カ 遺体の検案
  - キ 医療救護活動の記録及び町対策本部への収容状況等の報告

## 3 町内医療機関の活動

- (1) 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。
- (2) 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び他市町に支援を要請する。
- (3) 町からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は医療機関自らの判断により、



- 参集可能なスタッフによる救護班を編成し、町が設置する救護所へ派遣する。
- (4) 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。
  - (5) 被災地域内の医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

#### 4 災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）の活動

災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）は以下の活動を行うものとする。

- (1) 町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 町内におけるDMATや医療救護班の受け入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 町内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (4) 災害拠点病院コーディネータ及び町内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

#### 5 町の活動

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- (3) 災害時の医療救護に関する協定に基づき救護班の派遣を要請する。
- (4) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- (5) 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (6) 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
- (7) 救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。
- (8) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
- (9) 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- (10) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
  - ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
  - イ 必要な救護班数
  - ウ 医療救護活動を必要とする期間
  - エ 派遣場所
  - オ その他必要事項

- (11) 保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の活動を行う。
- (12) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

## 6 被災地外の町の活動

県からの協力要請に基づき、久万高原町立病院職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受け入れを行う。

## 第5 負傷者の搬送体制

- 1 町は、傷病者を最寄りの救護所に搬送して医療を行うものとするが、救護所等に配置された救護班の医療では対処できない重症者及び中等症者に対しては、救護病院等に収容し、さらに救護病院等で対応できない重症者は、広域救護病院等に収容する。
- 2 負傷者の搬送にあたっては、緊急を要する者から行い、必要に応じ町有車両等を確保し、医療機関に移送する。
- 3 道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県に県消防防災ヘリコプター等の出動あるいは自衛隊の派遣を要請し、状況に応じた輸送を行う。

## 第6 医療資機材等の確保

医療、助産の実施に必要な医療資機材は、原則として町内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達する。ただし、町内で調達不能な場合は、県中予保健所・近隣市町等に要請し、確保する。

## 第7 県への応援要請

- 1 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、県中予保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
- 2 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、県中予保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
  - (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
  - (2) 必要な救護班数
  - (3) 医療救護活動を必要とする期間
  - (4) 派遣場所
  - (5) その他必要事項

## 第8 愛媛県医師会、愛媛県歯科医師会等への応援要請

町長は、医療救護に関して必要と認めたときは愛媛県医師会、愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会、愛媛県看護協会に応援を要請し、連携して医療活動を実施するものとする。

## 第9 救護病院の活動

- 1 救護所へ救護班を派遣する。
- 2 救護所の医療で対応できない重症者等を受け入れ、次の活動を行う。
  - (1) 重症者及び中等症者等の収容と処置
  - (2) 助産
  - (3) 遺体の検案
  - (4) 医療救護活動の記録及び町対策本部への収容状況等の報告
  - (5) 災害（基幹）拠点病院への重症者等搬送手配
  - (6) その他必要な活動
- 3 救護病院等のうち、災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

## 第10 住民及び自主防災組織の活動

- 1 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- 2 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

## 第11 記録等

医療を実施した場合に整備する記録等は、次のとおりとする。

- 1 助産台帳、医療助産券（別表）及び助産関係支払証拠書類
- 2 班の編成、活動記録及び診療記録
- 3 医薬品衛生材料使用簿及び受払簿
- 4 医薬品衛生材料購入関係支払証拠書類

## 第12 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

P110 参照

## 第18章 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

### 第1 感染症予防対策

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ的確に実施するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本章において「法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定するところにより実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに感染症予防活動を行う。

#### 1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は県中予保健所長の指示、指導により町（生活衛生部）が実施するが、町のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請して行う。

#### 2 防疫班の編成

防疫業務を実施するため、生活衛生部を中心とした職員により防疫班を編成し行う。人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県（中予保健所）へ応援要請を行い実施する。

その際必要な薬品等は、備蓄されているもののほか、業者から調達する。

#### 3 感染症予防活動の実施

##### (1) 検病調査

町は、県中予保健所と連携し、検病調査を実施する。

##### (2) 健康診断への協力

町は、検病調査の結果、必要があるときは、県中予保健所が実施する健康診断に協力する。

##### (3) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

##### (4) 感染症予防の実施

町は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、県の指導・指示に従って次の措置を実施する。

##### ア 消毒の方法（法第27条）

町は、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

(ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所

(イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

- (ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所
- イ ねずみ族昆虫等の駆除 (法第 28 条)
- 対象区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。
- ウ 物件に係る措置 (法第 29 条)
- 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、対象物件の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒等を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次により必要な措置を実施する。
- (ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- (イ) 廃棄にあつては、消毒、次の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- (ウ) 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。
- エ 生活用水の供給 (法第 31 条)
- 知事において、一定の期間、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、町は、当該期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。
- (5) 飲料水の消毒及び衛生指導
- 給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施し、特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知させる。
- (6) 塵芥、し尿等の処理
- 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

#### 4 指定避難所等の防疫指導等

指定避難所等は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、感染症予防活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の徹底を図る。

感染症予防活動の重点項目は、次のとおりである。

- (1) 検病調査
- (2) 消毒の実施
- (3) 集団給食の衛生管理
- (4) 飲料水の管理
- (5) その他施設の衛生管理

## 5 巡回健康相談の実施

町は、県中予保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

## 6 県への応援要請

- (1) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (2) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

## 7 県への報告

- (1) 被害状況の報告  
警察、消防等の諸機関の協力を得て被害状況を把握し、その概要を県中予保健所へ報告する。
- (2) 防疫活動状況の報告  
災害防疫活動を実施したときは、その概要を県中予保健所へ報告する。

## 8 記録

防疫のため、清潔方法及び消毒方法を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込調及び関係書類
- (4) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫駆除に関する書類
- (6) 家庭用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業料、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

## 第2 住民の活動

町及び保健所の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

## 第19章 保健衛生活動

町は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

### 第1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

町は、県による避難所等の被災者の保健衛生活動の適切な実施のため、避難所等の衛生状況を要求に応じて速やかに報告する。なお、町が被災状況により、自ら情報収集ができない場合には、県が保健所と協力して情報収集を行う。

### 第2 被災者等への保健衛生活動

- 1 町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- 2 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

### 第3 保健師等の応援・派遣受入

町は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を厚生労働省健康局を通じて要請する。

## 第20章 食品衛生活動

町は県と協力し、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、食品の衛生管理等を行う。

### 第1 町の活動

町は、県中予保健所の指示、指導のもとに、概ね次のような活動を行う。

- 1 臨時給食施設（避難所の炊き出し施設等）の設置状況等について、県への情報提供
- 2 飲料水の簡易検査
- 3 冠水した食品関係業者の指導
- 4 消毒薬等必要物資の配布
- 5 その他食料品に起因する危害発生の防止

### 第2 住民への啓発指導

町は、県中予保健所と連携して、食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等の予防のため、住民に対して、次のような啓発指導を行う。

- 1 住宅内の汚物の清掃、消毒等の実施
- 2 避難所等における衛生状態保持
- 3 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒
- 4 食品関係業者の自主管理を強化する。



## 第21章 廃棄物等の処理

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分、がれき処理等を適切に行う。

### 第1 実施体制

被災地における清掃業務の実施は、町長（生活衛生部）が行うが、町のみで実施できないときは、県又は隣接市町の応援を要請する。

### 第2 し尿処理対策

#### 1 被害状況の把握

下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、被害が生じている場合には速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努める。また、被災状況を速やかに県に連絡する。

#### 2 備蓄等

仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

#### 3 広報の実施

下水道施設及びし尿処理施設の被災状況を把握できるまでは、必要に応じて水洗便所の使用制限について地域住民に広報を行うとともに、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。

#### 4 し尿の収集

- (1) し尿の収集は、被災後必要がある場合直ちに許可業者により行う。
- (2) 被災地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合は、早急に各戸の便所の使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の2割程度の汲取りを全戸について実施する。

#### 5 し尿の処理

し尿は、し尿処理施設において処理するほか、必要に応じて環境衛生上支障のない方法で行う。

#### 6 仮設トイレの設置

- (1) 下水道施設等が被災した場合は、直ちに仮設トイレを調達し、避難収容施設等に設置する。  
町内で調達が困難な場合は、県に応援を要請する。
- (2) 仮設トイレを設置する際には、漏洩等により地下水を汚染しない場所に設定し、また、閉鎖にあたっては、消毒を実施後埋没する等の処理を行う。
- (3) 仮設トイレの設置については、障害者等要配慮者に配慮する。

## 7 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 水洗トイレは町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、町からの指示に従う。
- (2) 自主防災組織、消防団、町（生活衛生部等）が一体となり、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレ等の建設、消毒等を行う。
- (3) し尿の自家処理に必要な器具等の準備を行う。

## 第3 ごみ処理対策

### 1 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、清掃班を編成するなど収集・処理体制を確保する。

### 2 備蓄等

清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

### 3 収集、運搬

被災地ごとに数箇所のごみ集積場所を定め収集車等により、収集運搬する。なお、収集にあたっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報等を行い、ごみ収集を行う。

- (1) 速やかに収集方法、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 住民によって集められた仮集積場所のごみを管理し、できるだけ速やかに定めたごみ処理施設に運搬処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。
- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

### 4 処理

ごみ処理施設のほか、環境衛生上支障のない方法で行う。

### 5 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとることとする。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは、指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

(5) ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。

#### 第4 災害廃棄物処理対策

- 1 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- 2 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。
- 3 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。  
また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- 4 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- 5 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。  
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を推進する。
- 6 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。
- 7 NPO・ボランティア等との連携  
災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。
- 8 住民及び事業所等の活動
  - (1) 住民は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。また、河川、道路及び谷間等に投棄しない。
  - (2) 事業所等は、自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

#### 第5 県への応援要請

ごみ、し尿、がれき等の収集・処理に必要な人員、処理運搬車両等が不足する場合には、県に応援を要請する。

#### 第6 処理施設の応急復旧

処理施設の被害による処理能力の低下を最小限にとどめるため、迅速な復旧体制方法について別に定めておく。

## 第22章 障害物の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等の障害物が日常生活に欠くことができない場所及び道路の機能上支障をきたす場所にある場合は、速やかにこれを除去し、被災者の日常生活と交通路の確保を図る。

### 第1 実施主体

被災地における住宅関係障害物の除去は、町長（建設部）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき町長が行う。

なお、道路、河川等に生じた障害物は、県等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

### 第2 住宅の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、次に該当する場合に行う。

- 1 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- 2 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合
- 3 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない場合
- 4 住家が半壊又は床上浸水を受けた場合
- 5 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合

### 第3 道路等の障害物の除去方法

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて久万高原警察署、消防機関、自衛隊と協力して必要な措置をとる。

除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

なお、除去にあたって優先的に障害物を除去すべき道路は、次の順位を基準とする。

- 1 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）
- 2 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼防止のために、防御線をはる道路）
- 3 緊急輸送を行ううえで重要な道路
- 4 その他応急対策活動上重要な道路

### 第4 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、

〔久万高原町防災〕

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者は、河川管理者の協力を得ながら支障となる工作物その他障害物を処分する処置をとる。

## 第5 障害物集積場の確保

除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空き地、民有地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空き地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は、避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

## 第6 応援の要請

障害物の除去は、建設部が担当し、障害物の規模及び範囲等に応じて建設業者等の協力を得て、速やかに行うが、町のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び隣接市町に協力を要請する。

資料編 ○ 災害時における応急対策業務に関する協定 (社)愛媛県建設業協会上浮穴支部 P83 参照
------------------------------------------------------

## 第7 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- 1 障害物除去の状況記録
- 2 障害物除去費支出関係証拠書類
- 3 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

## 第8 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について P110 参照
----------------------------------------

## 第23章 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。

### 第1 町の活動

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町（生活衛生部）は、県及び住民と協力して動物の保護及び危害防止に努めるため、次のような措置を実施する。

- 1 被災動物の把握
- 2 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- 3 飼養されている動物に対する餌の配布
- 4 危険動物の逸走対策
- 5 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- 6 被災動物救援センターの設置場所のあっせん
- 7 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- 8 災害死した動物の処理
- 9 その他動物に関する相談等

### 第2 住民及び民間の活動

- 1 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- 2 ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- 3 危険動物の逸走対策
- 4 ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- 5 その他行政への協力

### 第3 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

#### 1 町の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について、町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

#### 2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、県中予保健所長の許可を受ける。

〔久万高原町防災〕

- (2) 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について県中予保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

## 第24章 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

### 第1 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅及び応急修理の計画の樹立と実施は、町長（建設部）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、知事の委任に基づき町長が行う。

### 第2 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

### 第3 応急仮設住宅

#### 1 応急仮設住宅の建設

- (1) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。また、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。
- (2) 建設を県から委任された場合は、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会又は（一社）日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。
- (3) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 町内建設業者等の協力を得て建設する。この場合において、被災者に関する世帯人員数や要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。

#### 2 応急住宅の入居者の認定

- (1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- (2) 入居者の認定を町長が行った場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

#### 3 町営住宅等の一時入居

必要に応じ、町営住宅等の空き家へ被災者を一時的に入居させる。

#### 4 応急住宅の管理

- (1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続・維持管理を行う。また、応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (2) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。



## 5 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールを作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。

## 第4 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

## 第5 県に対する建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

### 1 県への応援要請

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

#### (1) 応急仮設住宅の場合

- ア 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- イ 設置を必要とする住宅の戸数
- ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

#### (2) 住宅応急修理の場合

- ア 被害戸数（半焼、半壊）
- イ 修理を必要とする住宅の戸数
- ウ 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- エ 派遣を必要とする建築業者数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

### 2 応急復旧の促進

町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

## 第6 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間
- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無

## 第7 建築相談窓口の設置

町に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

## 第8 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管する。

- 1 応急仮設住宅入居者台帳
- 2 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- 3 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- 4 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠資料

## 第9 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	P110 参照
--------------------------------	---------

## 第25章 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は児童・生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、県及び町は、学校施設等の応急復旧、児童・生徒等の応急教育等必要な措置をとるとともに、文化財の保護の措置を実施する。

### 第1 実施責任者

- 1 町立幼小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧は、町（教育部）が行う。
- 2 学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について応急計画を定めておく。

### 第2 応急教育対策に関する事項

#### 1 児童・生徒等への対応

学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童・生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。

- (1) 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。
- (2) 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。
- (3) 災害の規模に応じて、児童・生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

#### 2 学校施設の確保

実施責任者は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設にあたっては、被害の状況により、必要があるときは町又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

授業実施のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法による。

- (1) 被災学校が1校の一部のみの場合  
被害箇所が普通教室の場合は、転用可能な特別教室を使用し、なお不足する場合は二部授業や分散授業などの方法による。
- (2) 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館等公共施設の利用及び隣接校の余剰教室を借用する。
- (3) 特定の地区が全体的に被害を受け、2校以上が被災した場合は、被災を免れた公共施設又は避難先等の最寄りの学校を利用する。

利用すべき施設がないときは、応急仮設校舎を建設するなどの対策を講じる。

(4) 応急教育の予定場所

学校ごとの応急教育を行う予定場所をあらかじめ調査し、決めておく。

### 第3 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、町は次の方法により応急教育を実施する。

- 1 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは町又は地域住民等の協力を求める。
- 2 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者へ連絡する。
- 3 全児童、生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は町有施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- 4 児童、生徒等を通学可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- 5 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- 6 必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

### 第4 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- 1 学校長は、避難所に供する施設・設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示を行う。
- 2 町教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
- 3 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、町等と必要な協議を行う。

### 第5 教科書及び学用品の調達並びに支給

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合は町長が行う。

災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

#### 1 給付する品目の範囲

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

#### 2 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の

教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

### 3 給付期間

災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。

### 4 調達方法

(1) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求める。不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

(2) 学用品については、県より送付を受けたものを配布するほか、県の指示により基準内で調達する。

### 5 支給の方法

町は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に支給する。

## 第6 学校給食に関する基準

災害救助法が適用された場合、町は、応急給食の必要があると認めるときは、第2編 第15章「食料及び生活必需品等の確保・供給」に定める炊き出し基準により応急給食を実施する。

## 第7 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

## 第8 高等学校生徒の災害応急対策への協力

学校長は、登校可能な生徒を、教職員の指導監督のもとに、学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求める。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

## 第9 保健・衛生に関する事項

### 1 被災教職員、児童・生徒の保健管理

災害の状況により被災学校の教職員、児童・生徒に対し予防接種や健康診断を実施する。

### 2 被災学校の清掃、消毒

学校が、浸水等の被害を受けた場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、保健所の指導又は協力により校舎の清掃、消毒を行う。

## 第10 記録等

学用品の供与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- 1 学用品の購入分配計画表
- 2 学用品交付簿及び受払簿
- 3 学用品購入関係支払証拠書類
- 4 応急給食関係書類

## 第11 文化財の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- 1 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- 2 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- 3 文化財等の補強工事の実施
- 4 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

資料編 ○ 町内指定文化財一覧 P139 参照

## 第12 災害救助法に基づく措置基準

学用品の供与における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間について」のとおりとする。

資料編 ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について P110 参照

## 第26章 要配慮者に対する支援活動

町は、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人一人の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

### 第1 避難行動要支援者の把握

災害が発生した場合、町（福祉部）は災害時の避難等一連の行動に対して時間を要する避難行動要支援者に配慮する必要がある。本町においても年々住民の高齢化が進んでおり、対策の重要性が増している。

このため、町は、避難行動要支援者の把握を行い、災害時における安全確保を図る。

なお、把握にあたっては、避難行動要支援者のプライバシーについて十分に配慮する。

### 第2 避難行動要支援者の避難誘導

町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人一人の個別避難計画に基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、民間賃貸住宅や旅館・民宿等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

### 第3 指定避難所等への移送

#### 1 要配慮者への措置

町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講じる。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 指定避難所等への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 福祉施設、福祉避難所への緊急入所

#### 2 福祉避難所の開設

災害により、避難所に収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者について福祉避難所を開設し、久万高原町社会福祉協議会、介護職員、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

#### 第4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への受け入れにあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

自宅での生活が可能と判断される要配慮者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等罹災障害者に対する援助を適宜提供するものとする。

#### 第5 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者や、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

- 1 災害により補装具を亡失し、又は毀損したものに対する修理又は交付
- 2 罹災障害者の更生相談

#### 第6 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。



## 第27章 ボランティア等への支援

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

### 第1 久万高原町災害ボランティアセンターの設置

町は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、久万高原町社会福祉協議会と連携して、久万高原町災害ボランティアセンター（以下「町ボランティアセンター」という。なお、必要に応じて支部を設置する。）を久万高原町社会福祉協議会本所に設置する。社協本所が被災し使用不能のときは、「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、支援活動に最適な場所を設置する。

### 第2 町ボランティアセンターの構成メンバー

町支援本部は、久万高原町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティア・コーディネータ等で構成する。

町、久万高原町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、町域における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

### 第3 町ボランティアセンターの任務

#### 1 ボランティア活動に関する情報収集

町、県、NPO・ボランティア等関係団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

#### 2 ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

#### 3 ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

#### 4 ボランティアのあっせん

被災住民、町支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

## 5 ボランティアのあっせん要請

必要とするボランティアが確保できない場合は、県ボランティアセンター内に設置されている県災害救援ボランティア支援本部に、ボランティアのあっせん要請を行う。

## 第4 町ボランティアセンターに対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を町ボランティアセンターに提供するとともに、町庁舎、支所その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

## 第5 新型コロナウイルス感染症対策

「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD））、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年7月9日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

## 第28章 応援協力活動

町内に大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、町は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

### 第1 知事に対する応援要請等

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、中予地方局を通じ県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- 3 応援を必要とする場所
- 4 応援を必要とする期間
- 5 その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

### 第2 他の市町長に対する応援要請

町長は、町の地域にかかる災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結するなど、平時からカウンターパート関係を構築している他の市町長に対し応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

また、応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮のもとに行動する。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」により、第2編 第10章「消防活動」に定めるとおりとする。

資料編 ○ 愛媛県消防広域相互応援協定 P50 参照

### 第3 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関に職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、中予地方局を通じ知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣

についてあつせんを求めることができる。

なお、要請を受けた地方公共機関等は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、職員を派遣することとなっている。

## 1 職員の派遣の要請

町長が派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第15条）。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

## 2 職員の派遣のあつせん

町長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第16条）。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

## 第4 協定締結民間事業者等に対する応援要請

町は、資料編に掲げるとおり医師会等と応援協定を締結している。町は、災害の状況に応じて適切な応援協定先に応援を要請する。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>資料編 ○ 災害時における物資供給の応援に関する協定<br/>(四国コカ・コーラボトリング(株)P85 参照、(株)松山生協P86 参照)<br/>(生活協同組合コープえひめP87 参照)</p> <p>○ 久万高原町の災害時医療救護活動に関する協定（一般社団法人上浮穴郡医師会P79 参照）</p> <p>○ 災害時非常無線通信の協力に関する協定（町アマチュア無線非常通信協力会P75 参照）</p> <p>○ 家屋被害認定調査に関する協定（県土地家屋調査士会P93 参照）</p> <p>○ 災害時における応急対策業務に関する協定（社愛媛県建設業協会上浮穴支部P83 参照）</p> <p>○ 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（県エルピーガス協会松山支部P88 参照）</p> <p>○ 災害発生時における久万高原町と久万高原町内等郵便局の協力に関する協定<br/>(久万高原町内等郵便局P100 参照)</p> <p>○ 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県行政書士会 P102 参照）</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 災害時の医療救護に関する協定（(社)愛媛県医師会他）愛媛県地域防災計画資料編 参照

## 第5 県消防防災ヘリコプター等の出動要請

### 1 県消防防災ヘリコプター

災害の状況から県消防防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県に出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、第2編 第29章「県消防防災ヘリコプターの出動要請」に定めるところによる。

### 2 救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）

災害の状況からドクターヘリの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県ドクターヘリ運航要領」に基づき、消防部からドクターヘリ出動要請ホットラインへ出動を要請する。

## 第6 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、第2編 第30章「自衛隊災害派遣要請の要求等」に定めるところによる。

## 第7 応援受入体制の確立

災害の状況により、県又は他市町村からの救援隊並びに自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、次のとおりとする。

### 1 受援計画の策定

町は内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」などを参考にして、受援計画の策定に努めるものとする。

### 2 連絡窓口の明確化

県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、総務部に連絡窓口を定めておく。

### 3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を整備しておく。受け入れ・活動拠点として、広域防災拠点（久万公園グラウンド）を提供するほか、道の駅「天空の郷さんさん」を含めた受入体制を検討する。

なお、救援隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受け入れ可能な学校体育館、運動場及び公民館等の利用を検討する。

資料編	○ 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定 (株式会社さんさん久万高原P104 参照、一般社団法人久万高原町観光協会P105 参照、久万高原商工協同組合) P106 参照)
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第8 労働力の確保に関する対策

災害応急対策の実施が災害対策本部員の動員では不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、町長の指示に基づき労働者を雇用する。

### 1 労働者の雇用範囲

#### (1) 被災者の避難

町長の避難指示で誘導労働者を必要とするとき。

#### (2) 医療、救護の移送

救護班で処理できない重症患者若しくは救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を医療機関に運ぶための労働者又は救護班の移動に伴う労働者を必要とするとき。

#### (3) 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

#### (4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配布等に労働者を必要とするとき。

#### (5) 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

#### (6) 遺体の搜索、処理

遺体の搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒等の処理、遺体を仮安置所まで輸送するための労働者を必要とするとき。

(7) 上記以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、次の事項を付し、中予地方局を通じ県へ申請する。

ア 労働者の雇用を要する目的又は救助種目

イ 労働者の所要人数

ウ 雇用期間及び理由

エ 地域

### 2 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中

## 第29章 県消防防災ヘリコプターの出動要請

各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な活動を要請し、被害の最小化に努める。

### 第1 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- 1 災害応急対策活動
- 2 救急活動
- 3 救助活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

### 第2 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に、「愛媛県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の別表に掲げる基準に基づき、緊急運航する。

- 1 公共性
- 2 緊急性
- 3 非代替性

### 第3 緊急運航要請手続

町長又は消防長は、災害の状況により消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、県消防防災安全課長に対して要請を行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

#### 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

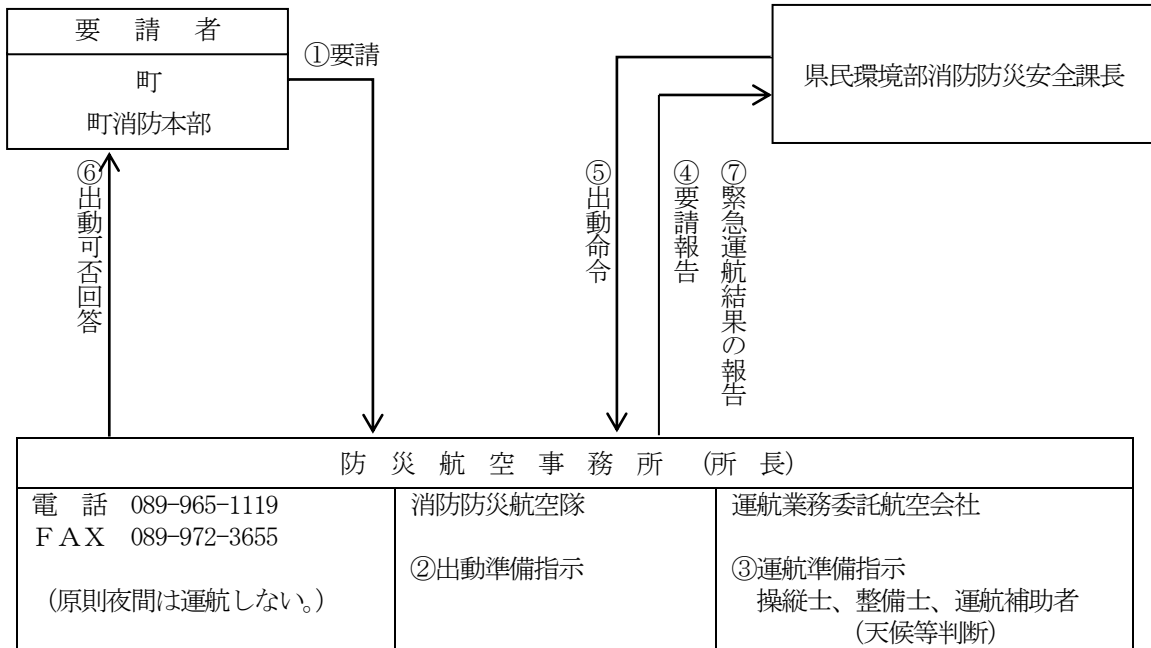
名称	所在地	連絡先
愛媛県防災航空事務所	松山市南吉田町 2731 (松山空港内)	緊急連絡用電話：089-965-1119 一般事務用電話：089-972-2133 F A X：089-972-3655 E-mail アドレス bousaikoukuu@pref.ehime.lg.jp

### 第4 自主出動

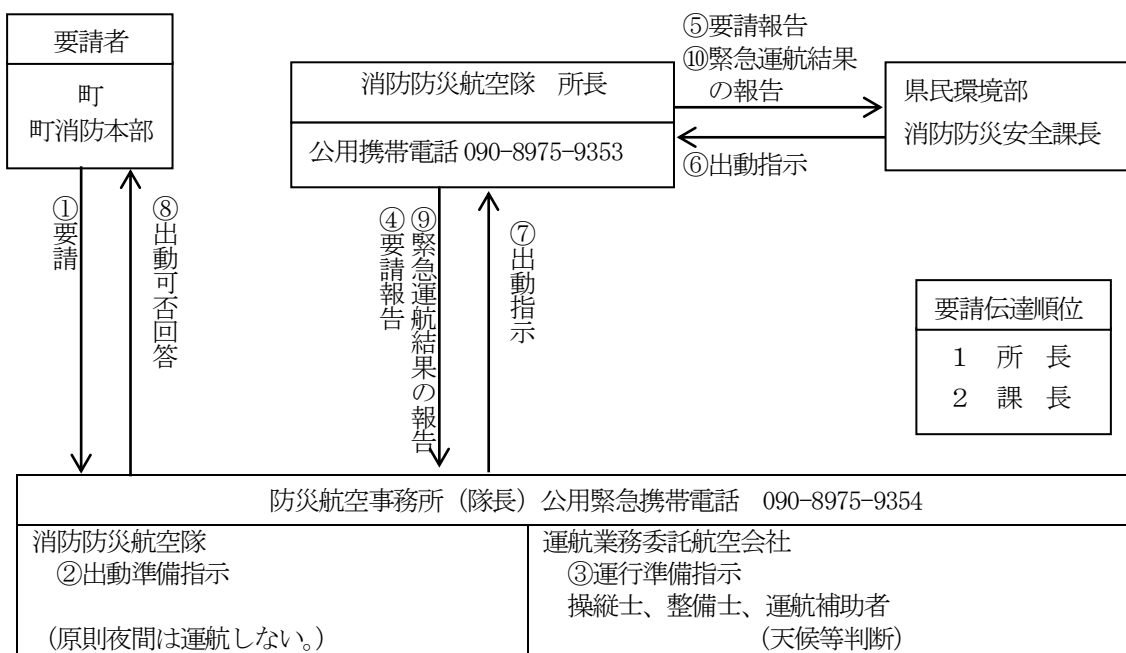
運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待つとまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

別表

○ 執務時間内緊急運航連絡系統図



○ 執務時間外緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を隊長に連絡し、隊長は関係者に連絡する(携帯電話等による。)



## 第30章 自衛隊災害派遣要請の要求等

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 第1 災害派遣要請事項

災害応急対策の実施が町の組織を活用してもなお事態を收拾することが不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要あるいは効果的であると認めた場合に自衛隊の派遣を要請する。

災害派遣要請事項は、次のとおりである。

- 1 車両、航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- 3 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- 4 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関に協力して行う消火活動
- 6 道路又は水路の確保の措置
- 7 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- 8 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 9 被災者に対する給食及び給水支援
- 10 防災要員等の輸送
- 11 連絡幹部の派遣
- 12 その他知事が必要と認める事項

### 第2 災害派遣要請の要求の依頼手続

#### 1 知事への要請

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、中予地方局を経由して県（防災危機管理課）に対し、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求する。

ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

#### 2 知事と連絡不能の場合

町長は、知事に対し連絡が不能で上記1に定める要求ができない場合には、その旨及び当該地域にかかわる災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科隊に通知する。

また、その際は、事後速やかに知事に通知する。

### 第3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- 4 その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

### 第4 要求連絡先窓口

#### 1 県

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
愛媛県	防災危機管理課	松山市一番町4-4-2	(089) 912-2335 (089) 941-2111 (夜間、休日) FAX (089) 941-2160
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町132	(089) 909-8750

#### 2 自衛隊（県と通信不能の場合）

機関名	電話番号	県防災通信システム（地上系）	FAX番号
陸上自衛隊中部方面特科隊	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911

### 第5 自衛隊の救援活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

区分	救助活動内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

区分	救助活動内容
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
人員、物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

## 第6 災害派遣部隊の受入体制

### 1 自衛隊との連絡窓口一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を総務部に設置する。

### 2 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

### 3 作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### 4 派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等次の必要な設備を可能な限り準備する。

- (1) 宿泊施設
- (2) 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- (3) ヘリコプター離着陸場

資料編 ○ ヘリコプター離着陸場一覧表 P118 参照

## 第7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって中予地方局を経由して県（防災危機管理課）に対し、その旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請しその後文書を提出する。

## 第8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と町長が協議し、必要に応じて県が協議する。

## 第31章 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町（生活衛生部）及び各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、町は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命にかかわる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

### 第1 水道施設（環境整備課）

#### 1 緊急要員の確保

あらかじめ定めた行動指針に基づき、緊急要員の確保と情報連絡体制の整備を行う。

#### 2 応急復旧

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

#### 3 他市町への応援要請

応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、県を通じて、他の市町に支援を要請する。

### 第2 下水道施設（環境整備課）

町は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

#### 1 管渠

周辺住民に対して、一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

#### 2 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿地などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

### 第3 電力施設（四国電力送配電株式会社）

四国電力送配電株式会社は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

#### 1 災害対策組織の編成

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

#### 2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

#### 3 災害時における広報

- (1) 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。
- (2) 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

#### 4 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。  
なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

#### 5 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

#### 6 他電力事業者間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

#### 7 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

#### 8 設備の応急復旧

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

- (1) 水力・火力・原子力発電設備  
共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置をとる。
- (2) 送電設備  
ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。
- (3) 変電設備  
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- (4) 配電設備  
応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。
- (5) 通信設備  
可搬型電源、移動無線機等の活用により、通信回線を確保する。

## 9 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

## 第4 ガス（LPガスを含む。）施設（ガス販売業者）

### 1 災害対策組織の編成

ガス販売業者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

### 2 情報の収集

災害が発生した場合は、ガス施設の被害状況、ガス供給停止による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

### 3 応急措置及び復旧対策

- (1) ガス販売業者は、災害が発生し、設備に危険が想定されるときには、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止に努める。
- (2) ガス施設、住居等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。
- (3) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区より、速やかにガス供給の再開を行う。
- (4) 指定避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

### 4 動員・応援体制

- (1) ガス販売業者は、動員計画に基づき要員の確保に努めるとともに、必要に応じて、本店及び他支店等への応援要請を行う。

(2) 災害の規模に応じて、(一社) 日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

## 5 資材の確保

ガス販売業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

## 6 広報の実施

- (1) ガス販売業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況や復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

資料編 ○ 町内危険物施設一覧 P114 参照

## 第5 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

### 1 西日本電信電話株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

#### (1) 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところによる利用制限等の実施

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

カ 災害救助法が適用された場合等の指定避難所等への特設公衆電話の設置

キ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

#### (2) 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。



(3) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

(4) 災害時における災害用資機材の確保

ア 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

ウ 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び町等の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害復旧

ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実施にあたっては、これに積極的に協力する。

## 2 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとる。

(3) iモード災害用伝言板の開設

## 3 NTTコミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

(1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

(2) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

## 4 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、その他携帯電話通信事業者

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

(1) 電気通信施設の整備及び保全

- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

## 第3章 郵便事業の運営維持

日本郵便株式会社四国支社は、災害時においても各種の郵便事業の運営維持に努める。

### 第1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。また、指定避難所等に避難した人にも送達できるよう町との避難者情報の共有手段の確保に努める。

### 第2 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

## 第33章 豪雪災害防止活動

町内に、豪雪があった場合には、地域の特性、孤立地区の発生、なだれの危険箇所等の把握に努めるとともに、通信手段、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

また、雪害対応にかかる経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結についても、考慮する。

### 第1 道路の除雪対策等

#### 1 除雪路線

道路管理者は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図る。町道の除雪は、町対策本部建設部又は建設課が主管で実施する。

#### 2 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

#### 3 除雪体制の整備

道路管理者は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、町内全般の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図るものとし、各道路管理者間の連絡調整を図る。

道路管理者は、あらかじめ町内の関係行政機関及び民間建設業者等の所有する除雪機械、融雪剤等を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討を加え、協力体制を確立しておく。

#### 4 雪捨場の指定

道路管理者は、家屋連たん地域の除雪にあたり、雪捨場及び排雪方法について、除雪計画に支障を来たさないようにする。

#### 5 災害発生時における広報活動

道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所及び迂回路などの道路情報を報道機関、道路情報提供装置、町防災行政無線等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

#### 6 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## 第2 なだれ対策

### 1 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、町は、管内の巡視を強化して、危険地域の早期特定に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編柵を設けるなど緊急措置を講じる。

### 2 退避

気温上昇によりなだれの危険が増大したときは、町は、関係機関と緊密に連絡をとり、危険地域の世帯に対して警告、避難指示を行う。

### 3 児童・生徒等に対する措置

町、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

## 第3 学校教育対策

### 1 施設の保全管理

町及び学校長は、老朽建物をはじめ、渡り廊下、ひさし等の補強に努め、屋根の雪おろしは早めに行って、雪ずりの危険を避けるとともに、施設保全に万全を期する。

### 2 関係機関との連携

学校長は、児童・生徒等の自力での登下校が不可能と判断した場合は、その旨を直ちに各家庭に連絡し、関係機関等の協力を得て（必要な場合は町防災無線の放送依頼を行う。）、安全な交通手段の確保に努める。

なお、次の事態が発生した場合は、その状況を下記の系統により速やかに報告するものとする。

- (1) 臨時休業としたとき。
- (2) 児童・生徒等に事故があったとき。
- (3) 学校施設に被害が発生したとき。

幼稚園、小学校、中学校 → 町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

## 第4 保健衛生及び医療措置

大雪で交通途絶された地域で、疾病者等が発生した場合は、この地域の道路除雪作業を優先的にを行い、医療部又は町立病院、各診療所等が主体となり、医薬品の確保、往診、医療機関への搬送等の措置をとり、住民の人命救助にあたるものとする。

## 第34章 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

### 第1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合はその火薬庫の所有者又は占有者は次の(1)、(2)に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の(3)に掲げる緊急措置を講じる。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じること。
- 3 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

### 第2 高圧ガスの保安

#### 1 高圧ガス製造施設等（冷凍空調機器を除く。）

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事（中予地方局防災対策室又は消防防災安全課）及び警察署、消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講じる。

- 1 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置をとる。
- 2 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置をとる。
- 3 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため、町、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

#### 2 冷凍空調機器

災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏洩の恐れがある場合は、町は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に次の対応を依頼する。

- (1) 発災冷凍空調機器の速やかな冷媒漏洩防止の初期処置
- (2) 発災冷凍空調機器の冷媒回収・処理

(3) 災害緊急対応施設の発災冷凍空調機器機能の応急的復旧措置

### 第3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、町、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講じる。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置をとるとともに、消防機関に通報する。
- 2 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置をとる。

資料編 ○ 町内危険物施設一覧 P114 参照
-------------------------

### 第4 毒物・劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏洩等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

#### 1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏洩等災害が発生した場合、直ちに県中予保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

#### 2 関係機関の活動

通報を受けた県中予保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

## 第35章 大規模火災応急活動

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- 1 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動・火災の拡大防止を行う。
- 3 火災の規模が大きく町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- 4 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行う。
- 5 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 6 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

## 第36章 林野火災応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- 1 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- 3 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。
- 4 火災の規模が大きく、町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」等に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- 5 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- 6 負傷者が発生した場合は、町内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- 7 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

## 第3編 風水害等災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら町、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下しないよう、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

### 第1章 公共施設災害復旧対策

指定行政機関の長及び指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

#### 第1 被災施設の復旧等

##### 1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、河川、下水道施設、都市公園については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設等（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。



- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

## 2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、県と協力し、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

## 第2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

### 1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

### 2 町の活動

- (1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

## 第3 災害査定促進

災害が発生した場合には、町は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

## 第2章 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 第1 復興計画の作成

#### 1 計画の策定

町長は、必要があると認めるときは、復興計画を策定する。

#### 2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、市街地・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

#### 3 計画の基本方針

計画策定にあたっては、町の総合計画との調整を図る。

#### 4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

#### 5 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

### 第2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

- 1 町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- 2 町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

### 第3 防災まちづくりを目指した復興

- 1 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な住環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。
- 2 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- 4 町は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 5 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 6 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- 7 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- 8 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- 9 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 第4 復興財源の確保

#### 1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財源需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

## 2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行方針及び編成方針の策定などを行う。

## 3 町の活動

### (1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査をもとに、次の財政需要見込額を算定する。

ア 復旧・復興事業

イ その他

### (2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

### (3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

## 4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

### (1) 地方債の発行

町は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

### (2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

### (3) 県への依頼

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望するよう、県に依頼する。

## 第3章 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

### 第1 中小企業を対象とした支援

#### 1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

#### 2 県の活動

##### (1) 中小企業の被災状況の把握

町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。

##### (2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。

イ 次の施策を必要に応じ実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配布

##### (3) 資金需要の把握

中小企業の被災状況をもとに、再建資金等の需要を把握する。

##### (4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗の提供等を行う。

##### (5) 金融面での支援

ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

##### (6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付け手続の簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

##### (7) 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。

##### (8) 国への要望

中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

#### 3 町の活動

##### (1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

## 第2 農林漁業者を対象とした支援

### 1 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

### 2 県の活動

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 町や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。

イ 次の施策を必要に応じ実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配布

(3) 天災融資法に関する措置の実施

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。

(4) 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施

農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。

(5) 金融面での措置

県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。

(6) 金融機関への協力の要請

資金貸付け手続の簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を融資機関等に要請し協力を求める。

### 3 町の活動

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

## 第4章 被災者等に対する支援

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、県、町及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講じる。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 第1 要配慮者の支援

#### 1 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

#### 2 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 社会福祉施設の被災状況

#### 3 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

#### 4 健康管理の実施・巡回健康相談

県（中予保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

#### 5 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

### 第2 義援物資、義援金の受け入れ及び配分

#### 1 義援物資の受け入れ及び配分

町は、義援物資を受け入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項について留意する。

- (1) 物資受入の基本方針
  - ア 原則として、企業・団体等からの大口受入を基本とする。
  - イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。

ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取り扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一箇所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効率的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

(3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先及び送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受け付けること。

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受け入れに努める。

## 2 義援金の募集

(1) 県の活動

ア 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。

イ 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(2) 町の活動

町への義援金を受け付けるために、総務部（出納室）に受付窓口を設置するとともに、必要に応じ銀行口座を開設することを検討する。

## 3 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。



#### 4 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定する。

- (1) 配分金額
- (2) 配分対象者
- (3) 配分方法
- (4) 配分状況の公表
- (5) その他義援金配分に関すること。

### 第3 災害弔慰金等の支給

#### 1 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

#### 2 県

町の災害弔慰金等の対象者及び支給状況の把握

#### 3 町

##### (1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

##### (2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び「久万高原町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき支給する。

### 第4 被災者の経済的再建支援

#### 1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

#### 2 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数等

### 3 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

### 4 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。

なお、貸付資金の種類は以下のとおりである。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子福祉資金
- (3) 父子福祉資金
- (4) 寡婦福祉資金
- (5) 災害援護資金

### 5 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

### 6 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置をとる。

## 第5 罹災証明書の交付

### 1 基本方針

生活基盤に著しい被害を受けた被災者が、できるだけ早く日常生活を取り戻して生活の安定を回復するため、被害者に対して速やかに住家等の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することにより被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

### 2 交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

### 3 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活

用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施にあたっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とする。

## 第6 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県及び町は、次の措置を講じる。

### 1 恒久住宅対策

#### (1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

#### (2) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

#### (3) 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

#### (4) 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の町営住宅を供給する。

#### (5) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

### 2 雇用対策の実施

#### (1) 県の活動

##### ア 雇用状況の把握

愛媛労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。

##### イ 事業者支援の実施

県内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

##### ウ 離職者セーフティネットの拡充

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続の弾力的措置の実施等を国に要請する。

##### エ 再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、次の施策を講じる。

##### (ア) 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施

- (イ) 公共職業能力開発施設等での職業訓練、能力開発の実施
  - (ウ) 求人開拓の実施
  - (エ) 合同就職説明会等の開催
- (2) 町の活動
- 雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

### 3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、県及び町は、次の措置を講じる。

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害に伴い、家屋の補修等を必要とする場合には、県は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

## 第7 生活再建支援策等の広報

### 1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 2 県の活動

- (1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施
  - ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。
  - ア 義援金の募集等
  - イ 各種相談窓口の案内
  - ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
  - エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
  - オ 被災者生活再建支援金に関する情報
  - カ ボランティアに関する情報
  - キ 雇用に関する情報
  - ク 融資・助成情報
  - ケ その他生活情報等
- (2) 総合相談窓口の設置
  - 被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。
- (3) 外国人への広報

災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター又は町や国際交流協会等と連携し、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、生活再建関連施策に関する情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続、罹災証明、義援金の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談や情報提供などの支援を行う。

(4) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

(5) 被災者への説明

県は、町が実施する被災者への説明の支援に努めるものとする。

### 3 町の活動

(1) 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や上記2(1)の内容を広報・PRする。

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(3) 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第8 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

また、町及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 1 県の活動

(1) 企業誘致活動の実施

町と連携した企業誘致を推進する。

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

ア 県内における観光地の復興イベント等の実施

イ 県外における誘客イベント等の実施

ウ マスコミを活用したPR

エ 大規模な会議等の誘致

## 2 町の活動

### (1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、町独自のイベント・商談会等を実施する。

### (2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

## 第9 新型コロナウイルス感染症対策

### 1 罹災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じたうえで、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

#### (1) 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

#### (2) 交付

ア 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

イ 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

### 2 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえて、適切な広報を行う。

### 3 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築にあたっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）を踏まえて、検討を行う。

### 4 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、

〔久万高原町防災〕

感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

## 5 その他

- (1) 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合10%以上20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定（令和2年3月）に留意する。
- (2) 罹災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号）、罹災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡）を参考とし、罹災証明書の適切な交付に努める。





## 地震災害対策編

### 第1編 地震災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性の確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

第1編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

なお、大規模地震災害時においては、一町のみでは迅速、的確な防災対応が困難であり、広域応援の受援及び派遣体制、ボランティア等の体制づくりと受入体制等についても計画するものとする。

#### 第1章 地震災害予防対策の基本的考え方

##### 第1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

町は、県が実施する被害想定を参考に、必要な対策に取り組む。その際には、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意しながら実施する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策に努める。

## 第2章 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄や正常性バイアス等の必要な知識など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図るほか、各所属職員、住民等に対し、地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

### 第1 町職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- 1 地震等に関する基礎知識、一般的な知識
- 2 町地域防災計画（地震災害対策編）と町の地震防災対策に関する知識
- 3 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 6 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 7 家庭及び地域における地震防災対策
- 8 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- 9 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記3、4、5及び6については、毎年度、各部課等において、所属職員に対し十分に周知しておく。

また、各部課等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する危機管理室職員の育成に努める。

### 第2 教職員及び児童・生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、第1に掲げる町職員に準じて教職員への教育を行うとともに、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。児童・生徒等が地震等災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

- 1 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通

〔久万高原町防災〕

じて、地震に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。

- 2 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。
- 3 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- 4 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

資料編 ○ 園児・児童・生徒・教職員数一覧 P141 参照

### 第3 住民に対する防災知識の普及

町は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地域学術機関等関係機関と連携しての防災講座開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

#### 1 一般啓発

##### (1) 啓発の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- キ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ク 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ケ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- コ 応急手当等看護に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- ス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- セ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ソ 防災士の活動等に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴う地震動等に関する知識（地震被害想定調査等）
- チ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性

- ツ 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- テ 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (2) 啓発の方法
  - ア 防災行政無線放送による広報
  - イ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
  - ウ 映画、資料映像等の利用
  - エ 講演会、講習会の実施
  - オ 防災訓練の実施
  - カ インターネット（町ホームページ）の活用
  - キ 各種ハザードマップの利用

## 2 社会教育を通じた啓発

町及び町教育委員会は、公民館、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

### (1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

### (2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

資料編 ○ 町内指定文化財一覧 P139 参照

### (3) 各種団体を通じた啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて地震防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

### (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

### (5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

### (6) 相談コーナーの設置

町は、それぞれの機関において所管する事項について、住民の地震防災対策に関する相談に積極的に応じる。なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを設置する。

## 3 防災上重要な施設管理者に対する教育

久万高原町消防本部は、危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管

〔久万高原町防災〕

理者等に対し、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

## 第4 普及の際の留意点

### 1 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

### 2 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

### 3 防災地理情報の整備等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

### 4 防災と福祉の連携

町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

## 第3章 住民の防災対策

地震による被害を軽減するためには、住民一人一人が、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

### 第1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実施する。

#### 1 平常時の実施事項

- (1) 地震防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び家族等との連絡方法を確認する。
- (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (6) がけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- (7) 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- (8) 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- (9) 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- (10) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）。また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (13) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (14) 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- (15) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (16) ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要

- に応じ、補強、撤去等を行う。
- (17) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

## 2 地震発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (8) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難場所が円滑に運営するよう努める。

## 第2 防災士の役割

防災士とは、「自助」・「共助」・「協働」を原則として、社会の様々な場で減災と防災力向上のための活動が期待され、その活動のための十分な意識・知識・技能を取得した者で、地域における防災リーダーの役割を期待されている。町においても、防災士の養成・育成を行っている。

防災士が期待される役割は以下のとおりである。

- 1 災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減
- 2 災害発生後の被災者支援の活動
- 3 平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練

## 第3 町の活動

### 1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、町に積極的に協力する。

### 2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

## 第4章 自主防災組織の防災対策

風水害等対策編 第1編 第4章「自主防災組織の防災対策」 P45 を準用する。

## 第5章 事業者の防災対策

風水害等対策編 第1編 第5章「事業者の防災対策」 P51 を準用する。

## 第6章 ボランティアの防災対策

風水害等対策編 第1編 第6章「ボランティアの防災対策」 P53 を準用する。

## 第7章 地震防災訓練の実施

風水害等対策編 第1編 第7章「防災訓練の実施」 P55 を準用する。

## 第8章 業務継続計画の策定

風水害等対策編 第1編 第8章「業務継続計画の策定」 P57 を準用する。



## 第9章 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

### 第1 火災予防

町は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

#### 1 一般家庭に対する指導

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (2) ガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱方法について指導する。
- (4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- (5) 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼び掛け、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- (6) 出火防止及び避難方法について指導を行う。

#### 2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底を図る。
- (2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (4) 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- (5) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (6) 病院、大規模商業施設、会館ホール、旅館等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (7) 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) 危険物施設、高圧ガス（LPガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

#### 3 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、

地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

## 第2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、町は、消防計画を整備するとともに、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するなど、消防力の充実強化に努める。

### 1 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

(1) 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

(3) 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：久万高原町消防署保有車両及び資機材一覧表」参照

## 2 消防資機材等の整備

- (1) 久万高原町消防本部においては、消防ポンプ自動車、水槽付きポンプ自動車等日常火災に対する資機材、震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車を整備している。また、救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。
- (3) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

## 3 消防団の育成

- (1) 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第3条に定める基本理念に基づき、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。
- (2) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- (3) 消防団を活用した地域住民への防災指導により一層努める。

資料編 ○ 久万高原町消防団組織図 P42 参照

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：久万高原町消防署保有車両及び資機材一覧表」参照

## 第3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

### 1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。

### 2 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

資料編 ○ 地区別消防水利の現況 P42 参照

## 第4 建築物等の耐震対策

### 1 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

- (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。

- (2) 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

## 2 町の役割

町は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上、不燃化を図る。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

- (1) 愛媛県耐震改修促進計画及び町耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物、住宅の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。
- (3) 不特定多数が利用する大規模建築物や住宅の耐震化を行う所有者等に対して支援を行う。
- (4) 多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者、住宅の所有者等に対して、防災知識の普及・啓発及び法令や支援制度の周知を図るため、講習会等を実施する。
- (5) 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令・耐震化技術等の講習を行い、住民からの相談や耐震診断等に対応できる技術者を育成する。

## 3 ガラスの飛散防止

町は、県と連携して多数の人が通行する道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

## 4 ブロック塀の倒壊防止

町は、広報紙等を活用して安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

## 5 家具等の転倒防止

町は、広報紙等を活用してタンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

## 6 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	公安委員会 管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管 理 者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設 置 者 管 理 者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所 有 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管 理 者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

## 7 情報システムの安全対策

町は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

また、町は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

## 第5 被災建築物等に対する安全対策

町は、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため震前実施計画書を作成し、判定時に必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や指定避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、すみやかに判定を実施する体制を整備する。

また、発災後は、県支援本部に支援要請を行うものとする。

## 第10章 水害予防対策

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

### 第1 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

### 第2 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、関係団体との連携を密にし、次により消防力（水防）の強化に努める。

- 1 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- 2 水防活動に必要な人員の確保が困難なことから、町は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- 3 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

## 第11章 地盤災害予防対策

風水害等対策編 第1編 第24章「地盤災害予防対策」P100に定めるところによる。

## 第12章 孤立地区対策

風水害等対策編 第1編 第13章「孤立地区対策」P72を準用する。

## 第13章 住民生活の確保対策

地震災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ町等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 第1 避難計画の作成

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、震災時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、町は、避難計画の作成にあたり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、町地域防災計画に定めるとともに、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

また、町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本産業規格に基づく災

[久万高原町防災]

害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」（県作成）などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は概ね次のとおりとする。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。

ウ 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき2㎡以上を目安とする。

エ 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

### (2) 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあ



ること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に収容できること。

### (3) 福祉避難所の指定

災害時に高齢者、障害者等の援護が必要となる要配慮者については、町内の社会福祉施設と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、次の施設を福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備や介護職員、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

資料編	○ 久万高原町指定緊急避難場所一覧	P96	参照
	○ 久万高原町指定避難所一覧	P98	参照

## 2 避難路の指定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、町の現状を踏まえ町内各集落から指定している指定緊急避難場所に迅速かつ安全に避難させる必要があるため各集落から指定避難場所までの道路等を避難路として指定する。なお、避難路の指定基準は次のとおりである。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を指定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

## 3 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際に発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

## 4 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び男女のニーズの違いにも配慮して、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN・NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他、粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、パーティション等

## 5 町等の避難計画

### (1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

- ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者に配慮）
- エ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (ア) 給水措置
  - (イ) 給食措置
  - (ウ) 毛布、寝具等の支給
  - (エ) 衣料、生活必需品の支給
  - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 指定避難所の管理に関する事項
  - (ア) 避難収容中の秩序保持
  - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
  - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (エ) 避難者に対する相談業務
- カ 災害時における広報

- (ア) 防災行政無線、有線放送、広報車による周知
  - (イ) 避難誘導員による現地広報
  - (ウ) 住民組織を通じた広報
- キ 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
- 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。
- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童・生徒の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法をあらかじめ定める。
- イ 学校及び町教育委員会においては、義務教育及び高等学校の児童・生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 6 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した「避難所運営マニュアル」を策定している。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

## 7 新型コロナウイルス感染症対策

### (1) 宿泊施設等の活用

#### ア 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

#### イ 宿泊施設等の借上げに係る調整

(ア) 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受け入れ可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

- (イ) 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。
  - (ウ) 調整にあたっては、各宿泊施設等との間で借上開始時期、期間、費用等具体の借上条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。
- ウ 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備
- (ア) 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。
  - (イ) 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障害者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。
  - (ウ) 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。
- (2) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するにあたって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、国の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)を参考としつつ、積極的に実施する。

## 第2 食料及び生活必需品等の確保

地震災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うにあたって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。町では、道の駅「天空の郷さんさん」を緊急物資備蓄の拠点とする。

輸送に関し、町は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点(物資拠点)、町が開設する地域内輸送拠点(物資集積場所)を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

関係機関は緊急物資等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情

報共有を図り、相互に協力するように努める。

資料編 ○ 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定  
(株式会社さんさん久万高原 P104 参照、一般社団法人久万高原町観光協会 P105  
参照、久万高原商工協同組合) P106 参照)

## 1 町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 住民が行う家庭内備蓄等の推進
- (9) 給食計画の策定

※ 町国民保護計画資料編「対策本部において集約すべき基礎的資料：備蓄物資、調達可能物資一覧」参照

## 2 住民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

## 第3 飲料水等の確保

町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、関係機関と連携して、次の整備を図る。

### 1 町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

### 2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 住民（家庭）における貯水

ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする（うち3日分程度を非常持出用として準備）。

イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

## 第4 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、町は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

- 1 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- 2 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- 3 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- 4 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- 5 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

## 第5 医療救護体制の確保

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

### 1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 災害の発生に伴い、住民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町は、町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。

- (3) 町は、県が実施した地震被害想定調査結果における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院等の患者受入、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (4) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (5) 久万高原町立病院に配置された災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）は、町内の医療救護活動の調整・連携活動等以下の業務を行う。また、災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内における医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受け入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。
- ア 医療救護班の受け入れ・派遣調整
- イ 医療機関間の患者受入・搬送調整
- ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
- エ 医薬品等の調達・供給調整等

## 2 初期医療体制

### (1) 町地域防災計画への記載事項等

町は、地震発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、町地域防災計画に次の事項を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受け入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ウ 町内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班、県の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請の方法、重症者の搬出方法を定める。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

### (2) 救護班の種類及び編成

- ア 町は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、愛媛県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。
- イ 救護班の編成単位は、概ね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

### 3 後方医療機関

(1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院及び災害基幹拠点病院を指定している。

松山圏域における救護病院、災害（基幹）拠点病院は、愛媛県地域防災計画に掲げるとおりである。

町は、重傷者に対して、これらの医療施設への迅速な対応ができるよう、久万高原町消防本部と連携し、平素から搬送体制、連絡体制の整備を図る。

### 4 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や外来患者の負傷状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

### 5 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者や精神患者、慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

### 6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

### 7 災害医療に関する普及・啓発、研修、訓練の実施

町は、消防本部と連携して、一般住民に対して、心肺蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する訓練の実施・参加を推進する。

#### <トリアージ>

- ・「傷病者を重傷度に応じて選別する」行為のこと。
- ・災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

#### <トリアージタグ>

- ・トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。  
これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施年月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。



## 8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の準備・献血者登録に努める。

## 第6 防疫活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により町は防疫体制の確立を図る。

- 1 防疫実施計画を作成する。
- 2 防疫用薬剤の調達計画を作成する。
- 3 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- 4 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及・啓発を図る。

## 第7 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

### 1 情報収集体制の整備

町は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

### 2 保健衛生活動に関する体制整備

町は、地震発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受け入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

## 第8 し尿処理体制の確保

### 1 町が実施すべき事項

- (1) 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生するし尿の応急処理体制を確保する。
- (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

### 2 住民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレ等の設置場所を選定する。

## 第9  ごみ処理体制の確保

### 1  町が実施すべき事項

- (1)  県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2)  住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。
- (3)  ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

### 2  住民が実施すべき事項

- (1)  ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2)  自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

## 第10  災害廃棄物処理体制の整備

町は、あらかじめ町災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

## 第14章  要配慮者の支援対策

風水害等対策編  第1編  第14章「要配慮者の支援対策」P73を準用する。

## 第15章  広域的な応援体制の整備

風水害等対策編  第1編  第15章「広域的な応援体制の整備」P79を準用する。

## 第16章  情報通信システムの整備

風水害等対策編  第1編  第17章「情報通信システムの整備」P85を準用する。

## 第17章 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、医療機関等の人命にかかわる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努める。

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、町との協力を努める。

### 第1 水道施設（環境整備課）

町は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能がマヒすることのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- 1 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- 2 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能が発揮できるように整備する。
- 3 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- 4 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。

資料 ○ 町簡易水道施設一覧 P81 参照

### 第2 下水道施設（環境整備課）

#### 1 町の活動

町は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、終末処理場、ポンプ場について、耐震性を考慮して整備を促進する。

#### 2 代替性の確保

町は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

#### 3 耐震点検の実施

町は、幹線管渠、ポンプ場及び終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

#### 4 施設の補強・整備

##### (1) 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。特に、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

##### (2) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

### 第3 電力施設（四国電力送配電株式会社）

四国電力送配電株式会社は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

#### 1 設備面の対策

##### (1) 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

##### (2) 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

また、県等と連携を図りながら、電線共同溝の整備等を図る。

##### (3) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

#### 2 体制面の対策

##### (1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

##### (2) 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

##### (3) 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

- ア 応急復旧用資機材及び車両
- イ 食料その他の物資

#### (4) 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

## 第4 ガス（LPガスを含む。）施設（ガス販売事業者）

ガス販売事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

### 1 施設の整備

- (1) ガス施設は、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合している状態を維持する。
- (2) 主要なガス工作物については、ガス事業法に基づき、設計、施工を行う。
- (3) ガス導管の敷設は、耐震性に優れた継ぎ手及び可とう性のあるものとする。
- (4) 緊急操作設備を充実強化する。
- (5) 供給緊急停止のため、バルブを設けてガス供給区域のブロック化を図る。

### 2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

### 3 連絡体制及び動員体制

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、震度5弱以上の地震を覚知した場合は、全員事業所等に参集する。

### 4 保安教育及び防災訓練

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震などの緊急措置について保安教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

### 5 ガス利用家庭設備

- (1) 200 ガル（震度5相当）以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメータの設置を図る。
- (2) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

## 6 地震計の設置

事業所に地震計（S I 計）を設置し、地震規模の情報把握を行う。

## 第5 電信電話施設（西日本電信電話株式会社等）

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンク株式会社等は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

### 1 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉等を設置する。

### 2 局舎内設備の整備

- (1) 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。
- (2) 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。
- (3) バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

### 3 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

### 4 災害対策用機器の整備

- (1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。
- (2) 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。
- (3) 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。
- (4) 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

### 5 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル・鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

### 6 ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にで

きるような対策を実施する。

## 7 通信ケーブルの地中化の推進

県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

## 8 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、NTT西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

# 第18章 公共土木施設等の耐震対策等

風水害等対策編 第1編 第19章「道路災害予防対策」P92、第20章「建築物災害予防対策」P94、第21章「農林地・農林業用施設災害予防対策」P95、第22章「文化財の災害予防対策」P96、第23章「水害予防対策」P97を準用する。

資料 ○ 愛媛県指定町内緊急輸送道路、県道一覧 P91 参照

## 第19章 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町は、久万高原町消防本部と連携して、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

### 第1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、久万高原町消防本部は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

#### 1 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### 2 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

#### 3 防災車両、資機材の整備消防自動車等

久万高原町消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

資料編 ○ 町内危険物施設一覧 P114 参照

### 第2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う高圧ガスの利用範囲の拡大により、高圧ガスは様々な分野で使用されており、また、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPガス）も、その利便性により、多くの世帯で使用されている。

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法によって耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされて、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭は、県の指導等に基づき、次のとおり設備の設置促進等を図る。



## 1 高圧ガス事業所

- (1) 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施
- (2) 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施
- (3) 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進
- (4) 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

## 2 一般消費家庭

- (1) ガス放出防止器の設置促進
- (2) 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- (3) 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

## 第3 毒物・劇物貯蔵施設

製造業者等は、次により耐震対策の強化を推進する。

### 1 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。

### 2 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

## 第4 火薬類製造施設・貯蔵施設

製造業者等は、次により耐震対策を強化する。

### 1 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県へ報告する。

### 2 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のため、とるべき措置について保安教育を実施する。

### 3 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

## 第20章 災害復旧・復興への備え

### 第1 平常時からの備え

町は、平常時から県や国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- 1 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- 2 町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- 3 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。
- 4 町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。
- 5 町の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。
- 6 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 第2 複合災害への備え

- 1 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 2 町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- 3 町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直し

〔久万高原町防災〕

に努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 第3 災害廃棄物の発生への対応

- 1 町は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。
- 2 町は、県と連携し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。
- 3 町は、建築物等への被害があり、有害物質の漏洩及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等・飛散防止体制の整備に努める。

### 第4 各種データの整備保全

- 1 町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。
  - ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- 2 町は、各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。
- 3 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### 第5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町はその制度の普及促進にも努める。

### 第6 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町はその制度の普及促進にも努める。

### 第7 罹災証明書交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシ

システムの活用について検討する。

## 第8 復興事前準備の実施

町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

## 第9 復興対策の研究

町は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

## 第2編 地震災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

### 第1章 町の災害応急活動

町内に大規模な地震災害が発生し、災害対策を総合的かつ迅速に行う必要が生じた場合、町は速やかに町対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編 第2編 第2章「防災組織及び編成」の定めるところによる。

#### 第1 久万高原町災害対策本部の設置

町内で地震による被害が発生し、その対策を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び久万高原町災害対策本部条例（平成16年条例第17号）に定めるところにより、直ちに久万高原町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

資料編	○ 久万高原町災害対策本部条例	P126 参照
-----	-----------------	---------

##### 1 町対策本部の設置基準

- (1) 町内に最大震度5弱以上の揺れを観測したとき。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (3) 最大震度4以下の揺れであっても、中規模な被害が発生したとき。

##### 2 町対策本部の廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。

##### 3 町対策本部設置及び廃止の公表

町対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
一般住民	町防災行政無線、町ホームページ、広報車	町長
各課等	庁内放送、口頭、電話、電子メール	本部事務局長
支所	電話、電子メール	〃
久万高原町消防本部	電話、消防無線、電子メール	〃
久万高原町消防団	電話、町防災行政無線	消防部長・本部事務局長

〔久万高原町防災〕

## 地震災害対策編

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
県中予地方局	県防災行政無線、電話、FAX、電子メール その他迅速な方法	本部事務局長
久万高原警察署	電話、FAX	〃
報道機関	口頭、電話、文書	〃

### 4 町対策本部の設置場所

町庁舎内に本部室を設置するものとするが、町庁舎が被災し、使用不能のときは、久万高原町消防本部庁舎又は本部長が指定する場所に本部を設置する。

### 5 町対策本部の組織及び分掌事務

風水害等対策編 第2編 第2章「防災組織及び編成」の定めるところによる。

### 6 本部連絡員

- (1) 本部室には、原則として本部連絡員を置く。
- (2) 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管部員のうちから指名する者をもって充てる。
- (3) 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、町対策本部に報告するとともに、町対策本部からの連絡事項を各部に伝達する。

### 7 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、町長が事故や不在等の非常時には、定めた順位により町対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

### 8 本部会議の開催

本部会議の構成は、次のとおりであり、災害対策の基本的事項について協議する。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部事務局長	危機管理室長
本部員	総務課長、議会事務局長、会計管理者、住民課長、環境整備課長、病院事業等統括事務局事務長、保健福祉課長、建設課長、農業戦略課長、農業委員会事務局長、林業戦略課長、ふるさと創生課長、まちづくり営業課長、教育委員会事務局長、消防本部消防長、消防団長、各支所長

### 9 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

[久万高原町防災]

- (2) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。
- (3) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者を充てる。
- (4) 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (5) 県現地災害対策本部との連携  
大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が町内に設置された場合は、町対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。
- (6) 確実な情報収集・伝達方法が可能となるよう、町内地域ごとに担当職員を置く。

## 第2 非常配備体制

町対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、次による。

なお、各部長は、次の配備基準に基づき配備計画を立て、これを部員に徹底しなければならない。

区分	配備基準	配備内容	配備要員
警戒配備 (参集レベル2)	町内に最大震度3の揺れを観測したとき。	情報収集活動、連絡活動及び防災資機材の準備等を実施する体制	総務課危機管理室職員 各支所指定職員
特別警戒配備 (参集レベル3)	1 町内に最大震度4の揺れを観測したとき。 2 最大震度4以下の揺れで小規模な被害の報告があったとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。	災害発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制 1 地震に関する情報の収集(被害なしの場合 → 通常業務、時間外の場合は報告後解散) 2 被害情報の把握、町長等への報告 3 被害状況の県への報告 4 必要に応じて関係団体等への通報 5 初期災害応急対策 6 災害情報に関する広報	総務課危機管理室職員 各支所指定職員 消防署全職員 ※震度4以下の地震で災害の報告があったときは、次のとおり。 本部事務局職員、本部員及び各課指定職員

区分	配備基準	配備内容	配備要員
非常配備 (参集レベル4)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内に最大震度5弱又は5強の揺れを観測したとき。</li> <li>2 最大震度4以下の揺れであっても、中規模な被害が発生したとき。</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。</li> <li>4 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>(町対策本部を設置)</p> <p>中規模の災害に対する警戒、若しくは次の応急対策を実施する体制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震に関する情報の収集(被害なしの場合 → 通常勤務、時間外の場合は報告後解散)</li> <li>2 町有施設等被害情報の把握</li> <li>3 被害状況の県への報告(震度5強の場合は、消防庁にも報告)</li> <li>4 消防署等関係機関への通報</li> <li>5 町長等への報告</li> <li>6 初期災害応急対策</li> <li>7 災害情報に関する広報</li> </ol>	<p>本部事務局職員、本部員及び各課指定職員</p> <p>* 他の職員は、参集の準備</p>
特別非常配備 (参集レベル5)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内に最大震度6弱以上の揺れを観測したとき。</li> <li>2 震度6弱未満の震度であっても、町内の被害程度が甚だしく、若しくは本町を含め複数の市町が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると町長が判断するとき。</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</li> <li>4 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。</li> </ol>	<p>(町対策本部を設置)</p> <p>大規模な災害に対し、町の全力をあげて防災活動を実施する体制</p> <p>全職員が直ちに登庁し町対策本部を設置し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施</p>	<p>全職員</p>

(注) 消防本部は、町消防警防規程等による消防長の判断により、地震規模、被害の状況等に即応した配備体制をとることができる。詳細な配備基準については、『災害対策本部設置基準と職員配備基準』による。

### 第3 職員の動員

町対策本部を設置した場合の動員は、第2編 第1章「町の災害応急活動」に定める配備基準に基づいて、本部長が決定する。



## 第4 本部職員の動員方法

- 1 本部長の配備体制の決定に基づき本部事務局長から各本部員にその旨を通知し、本部員は各所属職員に連絡し動員する。
- 2 招集は、庁内放送、電話、防災行政無線、電子メール、連絡員などの方法により速やかに通知する。
- 3 伝達の際には、次の事項を明確に伝える。
  - (1) 配備体制の種類
  - (2) 町対策本部開設又は招集の時間
- 4 各本部員は、配備状況について、本部事務局長を通じて本部長に報告する。

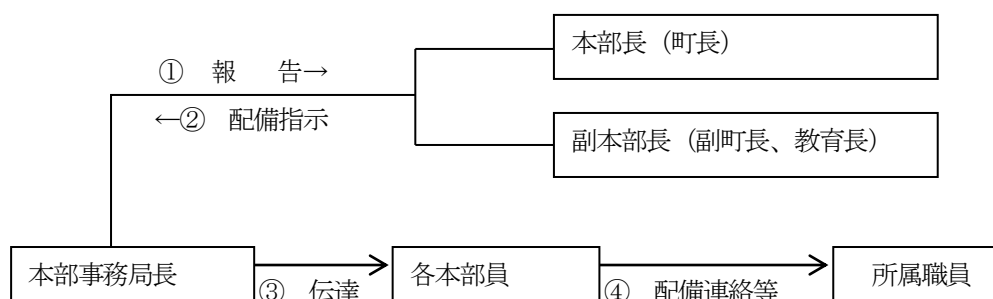
## 第5 動員の伝達系統

職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

### 1 勤務時間内における伝達及び配備

- (1) 災害が発生した場合、本部事務局長は、本部長の決定した配備体制について各本部員に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。
- (2) 各本部員は、直ちに所属職員に連絡し、所属職員を所定の場所に配備し、事務又は業務に従事させる。

〈勤務時間内における伝達系統〉

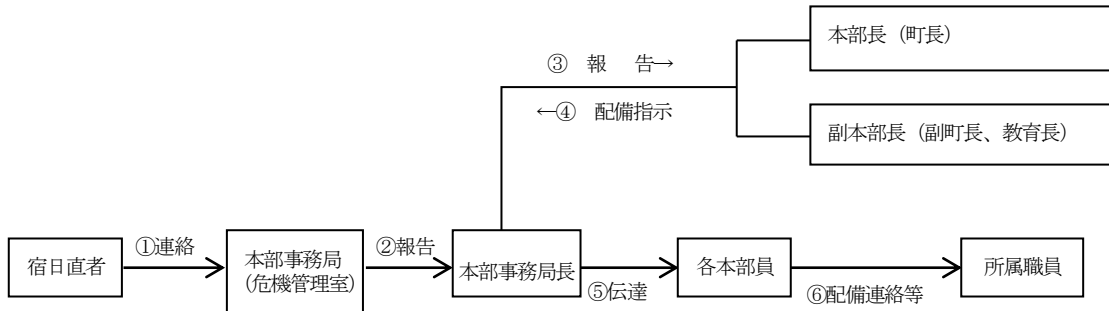


### 2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (1) 伝達及び配備
  - ア 宿日直者は、非常配備に該当する地震情報等が関係機関から通知されたときは、直ちに本部事務局（危機管理室職員）に連絡し、本部事務局長に報告する。
  - イ 本部事務局長は、本部長、副本部長にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には各本部員に連絡し、各本部員は各所属職員に伝達する。
  - ウ 各部長は、各部に非常連絡員を置き、勤務時間外の指令の伝達にあたらせ、所属職員への周知徹底を図る。
  - エ 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。
  - オ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害

が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属長の指示を受ける。

〈勤務時間外、休日における伝達系統〉



(2) 勤務時間外、休日における初動体制

ア 町内に最大震度5強又は5弱以下の揺れを観測したとき。

各震度に応じた配備基準に従い、あらかじめ定められた分掌事務を行う。

イ 町内に最大震度6弱以上の揺れを観測したとき。

全職員は、あらかじめ定められた伝達系統により、動員の命令を待たず、自主的に参集し、次の要領で初動体制をとる。

時系列的事項	実 施 内 容
1 ↓ 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 ↓ 人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3 ↓ 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの出先機関あるいは避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 ↓ 被害状況の収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 ↓ 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各班長に報告する。 (2) 各班長(又は次席者)は、被害状況を所属部長に集約する。
6 ↓ 緊急対策班の編成	発生直後の職員の参集率が低い場合には、先着した職員により緊急対策班を編成(注1)し、順次初動に必要な業務(注2)にあたる。
7 ↓ 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注1 緊急対策班の編成は、次のとおりである。

(1) 職員の参集率が低く各班で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模から組織困難なときは、各班の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から緊急対策班を編成する。

(2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を行う。

ア 被害状況の収集、広報活動

(ア) 防災行政無線、広報車による住民への呼び掛け

(イ) 県、消防本部、警察等関係機関との連絡

- (ウ) 消防団、住民組織との連絡
- (エ) 被害調査班の編成
- イ 災害対策本部の設置
  - (ア) 本部室の設置と関係機関への周知
  - (イ) 必要備品（電話、地図、黒板、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備
  - (ウ) 本部会議に関する準備、連絡
  - (エ) 広域応援要請の検討、決定
- ウ 指定避難所等の設置
  - (ア) 住民の避難状況の確認
  - (イ) 指定避難所の開設
  - (ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請
- エ 食料、物資の調達
  - (ア) 関係団体、業者への調達手配
  - (イ) 他市町村、県への応援要請
- オ 水道、トイレ対策
  - (ア) 上水道の被害状況調査
  - (イ) 上水道の応急復旧
  - (ウ) 被災者への給水
  - (エ) 仮設トイレの確保、設置

注2 初動に必要な業務とは、主に次のとおりである。

- (1) 被害状況調査
- (2) 地震等情報調査
- (3) 関係機関等への情報伝達
- (4) 防災用資機材の調達・手配
- (5) 防災行政無線、広報車等による住民への情報伝達
- (6) 支援物資調達準備計画の策定
- (7) 安全な避難場所への誘導
- (8) 指定避難所の開設

## 第6 新型コロナウイルス感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

### 【工夫の例】

- ・災害対策本部設置場所の工夫
- ・災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底

- ・共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
  - ・電話やTV会議システム等の活用
- 1 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
  - 2 大規模な災害の発生時においては、県や国、他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
  - 3 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

## 第2章 通信連絡

風水害等対策編 第2編 第3章「通信連絡」P127を準用する。

## 第3章 情報活動

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第2編 第4章「情報活動」の定めによる。

### 第1 情報活動の強化

#### 1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、地震による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

#### 2 情報活動における連携強化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と町災害対策本部の各相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

### 第2 災害情報の収集連絡

#### 1 国（気象庁）の地震情報等

##### (1) 地震情報等の伝達

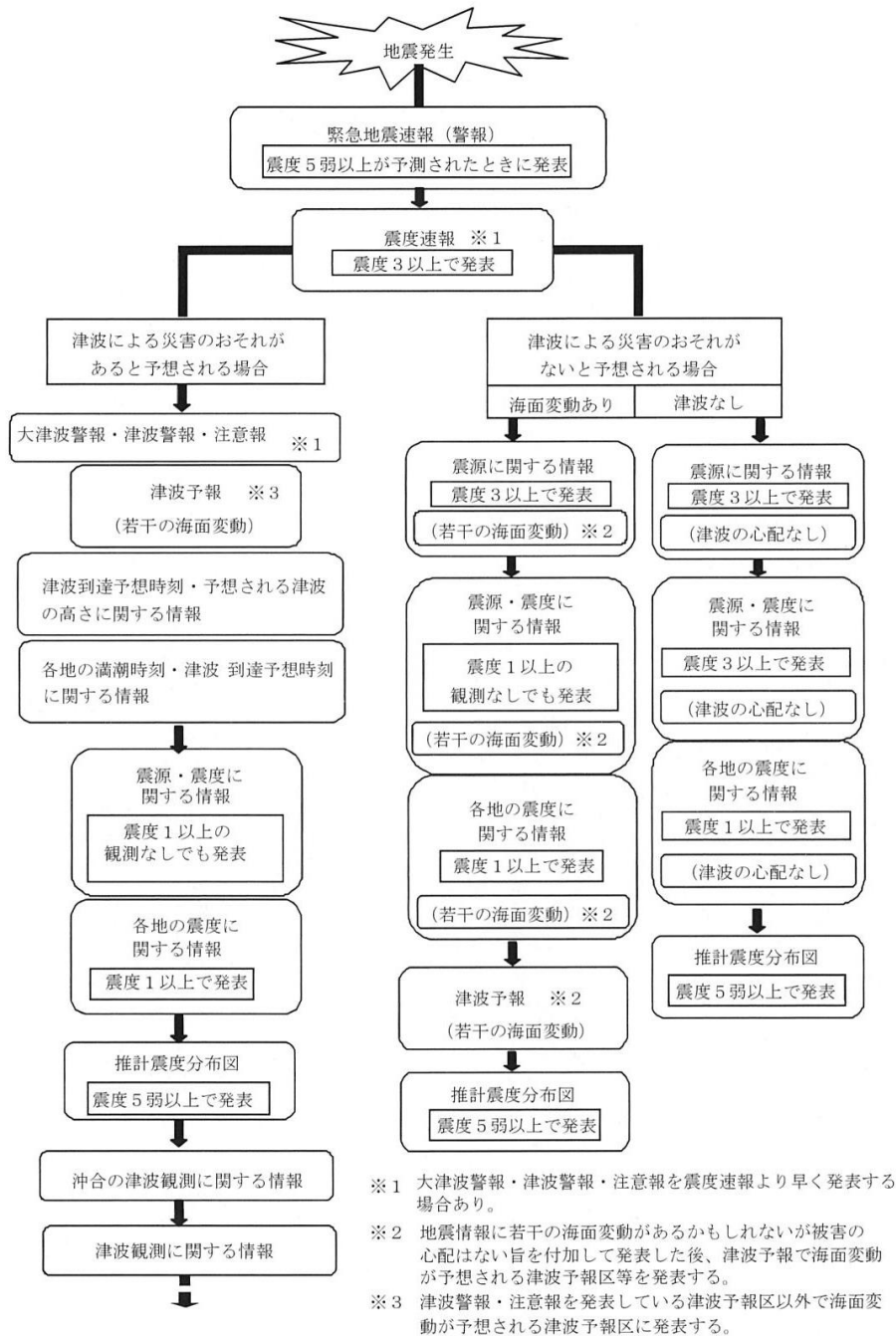
地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

##### (2) 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料で、内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

##### (3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



(4) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けら

れる。

内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

#### イ 緊急地震速報の伝達

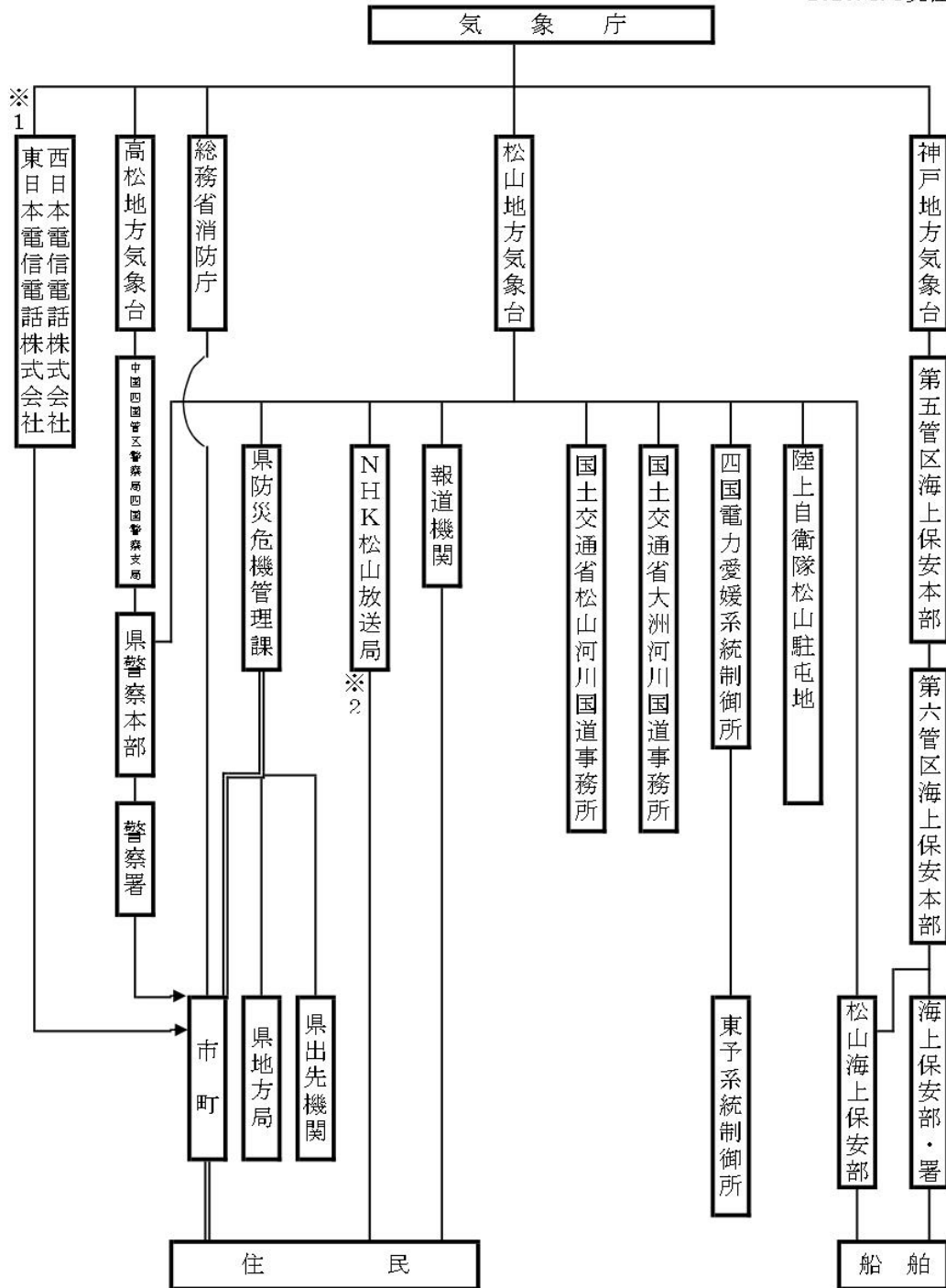
気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(5) 情報の伝達系統

地震に関する情報の伝達系統図は次のとおりとする。

2020. 1. 1現在



※ 1 : 津波警報の発表、解除のみ。

※ 2 : 警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路



## 2 町の活動

### (1) 地震情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、町対策本部（町対策本部設置前においては危機管理室）において受理する。

イ 受理した情報については、防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

### (2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

ア 被害状況

イ 避難指示緊急安全確保の指示又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

## 第3 情報活動における連携強化

### 1 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、町対策本部と支所相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

### 2 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて町対策本部又は支部に警察官の派遣を要請する。

## 第4 情報の収集

町対策本部は、町防災行政無線消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

### 1 職員派遣による情報収集

災害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、必要に応じて各地域に職員を派遣し、被害状況

及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

## 2 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、各課が関係機関、諸団体及び自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、自治会長又は自主防災会長等を通じ、直ちに町に通報がなされるよう体制を整えておく。

## 3 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

## 4 県への応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や、調査して専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を要請する。

## 5 防災関係機関からの情報収集

情報収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

## 6 被害項目と調査担当課

町は、被害状況を収集、把握するため、関係各機関・団体等と連携し、各種被害を確実、迅速に入手する体制を整備する。

特に、人的被害については、消防部を中心に、必要に応じ各部から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施するうえで最も重要な情報であるため、最優先に収集し、関係機関や民間の協力を求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

各種被害ごとの担当部及び協力関係機関・団体等は、次のとおりである。

被害等の区分	担当部	協力関係機関
総合被害	本部事務局	—————
町有財産被害	総務部	—————
商工業関係被害	農林観光部	商工会
火災発生 水防情報	消防部	自主防災組織等 中予地方局建設部
医療施設被害	医療部	医師会
衛生施設被害 上・下水道関係被害	生活衛生部	収集委託業者等 町内管工業者等
社会福祉施設被害	福祉部	民生児童委員 社会福祉協議会
住家等一般被害	総務部 生活衛生部 建設部	自治会長等 自主防災組織 町内建設業者等

被害等の区分	担 当 部	協力関係機関
土木施設被害	建設部	中予地方局建設部 町内建設業者等
農林業関係被害	農林観光部	松山市農業協同組合 松山農業共済組合 久万広域森林組合 株式会社いぶき
教育関係被害	教育部	教育施設管理者 教育委員

(注) 各支所は、支所管内の被害情報を収集する。

## 7 「震度情報ネットワーク」の活用

震度情報ネットワークシステムの運用により、県より送信される震度情報を活用し、地震規模や広域的な被害状況の把握、応急対策等を行う。

## 8 災害発生直後からの情報収集

災害が発生した直後からその後の段階で収集する情報は、概ね次のとおりである。

災害発生直後	その後の段階
(1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況	(1) 被害状況
(2) 家屋等建物の倒壊状況	(2) 避難指示又は警戒区域の設定状況
(3) 火災、土砂災害等の二次災害の発生状況及び危険性	(3) 指定避難所の設置状況
(4) 河川等の決壊及び危険性	(4) 住民の避難生活状況
(5) 避難の必要の有無及び避難の状況	(5) 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
(6) 住民の動向	(6) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
(7) 道路、橋りょう及び交通機関の被害状況	(7) 医療機関の活動状況
(8) 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	(8) 救護所の設置及び活動状況
(9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	(9) 傷病者の収容状況
	(10) 道路、橋りょう及び交通機関の復旧状況

## 第5 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

また、住民への伝達は、町防災行政無線、有線放送、町ホームページ、スマートフォン向けアプリ

り、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車等の多様な情報伝達手段を活用するほか、自主防災組織等の協力を得て行う。状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

町は、防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

## 第6 報告及び要請事項の処理

### 1 報告責任者

県への災害状況報告は、本部事務局長又は総務部長が行う。

### 2 県へ報告すべき災害の範囲

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- (2) 町が対策本部を設置したとき。
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- (4) 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したとき。
- (5) その他特に県から報告の指示をされたとき。

### 3 町の活動

#### (1) 報告、要請

町対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

## 〈県の連絡先〉

防災危機管理課			
県防災通信システム	電話：(地上特番) 500-0-2318	FAX：(地上特番) 500-201	
NTT回線	電話：089-912-2318	FAX：089-941-2160	
	089-912-2335		
中予地方局総務県民課			
県防災通信システム	電話：(地上特番) 503-0-310	FAX：(地上特番) 503-21	
NTT回線	電話：089-909-8750	FAX：089-913-1140	

## 〈消防庁の報告先〉

回線別		区分	平日(9:30~18:15) 総務省消防庁広域応援室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		63-90-49013	63-90-49102
	FAX		63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話		64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	FAX		64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

## (2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム(地上系・衛星系)

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

資料編	○ 災害情報報告様式(県への報告)	P62	参照
	○ 災害の被害認定基準	P71	参照

## (3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。

また、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

#### ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

#### エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告する。

- (ア) 町災害対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- (イ) 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

### 4 大規模災害時における町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、町は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

### 5 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

## 第4章 広報活動

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

### 第1 広報責任者

広報活動は、総務部が町防災行政無線、広報車、町ホームページ、広報紙等により、住民への広報を行う。

### 第2 広報事項

町は、町内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

主な広報事項は、次のとおりである。

- 1 町対策本部設置に関する事項
- 2 災害の概況（火災状況等）
- 3 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- 4 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- 5 高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保の指示
- 6 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- 7 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 8 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 9 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 10 防疫に関する事項
- 11 医療救護所の開設状況
- 12 被災者等の安否情報
- 13 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- 14 自主防災組織に対する活動実施要請
- 15 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 16 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 17 災害復旧の見込み
- 18 被災者生活支援に関する情報

### 第3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電、通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることにかんがみ、あらゆる広報媒体（町防災行政無線、ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット（町ホームページ）、広報紙等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 町防災行政無線等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙やチラシの掲示、配布
- (5) 指定避難所への広報担当者の派遣
- (6) 自主防災組織を通じての連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

#### 第4 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

#### 第5 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

##### 1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット（ホームページ、SNS等）  
知事、町長の放送要請事項、地震情報、交通機関運行状況等
- (2) 町防災行政無線（同報系）、IP告知端末、コミュニティFM、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、消防無線、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送  
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡  
主として町対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等  
火災発生の通報、河川の増水
- (5) 町や県のホームページ  
各種警報、避難情報の発令状況、被害情報、道路情報等

#### 第6 広聴活動

町は、被災住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、支所又は避難所に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。



## 第7 広報資料（写真）の収集

報告、記録、陳情用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ現地の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

## 第8 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

## 第5章 避難活動

風水害等対策編 第2編 第6章「避難活動」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法、指定避難所等の開設等について、次のとおり定める。

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、がけ崩れ等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

### 第1 避難情報

地震時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して高齢者等避難及び避難指示、緊急安全確保の発令を行う。

なお、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

#### 1 避難情報の基準

##### (1) 町長

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令する。

さらに、町の区域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示を発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための緊急安全確保を指示する。これらの場合、町長は、直ちに県地方本部長又は県支部長を通じて知事（災害対策本部長）に報告する。

##### (2) 警察官

町長が避難指示若しくは屋内での待避等の緊急安全確保の指示を行うことができな いと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民に対して避難指示又は屋内での待避等の緊急安全確保の指示を行う。この場合、警察官は、直ちにこれらの指示をした旨を町長に通知する。

##### (3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難指示、又は屋内での待避等の緊急安全確保の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

##### (4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講じる。

## 2 避難情報の内容

避難情報の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

## 3 避難情報の伝達方法

避難情報の発令を行った場合、町は対象地域の住民に対して、町防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、IP告知システム、コミュニティFM（防災ラジオ）、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、避難情報の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。

さらに、町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき避難誘導を行う。

なお、町長はこれらの避難情報を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

## 4 警戒区域の設定

### (1) 設定の基準

ア 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

### (2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長、警察官又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入りの制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。

イ 町長、警察官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 5 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言する。

## 第2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織の単位ごとに集団避難方法により、町職員、消防団又は警察官の誘導のもと原則として次により避難する。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

### 1 避難情報が発令された要避難地区で避難を要する場合

- (1) 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、集合所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所へ避難する。
- (4) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、当該指定緊急避難場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに町職員、消防団又は警察官等の誘導のもとに、他の安全な指定緊急避難場所へ避難する。

### 2 その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

### 3 避難誘導

避難誘導については、次の点に留意して行う。

- (1) 避難誘導は、町職員、消防団、警察官等があたり、自主防災組織等の協力を得て行うが、できるだけ地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導にあたっては極力安全と統制を図る。
- (2) 避難誘導にあたって、高齢者、障害者等の要配慮者については、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に避難誘導を行う。

#### 4 避難道路の確保

町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

### 第3 指定避難所等の設置及び避難生活

町は受け入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。受け入れにあたっては、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、指定避難所等の運営にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、指定避難所等を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

#### 1 指定避難所の開設

##### (1) 指定避難所の開設

避難が必要になった場合、総務部、福祉部及び消防部は直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、町営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

##### (2) 避難生活及び設置場所

###### ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

###### イ 設置場所

町は、「町地域防災計画」に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

- (ア) 山・崖崩れの危険のない地域に設置する。
  - (イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
    - ① 学校、体育館、公民館等の公共建築物
    - ② あらかじめ協定した民間の建築物
    - ③ 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
  - (ウ) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れのための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。
  - (エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。
  - (オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。
- (3) 設置期間
- 町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

資料編 ○ 久万高原町指定避難所一覧 P98 参照

- (4) 福祉避難所の設置
- 障害者、高齢者等一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。
- また、状況によっては、民間賃貸住宅や旅館・民宿等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

## 2 指定避難所等の運営

- (1) 町は、避難者、住民、自主防災組織や学校等指定避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応接受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等へ

- の移送に努める。
- (6) 町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 町は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受け入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など。）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (9) 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- (10) 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。
- (11) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- (12) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- (13) 指定避難所の運営にあたっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- (14) 県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

### 3 指定避難所等への町職員等の配置

町が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

### 4 指定避難所等における町職員等の役割

#### (1) 町職員

指定避難所等に配置された市町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- ア 被災者の受け入れ
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受け入れ

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

町が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

#### 第4 避難状況の報告

町対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県災害対策本部又は災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部又は県災害警戒本部に依頼する。

#### 第5 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

従って、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

- 1 家から最も近い指定緊急避難場所を2箇所以上確認しておき、指定緊急避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておく。
- 2 指定緊急避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い指定緊急避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- 4 要配慮者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

### 第6章 緊急輸送活動

風水害等対策編 第2編 第7章「緊急輸送活動」P165を準用する。



## 第7章 交通応急対策活動

風水害等対策編 第2編 第8章「交通応急対策活動」の定めるところによるが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について次のとおり定め、陸上交通の確保に努める。

### 第1 緊急地震速報を覚知したとき及び地震発生時の自動車運転者の措置

- 1 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

指定避難所等に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

  - (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。
  - (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
  - (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- 2 避難のために車両を使用しない。
- 3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。
  - (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
    - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
    - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
  - (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。
  - (3) 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

## 第8章 災害拡大防止活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、町、県はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

### 第1 消防活動

#### 1 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第2編 第10章「消防活動」の定めるところによる。

##### (1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

##### (2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

##### (3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### (4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

##### (5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

##### (6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

##### (7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

## 2 消防機関の活動

(1) 久万高原町消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

町内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町対策本部及び久万高原警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 住民（自主防災組織）の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に把握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（駐在所）等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

## (2) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長及び方面隊長の指揮のもと消火活動等を行う。

### ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼び掛けるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

### イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

### ウ 避難誘導

避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

### エ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

## (3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 3 事業所の活動

#### (1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、LPガス、高圧ガス等の供給の遮断確認、及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

#### (2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

#### (3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

### 4 自主防災組織の活動

#### (1) 火気遮断の呼び掛け、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、LPガス容器のバルブ閉止等の相互呼び掛けを行うとともに、その点検及び確認をする。

#### (2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

#### (3) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

### 5 住民の活動

#### (1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、LPガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

#### (2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみ置きの水等で消火活動を行う。

## 第2 水防活動

風水害等対策編 第2編 第11章「水防活動」P179を準用する。

## 第3 人命救助活動

風水害等対策編 第2編 第12章「人命救助活動」P183を準用する。

#### 第4 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所を指定する町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- 1 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- 2 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- 3 保護者、地域、関係機関との連携
- 4 防災上必要な設備等の整備及び点検
- 5 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- 6 適切な応急手当のための準備
- 7 緊急避難場所の確認
- 8 登校・下校対策
- 9 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

#### 第5 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- 1 町は、(公社)愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 町は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

#### 第6 帰宅困難者への対応

町及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安をとり除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 町は、町域において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- 3 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援

に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

## 第9章 災害救助法の適用

風水害等対策編 第2編 第14章「災害救助法の適用」P190を準用する。

## 第10章 地域への救援活動

地震災害においては、家屋の倒壊、焼失、津波等の切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがある。

このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、町、県、自主防災組織、住民等は、食料や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行う。

### 第1 物資の確保・供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、町、県及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者及び男女のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても物資等が提供されるよう努める。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、この計画に定めのない事項については、風水害等対策編 第2編 第15章「食料及び生活必需品等の確保・供給」の定めるところによる。

### 1 食料の供給

#### (1) 食料の確保

ア 震災時における食料の供給については、速やかに備蓄食料の放出を図るが、発災後の7日間程度（うち、3日分程度の非常食料）の食料を各家庭の備蓄と町内業者から調達できる体制の確立を目指す。

イ 住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼び掛ける。

#### (2) 供給上の配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。



## 2 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料、生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

### (1) 食料等の供給

段 階	食 料
第 一 段 階 ( 生 命 の 維 持 )	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第 三 段 階 ( 自 立 心 へ の 援 助 )	食材の給付による避難者自身の炊き出し

### (2) 衣料・生活必需品等の供給

段 階	生 活 必 需 品 等
第 一 段 階 ( 生 命 の 維 持 )	毛布等(季節を考慮したもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 ( 自 立 心 へ の 援 助 )	なべ・食器類(自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

## 3 物資調達マニュアルの整備

食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- (1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所(調理施設・避難所等)の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ県への食料、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 避難所ごとの被災者、自主防災組織等受入体制の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法(配分、場所、協力体制等)の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

## 4 物資の備蓄及び集積場所

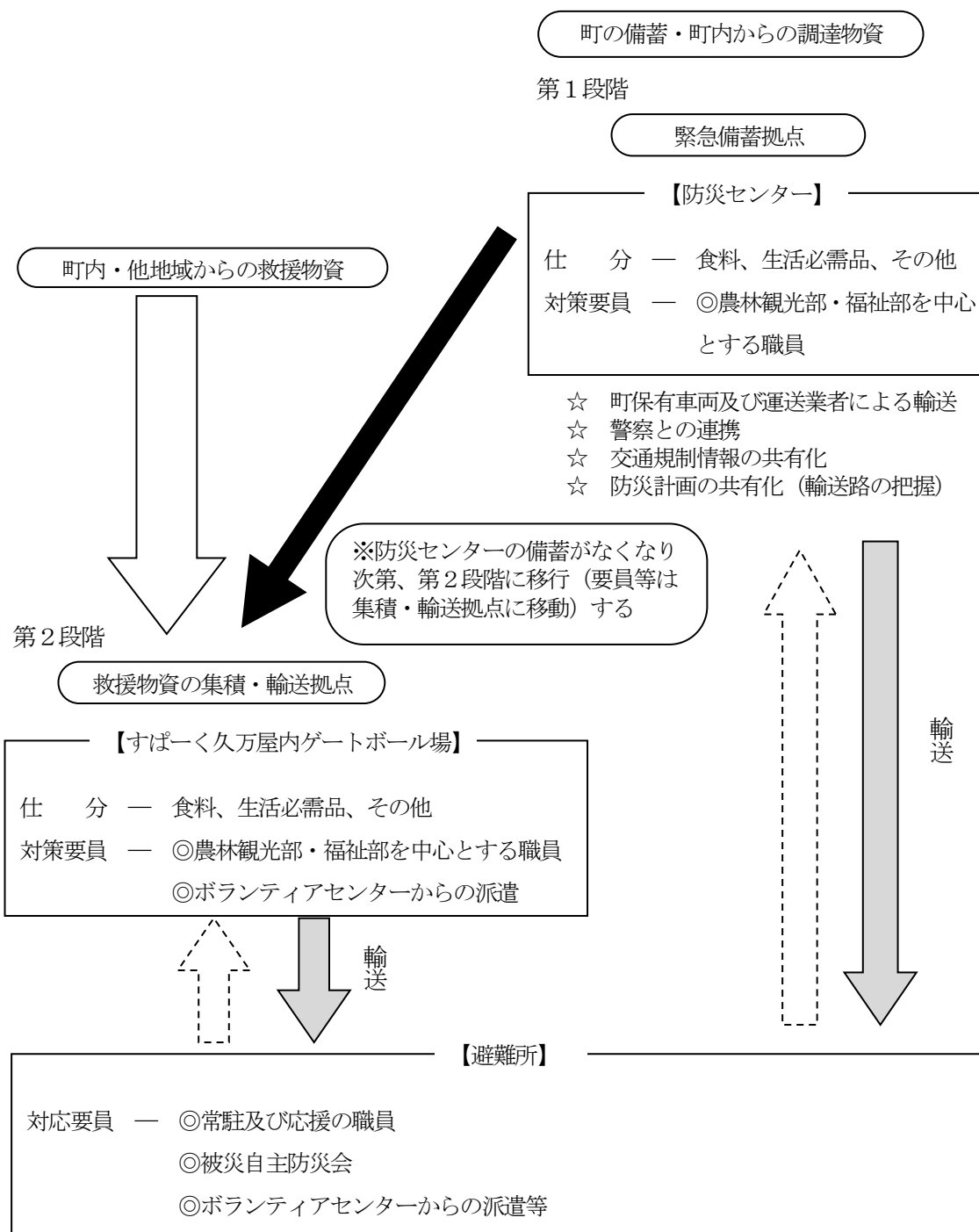
町の緊急物資の備蓄拠点を道の駅「天空の郷さんさん」、救援物資集積の拠点をすばーく久万屋内ゲートボール場とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

資料編 ○ 災害時における道の駅「天空の郷さんさん」施設の相互利用に関する協定  
 (株式会社さんさん久万高原 P104 参照、一般社団法人久万高原町観光協会 P105  
 参照、久万高原商工協同組合) P106 参照)

5 震災時における食料等（生活必需品等含む。）供給の流れと実施担当部

対 策 班	実 施 内 容
総務部	町有車両の確保及び緊急車両の調達
農林観光部	食料・食材の調達
農林観光部 総務部	生活必需品、燃料等の調達
福祉部	援助物資の支給、食料の配給、炊き出しの手配
教育部	炊き出しに伴う給食施設の管理

震災時の食料、生活必需品等供給の流れ



第2 飲料水の確保・供給

風水害等対策編 第2編 第16章「飲料水の確保・供給」P198を準用する。

### 第3 燃料の確保

#### 1 町の活動

(1) 町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあつせんを行う。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあつせんに要請する。

ア 必要なLPガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

(1) 町は、町の行政庁舎、指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

#### 2 住民及び自主防災組織の活動

地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

### 第4 医療救護活動

風水害等対策編 第2編 第17章「医療救護活動」P201を準用する。

### 第5 下水処理・し尿処理の実施

#### 1 町の活動

(1) 下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。

(2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

(3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。

(4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。

(5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

(6) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団に対し、必要に応じて支援を要請する。

#### 2 住民及び自主防災組織の活動

(1) 水洗トイレは町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、町からの指示に従う。

(2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒、管理を行う。

### 第6 生活系ごみ処理の実施

#### 1 町の活動

(1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、ごみ置場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(2) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみに

- については、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように指導・広報する。
- (3) 住民によって集められたごみ置場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選定した処理施設に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

## 2 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、市町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

- (1) 自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りのごみ置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみ置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、ごみ置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) ごみは、町が定めた日時にごみ置場へ搬出する。

## 第7 災害廃棄物の処理

風水害等対策編 第2編 第21章「廃棄物等の処理」の定めるところによるが、大規模地震発生時に震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって大量に発生する災害廃棄物の処理について定める。

### 1 基本方針

町は、応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物を愛媛県災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。また、町災害廃棄物処理計画の策定を検討する。

### 2 町の活動

- (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置
- 町対策本部に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
- (2) 情報の収集
- 町内の情報を収集・把握し、次の内容を整理し県に報告する。
- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理場の確保状況
- (3) 発生量の推計
- 収集した情報をもとに、災害廃棄物の発生量を推計する。
- (4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(5) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等をもとに、関係機関へ協力を要請する。

(7) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案したうえで、県が示す処理指針や事前に策定した、災害廃棄物処理計画に基づき、町災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。

(8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続を実施する。

### 3 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

### 4 住民の活動

(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。

(2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

## 第8 防疫・衛生活動

風水害等対策編 第2編 第18章「防疫・衛生活動」P206を準用する。

## 第9 保健衛生活動

風水害等対策編 第2編 第19章「保健衛生活動」P209を準用する。

## 第10 遺体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編 第2編 第13章「遺体の搜索・措置・埋葬」P187を準用する。

## 第11 災害時における動物（犬、猫等）の管理

風水害等対策編 第2編 第23章「動物の管理」P216を準用する。

## 第12 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

風水害等対策編 第2編 第23章「動物の管理」P216を準用する。

## 第13 応急住宅対策

風水害等対策編 第2編 第24章「応急住宅対策」の定めるところによるが、特に大規模地震

〔久万高原町防災〕

等が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定める。

## 1 住宅対策

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

### (1) 応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

### (2) 地震被災建築物応急危険度判定の実施

町対策本部は、建物の地震後における使用可否の判断の必要がある場合は、県に地震被災建築物応急危険度判定の実施支援を要請し、被災建築物等の危険度の応急的な把握を行うとともに、必要な措置を講じる。

## 2 宅地対策

### (1) 被災宅地危険度判定の実施

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、被災宅地危険度判定士により危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握するとともに、二次災害の軽減・防止などの必要な措置を講じる。

### (2) 被災宅地危険度判定士の確保

町対策本部は、大規模地震や降雨等による被災状況から、町職員だけでは対応できないと判断した場合、県に対し被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

## 3 住民への広報

町対策本部は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、また被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して町ホームページ、広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

## 第 1 1 章 応急教育活動

風水害等対策編 第2編 第25章「応急教育活動」に定めるところによるが、大規模地震発生時に児童・生徒、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

### 第 1 町教育委員会の震災対策

#### 1 被害状況の把握と救急体制

直ちに教育施設の被害状況を調査、把握し、被害状況に応じた必要な応急措置を実施するとともに、人的被害に即応した救急救護計画を立てる。

#### 2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定する。

### 第 2 学校の震災対策

#### 1 緊急避難等の対策

##### (1) 避難措置

学校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

##### (2) 応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

##### (3) 地震情報等の収集

町対策本部から町内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定する。

##### (4) 下校時の危険防止

児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

##### (5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

#### 2 被害状況の把握、報告

(1) 地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把



握し、町教育委員会へ報告する。

- (2) 施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難収容施設として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては県に地震被災建築物応急危険度判定の実施を要請し、施設の安全確保を図る。

### 3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

### 4 危険箇所の安全点検等

学校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置をとる。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

## 第3 社会教育施設等の震災対策

### 1 緊急避難等の措置

#### (1) 避難措置等

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末を行うとともに、施設利用者の混乱防止措置をとり、状況により屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

#### (2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護を実施する。

#### (3) 地震情報等の収集・広報

町対策本部等から町内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に広報する。

### 2 被害状況の把握、報告

- (1) 開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

- (2) 閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

なお、避難収容施設として指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難収容施設として使用可能の有無についても町対策本部に報告する。

### 3 臨時休館等の措置

施設管理者及び町教育委員会は、町内の被害状況等から臨時休館等の措置をとることが適切と判

断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、町対策本部を通じて住民への広報を行う。

## 第 1 2 章 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編 第 2 編 第 26 章「要配慮者に対する支援活動」P225 を準用する。

## 第 1 3 章 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編 第 2 編 第 9 章「孤立地区に対する支援活動」P174 を準用する。

## 第 1 4 章 応援協力活動・ボランティア等への支援

風水害等対策編 第 2 編 第 27 章「ボランティア等への支援」P227 及び風水害等対策編 第 2 編 第 28 章「応援協力活動」P229、風水害等対策編 第 2 編 第 29 章「県消防防災ヘリコプターの出動要請」P233、風水害等対策編 第 2 編 第 30 章「自衛隊災害派遣要請の要求等」P235 を準用する。

## 第15章 通信放送施設の確保

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、町、県及び各防災関係機関等は、代替手段の確保等効果的な応急対策を実施する。

災害時の無線局運用にあたっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたすことがないように努める。

### 第1 通信施設

#### 1 町防災行政無線施設

町に設置する防災行政無線の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

### 第2 放送施設

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、非常用の予備機材を用いて仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材を早急に確保し、機器、設備等の機能回復の措置を講じる。

## 第16章 ライフラインの確保

風水害等対策編 第2編 第31章「ライフラインの確保」P239を準用する。

## 第17章 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、町内建設業者等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

### 第1 道路施設

町は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、中予地方局総務県民課、久万高原警察署等へ報告するとともに、久万高原土木事務所へ情報を提供するほか、復旧活動の支援のため、道路の啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

なお、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開等の代行を国土交通省に要請する。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

### 第2 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の被災については、故障、停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

### 第3 砂防等施設

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、余震や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立  
〔久万高原町防災〕

入禁止措置やビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに町へ状況の連絡を行う。

## 第4 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回（パトロール）や、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、余震、豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

治山等施設が損壊し、二次被害のおそれがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。

さらに、避難等が必要な場合には、速やかに町へ連絡を行う。

## 第5 農業用施設

### 1 被害状況の把握

発電用（農業用）ダム、ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、被害状況を調査し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否を判断し、県はじめ関係機関に報告する。

### 2 応急措置の実施

施設等に破損が確認され、二次災害等の危険がある場合には、施設管理者は応急措置を行い、避難指示等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

資料編 ○ 重点ため池一覧 P40 参照

## 第6 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

### 1 被害状況の把握

町は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

### 2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

## 第7 情報システム

町は、地震災害時の情報システム（防災行政無線、インターネット、電話等）の確保対策として、次のような措置を講じる。

- 1 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- 2 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

## 第8 都市公園施設

都市公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入りを禁止する措置を行う。

また、都市公園は、指定緊急避難場所や指定避難所として利用される場合も多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

## 第18章 危険物施設等の安全確保

風水害等対策編 第2編 第34章「危険物施設等の安全確保」P247を準用する。

## 第19章 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町は、県、県警察、関係機関・団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

### 第1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、町域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとりべき措置等について呼び掛ける。

### 第2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- 1 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- 2 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

### 第3 県に対する要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

## 第3編 地震災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら町が主体的に取り組み、県や国、関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下しないよう、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

### 第1章 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、県と調整を図りながら迅速に実施する。

#### 第1 激甚災害の指定

風水害等対策編 第3編 第1章 第2「激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進」P251を準用する。

#### 第2 被災施設の復旧等

風水害等対策編 第3編 第1章 第1「被災施設の復旧等」P250を準用する。

#### 第3 災害査定促進

風水害等対策編 第3編 第1章 第3「災害査定促進」P251を準用する。

#### 第4 街区の復興

##### 1 基本方針

街区が被災し、災害に強い機能向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な街区の形成を図るため、復興の基本方針を定めるとともに、必要に応じて復興計画を策定し、被災地区を復興する。



## 2 町の活動

- (1) 被害状況の把握  
町は各機関と協力し被害状況の調査を行い、県に報告する。
- (2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成  
緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
- (3) 都市復興計画の策定  
県の都市復興計画を踏まえ、また県と調整を図り、復興の目標、土地利用方針、施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。
- (4) 復興都市計画案等の作成及び事業実施  
被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。  
都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

## 第2章 復興計画

風水害等対策編 第3編 第2章「復興計画」P252を準用する。

## 第3章 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点をおきながら、住民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

### 第1 要配慮者の支援

風水害等対策編 第3編 第4章 第1「要配慮者の支援」P257を準用する。

### 第2 義援物資、義援金の受入及び配分

風水害等対策編 第3編 第4章 第2「義援物資、義援金の受入及び配分」P257を準用する。

### 第3 災害弔慰金等の支給

風水害等対策編 第3編 第4章 第3「災害弔慰金等の支給」P259を準用する。

### 第4 被災者の経済的再建支援

風水害等対策編 第3編 第4章 第4「被災者の経済的再建支援」P259を準用する。

### 第5 罹災証明書の交付

風水害等対策編 第3編 第4章 第5「罹災証明書の交付」P260を準用する。

### 第6 被災者の生活確保

風水害等対策編 第3編 第4章 第6「被災者の生活確保」P261を準用する。

### 第7 生活再建支援策等の広報

風水害等対策編 第3編 第4章 第7「生活再建支援策等の広報」P262を準用する。

### 第8 中小企業を対象とした支援

風水害等対策編 第3編 第3章 第1「中小企業を対象とした支援」P255を準用する。

### 第9 農林漁業者を対象とした支援

風水害等対策編 第3編 第3章 第2「農林漁業者を対象とした支援」P256を準用する。

### 第10 地域経済の復興と発展のための支援

風水害等対策編 第3編 第4章 第8「地域経済の復興と発展のための支援」P263を準用する。

### 第11 新型コロナウイルス感染症対策

風水害等対策編 第3編 第4章 第9「新型コロナウイルス感染症対策」P264を準用する。

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1章 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震発生に伴う、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総論 第2章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

#### 第3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じ、まさに国難ともいえる巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

## 第2章 南海トラフ地震に関する情報の種類

### 第1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

### 第2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生</li> <li>○1箇所以上のひずみ計での有意な変化（注4）とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

（注5）ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

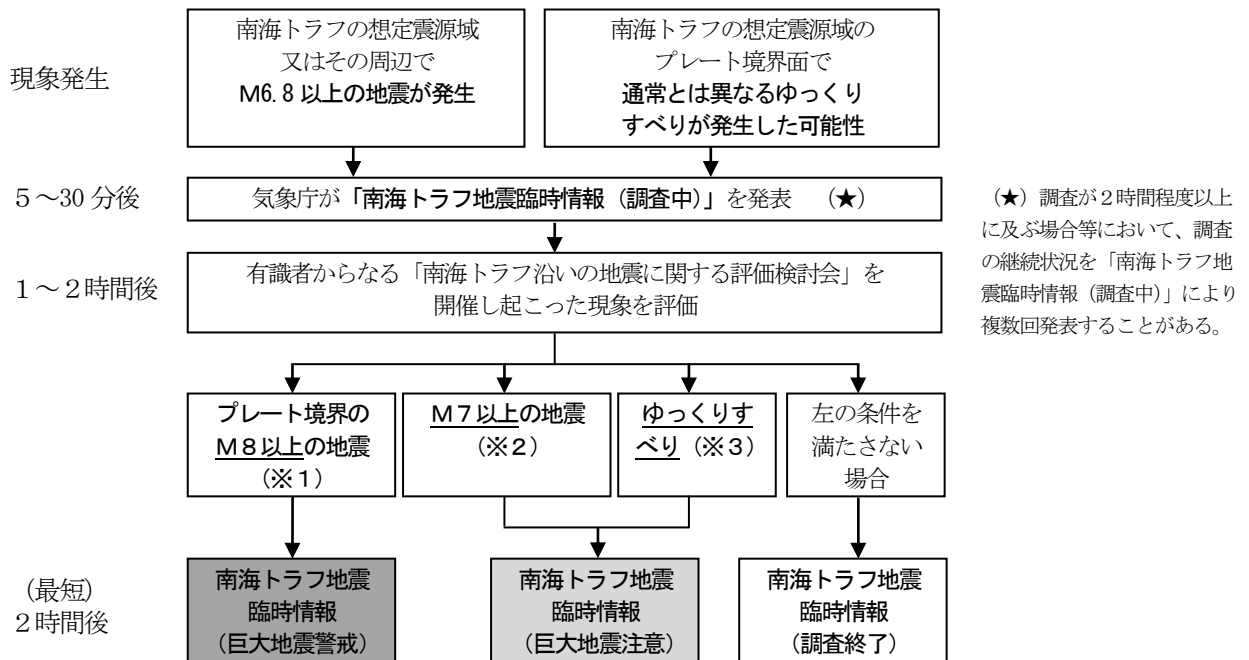
南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等々地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 第3章 南海トラフ地震臨時情報の発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおりである。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

## 第4章 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人一人による防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

### 第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、町においても活断層による内陸型地震と同じく多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの町への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町、県及び消防本部は、風水害等対策編 第1編 第4章「自主防災組織の防災対策」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及  
(他地域から愛媛県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援  
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認  
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- 4 自主防災組織同士の連携の促進  
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

### 第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、南海トラフ地震防災対策計画の策定、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（従業員等の安全確保、

[久万高原町防災]

事業の継続等)を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画(BCP)の策定等を支援する。

## 1 企業・事業所の役割

企業・事業所(以下「事業所等」という。)は、災害時に果たすべき役割(従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

## 2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画(BCP)策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼び掛ける。

## 3 商工団体等の役割

事業継続計画(BCP)の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。



## 第5章 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

#### 2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

### 第2 他機関に対する応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおり。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

### 第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

## 第6章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

### 第2 避難対策等

- 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
  - 地域の範囲
  - 想定される危険の範囲
  - 避難場所（屋内、屋外の種別）
  - 避難場所に至る経路
  - 避難指示の伝達方法
  - 指定避難所等にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
  - その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 町が、指定避難所等の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所等との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
- 町は、指定避難所等を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 他人との介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

- (2) 町長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

- ア 消防職団、自主防災組織等との連携に努めること。
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

#### 6 避難所における救護上の留意事項

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
- ア 収容施設への収容
  - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
  - ウ その他必要な措置
- (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- ア 流通在庫の引渡し等の要請
  - イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
  - ウ その他必要な措置
- 7 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

### 第3 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、風水害等対策編 第2編 第31章「ライフラインの確保」によるものとする。

### 第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

#### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項
- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
  - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
  - ウ 出火防止措置
  - エ 水、食料等の備蓄

- オ 消防用設備の点検、整備
  - カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなど情報を入手するための機器の整備
  - (2) 個別事項
    - ア 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
    - イ 学校等にあつては、
      - (ア) 避難の安全に関する措置
      - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
    - ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 町は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、町対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

  - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

## 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 第5 迅速な救助

### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

### 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

### 4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

## 第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
  - (1) 町防災行政無線
  - (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成にあたって配慮すべき事項)

計画作成にあたっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

## 第8章 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施する。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
  - (3) 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 第1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 5 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - (2) 膨大な数の避難者の発生
  - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
  - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
  - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
  - (7) 復旧・復興の長期化
- 6 地震及び津波に関する一般的な知識
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取り組む必要のある課題

### 第2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内

容は、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 3 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 4 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に関する知識
- 5 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 6 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 7 緊急地震速報の受信及び対応
- 8 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む。）
- 9 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
  - (4) 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

### 第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

#### 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容

- (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- (7) 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) その他

#### 2 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底



### 3 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

## 第4 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第10章 支援・受援体制の整備

### 第1 相互応援体制の整備

常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- 1 町は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結にあたって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

### 第2 支援体制の整備

#### 1 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

#### 2 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制・整備を県と連携して進める。

### 第3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受け取ることができるよう整備する。

#### 1 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

## 2 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

## 第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、風水害等対策編 第1編 第6章「ボランティアの防災対策」に基づくこととする。

## 第11章 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、町、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

### 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制等を定めるものとする。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害対策本部等の設置運営方法等を定めるものとする。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備するものとする。

#### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 町、県及び関係機関等は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。
- (2) 町、県及び関係機関等は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実に行うものとする。
- (3) 町、県及び関係機関等は、災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行うものとする。

#### 4 災害応急対策をとるべき期間等

町、県及び関係機関等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM

6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後（以下「南海トラフ地震、以下同じ。」）に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 5 避難対策等

### (1) 地域住民等の避難行動等

ア 町は、国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

イ 町は、健常者と要配慮者の避難速度等の違いを考慮し、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を別に定めるものとする。

ウ 町は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定するものとする。

エ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

オ 町及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておく、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

カ 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼び掛ける。

### (2) 指定避難所の運営

ア 指定避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。

イ 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

ウ その他指定避難所の運営については、風水害等対策編 第 2 編 第 6 章 第 4 「指定避難所の設置及び避難生活」を準用する。

## 6 消防機関等の活動

(1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報等の情報の的確な収集及び伝達
  - イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保
- (2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。

## 7 水道、電気、ガス、通信

ライフライン関係機関においては、それぞれの提供するサービスが社会活動の維持や災害応急対策活動等の基礎となるものであることから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、必要なサービスの供給を継続する体制を確保するものとする。

### (1) 水道

町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

### (2) 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

### (3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

### (4) 通信

通信事業者は、必要な通信を供給する体制を確保するものとする。

## 8 放送

放送事業者は、被害状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する正確かつ迅速な報道を行うための体制を確保するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、町、県及び関係機関等と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報及び火災防止等の後発地震に備えた被害軽減のための取組など地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

## 9 金融

金融機関は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

## 10 交通

### (1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべ

- き行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。
- イ 町は、道路管理者等と調整のうえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
- ウ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行うものとする。

## 1.1 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

#### ア 各施設に共通する事項

##### (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ② 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

##### (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

##### (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

##### (エ) 出火防止措置

##### (オ) 水、食料等の備蓄

##### (カ) 消防用設備の点検、整備

##### (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の点検、整備

##### (ク) 各施設における緊急点検、巡視

#### イ 個別事項

##### (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

##### (イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

##### (ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

##### (エ) 学校、研修所等にあつては、次に掲げる事項

- ① 生徒等に対する保護の方法
- ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

##### (オ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ① 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部又はその地方本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
  - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講じるものとする。

## 1 2 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

## 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害に関する会議等の設置運営方法等を定めるものとする。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

町、県及び関係機関等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。



#### 4 町、県及び関係機関等のとるべき措置

町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼び掛けるものとする。

また、町、県及び関係機関等は、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

### 第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の伝達等

町、県及び関係機関等は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。

## 第12章 広域避難対策

町及び県は、愛媛県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

### 第1 広域避難者の受入体制の整備

町は、県と連携し、愛媛県における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を県、関係市町と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合、賃貸住宅のあっせん等について事業者と協議を進める。

### 第2 広域避難者への対応

広域への避難者に対しては、町は、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について対応する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。